

平成 28 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 28 (2016) 年 6 月
東京純心大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	14
基準 3 経営・管理と財務	57
基準 4 自己点検・評価	70
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A 社会貢献	82
基準 B 強み・特色を生かした独自の研究活動	91
V. エビデンス集一覧	98
エビデンス集（データ編）一覧	98
エビデンス集（資料編）一覧	99

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学は、長崎に本部を置く邦人修道会「宗教法人純心聖母会」を設立母体とする学校法人東京純心女子学園が設置しているもので、「キリストの教えに基づいて真善美を探求するために、聖母マリアを理想とすること」を建学の精神としている。同修道会は日本人最初の司教である早坂久之助師により創立され、シスター江角ヤスが初代会長に任命され、日本各地に教育事業、福祉事業を目的とした関連施設を作り、さらに南米(ブラジル)においても同様の活動を行い社会貢献に尽くしている。「純心」の名の由来は、愛と奉仕の精神に生きた聖母マリアの「けがれのない心 “Immaculate Heart”」である。創立当初から聖母マリアにならい、キリストにおいて示された神の愛によって、豊かな情操と高い知性を育み、責任ある愛と奉仕の精神に富む女性を育成することを教育の目的としてきたが、平成 27(2015)年 4 月の看護学部の開設と同時に共学とし、初めて男子学生を受け入れることとなった。このため、学則第 2 条【資料 F-3 (東京純心大学学則)】にある建学の精神の「女性」を「人間」と改めるとともに、今日の大学として社会に対して幅広く学生を受け入れることとなった。

大学の基本理念としては、建学の精神を実現するための教育理念として掲げているように、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、平和的国際社会と地域社会のよき担い手となる「愛に根ざした真の知恵 “Sapientia in Caritate Fundata”」を身につけた人材の育成を目指している。そのために以下のとおり、「聖母マリアにならう人格形成」「普遍的真理の探究」「国際社会にいきる教養の体得」を三本柱として、自己の可能性に挑戦し続け、個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献できる人間の教育・育成に取り組んでいる。【資料 F-2 (2016 年東京純心大学大学案内) 2 ページ】 【資料 F-5 (平成 28(2016)年度「学生便覧」1 ページ)】

「聖母マリアにならう人格形成」では、聖母マリアの生き方に、神への敬愛と信頼、自己の確立と犠牲、他者への思いやりと寛容など、人間としてならうべき姿を見ることができることや神の愛によって二つとない生命を受けた人間は、人格形成によって一層独創的な価値ある人間に生まれ変わることができることから、人格形成を人生観の礎とし、専門教育の土台としているものである。

「普遍的真理の探究」では、カトリック精神に基づいた価値観、それは普遍的であることによって時代や国境を越えても変わらず世界に開かれていることを踏まえ、情報の波が容赦なく押し寄せる現代社会にあって、普遍的真理を探究する姿勢を持ち続けることの重要性を示し、人間として「ぶれない芯」(真理)を大切にすることを純心教育は目指しているものである。

「国際社会にいきる教養の体得」では、現代社会が抱える平和、環境、人権などの問題が、身近で切実であり、グローバルなものであることから、人と人々が支え合い与え合うことによって、相手に役立つ人間となるため、社会の中で自分の役割を切り開いていく教養を身につけさせたいとの考えを示したものであり、また、国際社会が、幅広い視

野で世界を捉え、文化の創造と発展、人類の福祉に貢献できる豊かな教養を身につけた人材を必要としていることを十分に踏まえた教育を目指している。以上の建学の精神と大学の基本理念を実践するためには、本学の教職員の理解と共有が重要であり、建学の精神の研究とその普及の推進を担うキリスト教文化研究センター及び、FD・SD研修会の取り組みにより教職員への浸透を図っている。

2. 使命・目的

使命・目的については、建学の精神や教育の基本理念という基盤の上に、学部・学科ごとの特性を踏まえて構築している。各学部・学科における教育上の使命・目的を明確に示すため、学則第4条の2【資料 F-3（東京純心大学学則）】に下記のとおり定めている。

（本学の目的）

本学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめる。平和的国際社会と地域社会のよき担い手として、普遍的かつ個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し、奉仕し得る人間の育成を目的とする。

（学部学科の目的）

- 1 現代文化学部は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とする。
 - (1) 国際教養学科は、人間・社会・世界について探求し、過去からの知的財産を基により賢く・深く・有意義に現代社会に参加するために必要な国際教養を修得し、芸術・文化の創造に貢献できる人材の育成を教育目的とする。
 - (2) こども文化学科は、「こども・からだ・こころ・あそび」にかかわる専門的事項、技能・表現の修得をとおして、高度な専門性、実践力を備えた人材の育成を教育目的とする。
- 2 看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

3. 個性・特色等

本学の教育上の個性・特色は、人格の形成や品格の涵養といった心の教育の基盤の上に、各学部・学科ごとの特性に応じた専門的知識を身につけ、社会に貢献する人材となるための「人間教育」である。各学部・学科における教育上の個性・特色については、学生便覧【資料 F-5（平成 28(2016)年度「学生便覧」19、27、55 ページ）】に次のように明示している。

1 現代文化学部

（1）国際教養学科

基礎から言語や芸術を学び、思考力と豊かな表現力を自分の興味に合わせて、学修、

研究へと発展させている。

- ・実践的な英語力を幅広く学び、表現方法を学修させている。
- ・英語文化、芸術表現（言語、思想、歴史、文学）により、好奇心を示す自由な精神と感性を高めるようにしている。
- ・豊かな感性や創造力を養う体験授業で理解を深め、専門的な知識や見識を身につけることができる。

(2) こども文化学科

- ・保育現場や教育現場を直接体験するために、実習をはじめ、インターンシップ活動、ボランティア活動、見学などを継続的に実施できる。
- ・学修成果を聖母祭、近隣の保育所、幼稚園、小学校、児童館などで発表したり、こどもたちと交流したりすることのできる機会を設けている。
- ・「純心こどもの国のクリスマス」を学生が主体的に実施し、地域とのつながりを継続している。
- ・こども文化研究会に複数の研究班を設置し、科目の学修を発展させたり、自分の興味・関心を活かしたりしてこどもとの関わり方を深めている。
- ・小学校教員の養成においては、東京都教育委員会の実施する「東京教師養成塾」や、神奈川県・横浜市・相模原市教育委員会の実施する「教員養成塾」と積極的に連携している。また、関東や関西の各教育委員会の実施する教員採用の大学推薦制度も活用し、受験機会を広げている。

2 看護学部看護学科

- ・看護専門職となるために基盤となるひとりの人間としての成長を支える科目により「基礎」の科目群を構成し、教養教育を充実させている。
- ・看護専門職として必要な専門的知識と技術及び態度を養う科目により「専門」の科目群を構成し、責任を自覚し、社会に貢献できる人材の育成をめざしている。
- ・「専門」の科目群では、保健・医療・福祉の専門知識及び看護学の専門的知識・技術を教授するため、さらに「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」の三つの科目群で構成し、基礎・基本から応用へと段階的に学修できる様に、科目の配置を工夫している。
- ・科目間の関連を学習者が理解でき、科目の内容を有機的に結びつけて学習できるように、科目の開講時期を配慮し、同系統の科目について講義・演習・実習の順序で配置している。
- ・実習科目を初期段階から配し、看護学へのモチベーションが高まるように4年間バランスよく配置している。

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 38 (1963) 年	学校法人 東京純心女子学園創立
昭和 39 (1964) 年	東京純心女子高等学校（全日制普通科）開校
昭和 42 (1967) 年	東京純心女子短期大学（音楽科、生活芸術科）開学
昭和 46 (1971) 年	短期大学音楽科・生活芸術科に専攻科を設置
昭和 48 (1973) 年	生活芸術科を美術科に学科名変更
昭和 61 (1986) 年	東京純心女子中学校 開校
平成元 (1989) 年	短期大学に英語科を増設
平成 4 (1992) 年	専攻科美術専攻 学位授与機構による認定
平成 5 (1993) 年	専攻科音楽専攻 学位授与機構による認定
平成 8 (1996) 年	東京純心女子大学 現代文化学部 (英米文化学科・芸術文化学科) 開学
平成 16 (2004) 年	現代文化学部英米文化学科を現代英語学科に学科名変更 現代文化学部にこども文化学科 増設
平成 20 (2008) 年	現代文化学部現代英語学科を国際教養学科に学科名変更
平成 22 (2010) 年	現代文化学部芸術文化学科 募集停止
平成 27 (2015) 年	現代文化学部国際教養学科 募集停止 東京純心大学に名称変更（共学化） 看護学部看護学科 開設

2. 本学の現況

・大学名

東京純心大学

・所在地

東京都八王子市滝山町 2 丁目 600 番地

・学部構成

現代文化学部 国際教養学科
こども文化学科
看護学部 看護学科

・学生数（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）

区 分	入学定員	収容定員	在籍者数
現代文化学部	60	360	210
看護学部	60	120	73

・教員数（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）

区 分	専任教員	兼任教員
現代文化学部	19	21
看護学部	22	11

・職員数（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）

区 分	職員数
専任職員	16
非常勤職員	8

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

① 建学の精神、教育理念、使命と目的を教職員が常に確認し、教育・研究活動に的確に反映する。

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は聖母マリアにならい、キリストにおいて示された神の愛によって、豊かな情操と高い知性を育み、責任ある奉仕の精神に富む人材を育成することであり、建学の精神及び教育理念という基盤の上に、学部・学科ごとに下記のとおり定めている。また、これらはいずれも、学則の第 2 条及び第 4 条の 2【資料 F-3（東京純心大学学則）】に具体的に明示している。

（本学の目的）

本学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめる。平和的国际社会と地域社会のよき担い手として、普遍的かつ個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し、奉仕し得る人間の育成を目的とする。

（学部学科の目的）

- 1 現代文化学部は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とする。
 - (1) 国際教養学科は、人間・社会・世界について探求し、過去からの知的財産を基により賢く・深く・有意義に現代社会に参加するために必要な国際教養を修得し、芸術・文化の創造に貢献できる人材の育成を教育目的とする。
 - (2) こども文化学科は、「こども・からだ・こころ・あそび」にかかわる専門的事項、技能・表現の修得をとおして、高度な専門性、実践力を備えた人材の育成を教育目的とする。
- 2 看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえのない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的等については、簡潔な文章で作成され、学生便覧【資料 1-1-1 (平成 28(2016)年度「学生便覧」19、27、55 ページ)】において、分かりやすく掲載するとともに、大学案内【資料 1-1-2 (2016 年東京純心大学大学案内) 13～15、23、24、31 ページ)】においては、入学志望者が卒業後の進路を具体的に思い描くことができるよう、実習体験談や卒業の進路に関するコメントや現場の看護師のコメントを掲載するなどの工夫をしている。

以上のとおり、本学は基準項目 1-1 を満たしている。

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の教育理念は、「愛に根ざした真の知恵 “Sapientia in Caritate Fundata”」と端的に表され、大学教育の目的であり、真理の探究として普遍のものではあるが、「真の知恵」には時代や社会の変化を的確に捉えるという意味も含まれている。キリスト教的愛に根ざした真の知恵で教育に力を入れていくことはもとより、社会の変化や要請に応じて高等教育機関としての責任を果たしていく。また、教育理念等の研究を進め、簡潔にわかりやすく、使命と目的を社会に周知していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

平成 27(2015)年度改善計画 (Plan)

- ① 建学の精神、教育理念、使命と目的及びその具体例を適切に明示・広報する。
- ② 急激に変動する社会状況を踏まえ、変化に対して柔軟な対応をする。

1-2-① 個性・特色の明示

本学では現在、現代文化学部国際教養学科・こども文化学科、看護学部看護学科を設置しているが、全学及び学部・学科における個性・特色は、それぞれの使命・目的に従い学生便覧【資料 1-2-1(平成 28(2016)年度「学生便覧」19、27、55 ページ)】において明示している。さらに、大学案内【資料 1-2-2(2016 年東京純心大学大学案内) 8、9、11、24 ページ)】において、「児童文化論」「心理学概論」「造形基礎」(以上、現代文化学部こども文化学科)「対人支援論」「生命倫理」「フィールド体験学習」(以上、看護学部看護学科)など特色ある科目を具体的に明示し、本学への進学希望者やその保護者等

に対し情報提供を行っている。

1-2-② 法令への適合

本学の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第 83 条に定める大学の目的に適合するとともに、現代文化学部国際教養学科・こども文化学科、看護学部看護学科における目的については、大学設置基準第 2 条に従い教育研究上の目的を学則第 4 条の 2【資料 F-3（東京純心大学学則）】において定めている。また、同基準第 40 条の 4 に従い、教育研究上の目的に沿った学部学科名称を用いている。

1-2-③ 変化への対応

本学では、少子高齢化の急速な進行を踏まえ、看護師等の不足という問題に対応し地域社会に貢献するため、平成 27(2015)年 4 月に新たに看護学部看護学科を開設するとともに、共学化を図った。これにより、大学名称を東京純心女子大学から東京純心大学に変更した。これに伴い、学則第 2 条【資料 F-3（東京純心大学学則）】に定める（目的）の条文の中に「人類の福祉に貢献し」を付け加えるとともに、「女性の育成」を「人間の育成」に改めた。また、学則第 4 条の 2 に第 2 項【資料 F-3（東京純心大学学則）】として看護学部看護学科の目的を書き加えた。共学化の結果、平成 27(2015)年度入学者のうち男子学生は、現代文化学部こども文化学科 2 人、看護学部看護学科 4 人であった。

以上のとおり、本学は基準項目 1-2 を満たしている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生の教育・育成はもちろんのこと、今後は看護師や保育士の不足や高齢化の進行など社会及び地域の課題を的確に捉え、看護施設、介護施設、保育所、児童館、公共図書館等との連携を深めつつ、地域貢献事業を通じて本学の使命・目的を果たしていく。

また、常に看護学部の設置の趣旨を確認・維持しつつも、平成 31(2019)年度までに社会情勢の変化に対応した教育課程の再編成（教養教育の充実を含む）を目指す。これにより、社会の要請に応えることのできる大学としての責任を果たしていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

「基準項目 1-3 を満たしている。」

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 建学の精神、教育理念、使命と目的を教職員が常に確認し、教育・研究活動に的確に反映する。
- ② 建学の精神、教育理念、使命と目的及びその具体例を適切に明示・広報する。
- ③ 急激に変動する社会状況を踏まえ、変化に対して柔軟な対応をする。
- ④ 中長期計画を策定し、AP（アドミッションポリシー）・CP（カリキュラムポリシー）、DP（ディプロマポリシー）の見直しを行う。

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学園の理事会を構成する理事は、寄附行為第 6 条【資料 F-1（東京純心女子学園寄附行為）】により選任され、下記 7 人の構成となっている。

（理事の選任）

- 1 宗教法人純心聖母会から選任された同会会員 2 人
- 2 東京純心大学長
- 3 東京純心女子高等学校長
- 4 評議員のうちから理事会において選任した者 1 人

5 この法人に関係ある学識経験者及び功労者のうち理事会において選任した 2 人
本学の使命・目的を定めている学則の制定・改正は、寄附行為第 15 条【資料 F-1（東京純心女子学園寄附行為）】により理事会の審議事項であり、役員の理解と支持のもとに行う。さらに、教職員の代表者等を含めた 15 人の評議員会にあらかじめ意見を聞かなければならないこととなっている。

また、大学（教学部門）の長である学長は、法人の理事でもあるため経営面を総理する理事長及び理事会と常に連絡・調整を行いながら、教学面の運営を行う体制を整備している。

東京純心大学内においては、学則【資料 F-3（東京純心大学学則）】の第 8 条に大学運営協議会、第 9 条に教授会、第 10 条に学部の設置を定め、運用している。

大学運営協議会【資料 1-3-1（東京純心大学大学運営協議会規程）】は学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、図書館長、事務局長、事務局次長、企画調整課長、学務課長らによる教職協働体制で、教職員の意見・提案を柔軟に汲み上げながら民主的な運営を行っており、学則第 8 条【資料 F-3（東京純心大学学則）】のとおり(1)教育理念の具現化、(2)教育研究の将来構想の審議、(3)大学運営に関する重要事項の審議等を行っている。

教授会は学則第 9 条【資料 F-3（東京純心大学学則）】において、教育研究に関する重要事項について、学長の求めに応じて意見を述べることとなっており、平成 26(2014)年度の学校教育法の改正を的確に反映している。

学部会は学則第 10 条【資料 F-3（東京純心大学学則）】において、学部の教育研究に関する事項について、学部決定を行うに当たり学部長に対して意見を述べるものとし、また、学部長の求めに応じて意見を述べるができるものとしている。

さらに、月に 1 回、教員協議会【資料 1-3-2（東京純心大学大学教員協議会規程）】及

び職員会議を開催し、業務上必要な報告や連絡事項だけでなく、使命・目的及び教育目的が有効に機能するよう、共通理解を図っている。

これらの諸会議を通じて、使命・目的、教育目的は、役員及び教職員に理解され支持されている。

1-3-② 学内外への周知

理事会・大学運営協議会、教授会等で意思決定された事項については、教員協議会及び職員会議において全教職員に周知される。使命・目的、教育目的についても同様に周知・共有されている。

また、学外に対しては、「東京純心女子学園広報」【資料 1-3-3（東京純心女子学園広報 No.18）】における事業報告、大学報「えにしだ」【資料 1-3-4（東京純心大学大学報「えにしだ」）】、後援会総会における議事及び後援会の会報【資料 1-3-5「東京純心大学後援会会報」】、同窓会報【資料 1-3-6（東京純心女子短期大学・大学同窓会会報誌「Kunugi」）】、において周知しており、ステークホルダーに対して広く周知される仕組みを構築している。

1-3-③ 中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学及び現代文化学部国際教養学科・こども文化学科、におけるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーは、従来から使命・目的を反映して作成してきたが、平成 26(2014)年度においては看護学部看護学科の設置申請に伴い、新学部の当該 3 ポリシーを追加した。さらに、平成 27(2015)年度においては、中長期計画「純心教育の継承と本学の将来的発展のために」【資料 1-3-7（「純心教育の継承と本学の将来的発展のために」）】の策定に伴い、現代文化学部を含めて全学で見直しを行った。その際、使命・目的を反映していることを改めて確認した。当該 3 ポリシーについては、「建学の精神と教育理念、純心教育の特色、純心ビジョン（みらい構想）、純心アクションプラン（中長期の目標・行動計画）」を「東京純心大学のみらい」【資料 1-3-8（「東京純心大学のみらい」）】に取りまとめ、理事会の議決を経て、学内外に広く配布した。特に地域との連携強化のためには、本学の使命・目的を理解してもらう必要があるため、理事長・学長が八王子市長を訪問し、直接手渡すとともに、八王子市役所関係部局にも配付した。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

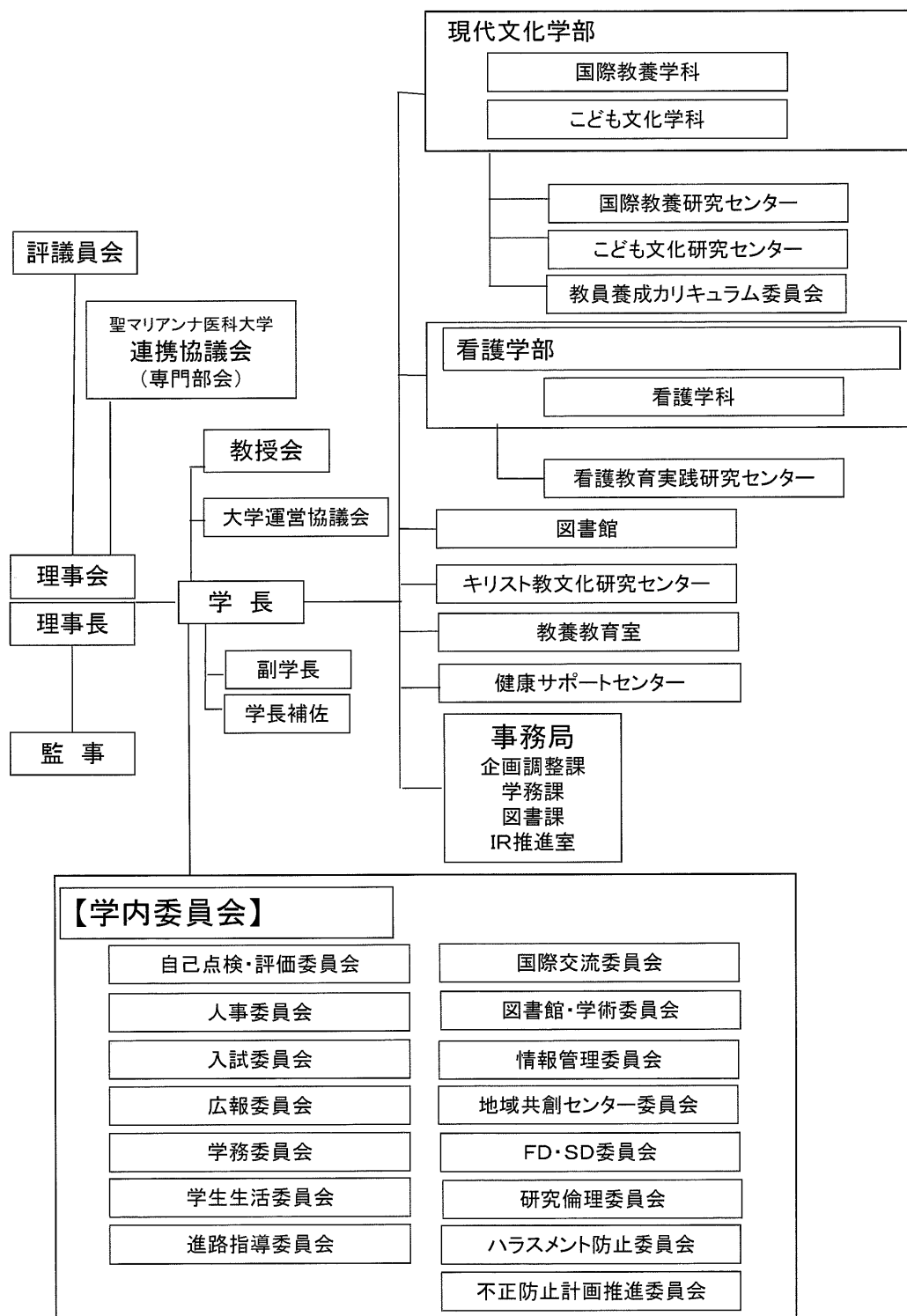
本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、学則の第 4 条から第 5 条【資料 F-3（東京純心大学学則）】に基づき、運営組織図のとおり、学部・学科、図書館、センター等の教育研究組織を設置して必要な教員を配置している。また、学長、副学長及び各組織の長である学部長、学科長、図書館長については運営組織規程【資料 1-3-9（東京純心大学運営組織規程）】に規定している。さらに、本学の使命・目的及び教育目的の達成を円滑にするため、学長のもとに学内委員会（自己点検・評価委員会、人事委員会、入試委員会、広報委員会、学務委員会、学生生活委員会、進路指導委員会、国際交流委員

会、図書館・学術委員会、情報管理委員会、地域共創センター委員会、FD・SD 委員会、研究倫理委員会、ハラスメント防止委員会、不正防止計画推進委員会)【資料 1-3-9 (東京純心大学運営組織規程)】を設置し、教職協働で業務に当たっている。

さらに、平成 27(2015)年度には、使命・目的及び教育目的を達成するための組織改革を検討し、教育理念にも定めている「国際社会にいきる教養の体得」をより充実させ、純心教育の特色である人間教育の中で感性教育を具現化するための新たな検討組織として、平成 28(2016)年 3 月に教養教育室【資料 1-3-10 (東京純心大学教養教育室規程)】を設置し、両学部・学科の教員とカリキュラム作成に精通した職員が協働で運営を行っている。

以上のとおり、基準項目 1-3 を満たしている。

東京純心大学運営組織図（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）



(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

現状、使命・目的、教育目的については、役員・教職員の理解と支持が得られているが、さらに理解を深めるため、FD(Faculty Development)研修、SD(Staff Development)研修等を通じて、使命・目的及び教育目的の実現に向かって役員・教職員の理解と支持を高め、教育の質的向上を図っていく。

1-3-② 学内外への周知

ホームページに掲載されている使命・目的及び教育目的に関連する情報をさらに見やすくレイアウトするなど、周知方法を改善する。また、学内においては使命・目的及び教育目的が教職員で共有できるよう新任教職員研修や FD 研修、SD 研修会の充実を図っていく。

1-3-③ 中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

中長期計画は平成 27(2015)年度に作成したものであり、これから実行に移していくことになるが、中長期計画に基づく毎年度の事業計画にも、使命・目的及び教育目的を反映していることを常に検証しながら、個々の事業計画を定め業務を行っていく。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織の整合性については、中長期計画を見据え、社会情勢等の変化に的確に対応しつつ、教養教育の充実と専門教育の特色の進展を両輪として、学士課程教育の質的向上を図っていくうえで有効な教育研究組織を確立していく。

【基準 1 の自己評価】

「純心」とはイエス・キリストの母、聖母マリアの「けがれの無い心」を意味している。聖母マリアの生涯は、神と人への愛と奉仕に貫かれていた。本学は、開学以来、聖母マリアのすぐれた生き方を教育の理想とした学園創立者シスター江角ヤスの教育の精神に基づき、これまで多くの人材を社会に生み出してきた。

現在も、建学の精神、教育理念、使命・目的等の根底には、「愛と奉仕」の精神が脈々と受け継がれている。平成 27(2015)年 4 月の看護学部設置と共学化に伴い一部学則の改正を行ったが、その基盤はゆるぐことなく、明確、簡潔で整合性が担保されている。

以上のとおり、日本高等教育評価機構が定める「基準 1」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準 1」を満たしている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① アドミッションポリシーの見直しを行う。
- ② アドミッションポリシーの周知を徹底する。
- ③ アドミッションポリシーに従った入試方法を検討し、改善する。
- ④ 入学志願者の増を図り、学生の確保に努める。

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

入学者受入れの方針については、従来から大学のアドミッションポリシーとそれに対応した学部・学科ごとのアドミッションポリシーを作成し、ホームページへの掲載、大学案内、学生募集要項の作成・配布により、公表し、周知しているが、平成 27(2015)年度においては、看護学部の開設、共学化、中長期計画の策定などに伴い、学部学科のアドミッションポリシーの見直しを行った。

見直し後のアドミッションポリシーは下記のとおりであるが、これらについても、ホームページへの掲載【資料 2-1-1（大学ウェブサイト：情報公開-アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）】、大学案内【資料 F-2（2016 年東京純心大学大学案内 4、17 ページ）】、学生募集要項【資料 F-4（平成 28(2016)年度学生募集要項 1、9 ページ）】の作成・配布により、すでに周知している。

さらに、同時に取りまとめた中長期計画及びその実現のための行動目標・計画などとともにパンフレット「東京純心大学の未来」【資料 1-3-8（「東京純心大学の未来」）】に取りまとめ、後援会会員、八王子市などのステークホルダーに配布するとともに、オープンキャンパスにおいても本学に関心を寄せている学生及びその保護者に配布した。

アドミッションポリシー（入学者受入方針）

【東京純心大学】

東京純心大学では、「自分の目標に対して意欲的に誠実に取り組むことができ、将来、社会に貢献したいという熱意をもつ人」を広く受け入れます。

【現代文化学部 こども文化学科】

現代文化学部こども文化学科では、建学の精神と基本理念を理解し、人間発達と人間社会の原点である＜こども＞とこどもをとりまく文化全般である＜こども文化＞を探究しようとする人、保育・教育に関する専門的な知識と技能を習得して地域社会で生か

そうとする人、具体的には、下記の適性、能力等を有する人を受け入れます。

1. こどものころやあそびに共感し、それらを探求することをおして専門的な知識と技能を身につけようとする人。
2. 心身ともに健康で、奉仕の心とそれを実現する体力を持ち、協働・参画・実践する人。自己研鑽にたゆまず努力する人。
3. あらゆるものごとに対して真摯に向き合い、他者とのコミュニケーションにおいて誠実な人。そのための基礎的な日本語力と文章表現能力を身につけている人。

【看護学部 看護学科】

看護学部看護学科では、本学のアドミッションポリシーに加えて、科学的思考力及び課題解決能力を持ち、さらに下記の適正、能力等を有する人を受け入れます。

1. 人間及び健康への支援に関心が高い人。
2. 他の人と協力して物事に取り組むことができる人。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

アドミッションポリシーに従い、一般入試以外にも AO 入試や推薦入試、大学入試センター試験、特別奨学生入試等を取り入れ、多様な背景を持つ学生の受け入れに対応している。学部・学科における具体的な取り組み・工夫については、以下のとおりである。

現代文化学部国際教養学科

国際教養学科では AO 入試あるいは推薦入試により入学が決定した者に対して、「入学前学習プログラム」を実施した。入学者へ「入学前学習プログラム」【資料 2-1-2 (現代文化学部国際教養学科入学前学習プログラム)】について、FAX 連絡表・返信用ハガキを郵送し、10 月から 2 月までの間に計 5 回・毎月 1 回のプログラムを準備・実施した。(平成 27(2015)年度より募集停止)

現代文化学部こども文化学科

こども文化学科のアドミッションポリシーに基づき、すべての入試において面接を重視し、対人コミュニケーション能力、日本語作文能力、その他表現力を見極めながら学生を受け入れてきた。平成 28(2016)年度入試においては、従来の表現力（パフォーマンス）審査を更にアドミッションポリシーの目的に従い、＜ピアノ表現、言語表現、身体表現、造形表現＞の 4 領域に区分し、表現力の審査内容を明確にした上で適性をより的確に判断できるよう工夫した。また、現代文化学部の入試問題の作成は、全て大学が自ら行っている。

さらに、入学後のスムーズな学生生活を準備する「入学前プログラム」【資料 2-1-3 (現代文化学部こども文化学科入学前プログラム)】を入学予定者に対して以下のとおり実施している。

1. 入学前オリエンテーション

- ・学科長及び学科教員が担当し、入学予定者との親睦を深め対話する＜入学予定者のつどい＞を開催。

・同日開催の学科行事であり、在学生の教育成果発表の場である「純心こどもの国のクリスマス」を見学し、入学後の目標の一助とする。

2. ピアノの個別指導

本学では、「ピアノ表現法」を1年次から4年次まで学べ、ピアノが弾ける保育士・幼稚園教諭の育成に力を入れている。そのためピアノ初心者を中心に、希望者に個人レッスン（一人 40 分×8 回）を行い、入学前にピアノ表現技術の習熟度を高める指導を行っている。

3. 推薦図書リストの配布

児童文学・絵本の担当教員が作成したオリジナルの〈おすすめの絵本〉リストを配布し、入学前の読書を奨励している。

看護学部看護学科

看護学部看護学科においては、「他の人と協力して物事に取り組めること」を重視しており、コミュニケーション能力を備えた看護師を養成するための基礎能力を確認するため、推薦入試及び一般入試においてグループ面接【資料 F-4（平成 28(2016)年度学生募集要項）】を実施している。また、「科学的思考力及び課題解決能力」を入学前に確認するために、特に推薦入試による入学者については入学前課題【資料 2-1-4（看護学部看護学科入学前課題）】を提示し、大学教育へスムーズに移行できるような配慮をしている。また、看護学部においては、入試問題の作成は大学及び学園内で自ら行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

平成 26(2014)年度の入試においては、現代文化学部国際教養学科 3 人（入学定員 40 人、入学定員に対する入学者数の比率 0.08）こども文化学科 51 人（入学定員 80 人、入学定員に対する入学者数の比率 0.64）であった。

平成 27(2015)年度入試においては、現代文化学部こども文化学科 51 人（入学定員 60 人、入学定員に対する入学者数の比率 0.85）、看護学部看護学科 54 人（入学定員 60 人、同 比率 0.90）と、前年度に比較して全学で 43.5%の伸びとなっており、入学志願者の減少傾向に歯止めを掛けたものと言え、ほぼ定員に沿った適切な学生の受入数を維持した。これは看護学部が開設されたことによるものと思われるが、看護学部の設置認可が当初の予定より遅れたため学生募集の広報等に遅れが生じたことにより、定員を若干下回ったものである。【資料 表 2-1（学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移）】

平成 27(2015)年度の広報活動としては、高校訪問の件数を 156 校から 168 校に増やすとともに、広報戦略プランニングアドバイザーとの契約【資料 2-1-5（広報戦略プランニングアドバイザー契約書）】を行い進学市場分析や広報媒体における募集戦略の企画・立案において業務改善を図った。また、オープンキャンパスの内容の充実を図り、適切な学生受入れ数の維持のための取り組みを行った。

加えて、看護学科では知名度を上げる取り組みとして、2 期（5～6 月、9 月）に分けて計 102 件の高校訪問を実施した。また、八王子市、多摩地域、東京 23 区内、埼玉県、神奈川県、山梨県など近隣都県を含めた高校 1 年生～3 年生を対象にした進学ガイダン

スや模擬授業、個別相談等への看護学部教員の参加件数は 63 件、高校生の参加人数は 12 月末日までで 409 人であった。

しかしながら、平成 28(2016)年度入試においては、現代文化学部こども文化学科 37 人（入学定員 60 人、入学定員に対する入学者数の比率 0.62）、看護学部看護学科 23 人（入学定員 60 人、同 比率 0.38）といずれも入学定員に充たなかった。【資料 表 2-1（学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移）】

このため直ちに、「東京純心大学における入学試験（広報）のあり方に関する検討会」【資料 2-1-7（東京純心大学における入学試験（広報）のあり方に関する検討会議議事録）】を設置し、学部・学科ごとの現状分析による課題の明確化を踏まえて対応策を検討し、3 月 30 日付けでその方向性を確定した。

まず、学部・学科ごとにみると、現代文化学部の国際教養学科においては、平成 24(2012)年度の入学者数が定員 40 人に対して 18 人、大幅なカリキュラム改革を行ったものの平成 25(2013)年度が 10 人となり、理事会において同学科の廃止が検討され、平成 27(2015)年度より募集を停止した。

こども文化学科は、過去 4 年間定員を割っている。平成 25(2017)年度、26(2018)年度については、国際教養学科の入学者激減に起因する定員数移動により、国際教養学科定員 40 人、こども文化学科定員 80 人としたことが大きな定員割れの原因となった。そして 18 歳人口の激減による志願者数減及び、推薦入試、AO 入試の入試区分における学生募集を中心とした入学者確保を行ったが、一般入試の志願者は減少し、併せて推薦入試志願者数も減少した。

また、近隣の競合校との競争に耐えうるだけの大学の特徴を打ち出せなかった点である。【資料 2-1-6（平成 27(2015)年度以降こども文化学科中長期計画】対応としては、資格＋αということだけの募集から大学の教育の特徴を前面に打ち出すなど、他大学との差別化を図るとともに、初年次教育において複数教員を配置した能力別指導を行うなどの教育の充実を図る。【資料 2-1-6（平成 27(2015)年度以降こども文化学科中長期計画】

次に、看護学部の志願者の増加がみられなかったこと、前年度と同じ合格者数を出したにもかかわらず、平成 28（2016）年度に定員を確保できなかった大きな理由としては、東京純心大学看護学部の知名度不足と近隣の競合校の存在及び入試日程の重複の 2 点があげられる。知名度に関しては、高校訪問の際に多くの進路指導担当教諭から「看護学部の開設を知らなかった」という発言が聞かれた。競合校については、通学範囲が重なる立地に看護系の学科が新設されたことや、近隣の看護学部が大幅な定員増を行ったこと、そして本学を志望する受験生の第一志望校との入試日が重なったことによると考えられる。今後は、本学の魅力を伝え、認知度を高めるための広報戦略が重要である。

以上の各学部の分析を踏まえ、知名度、アクセス、施設設備などの課題、併設高校からの進学者の少なさ、そして何よりも大学全体の広報戦略の見直しの必要性を確認した。

その課題に対して、こども文化学科と看護学科とのコラボレーションによる魅力づくり、優先順位をつけた施設設備の整備、併設高校からの内部進学者を増やすための連携（平成 28(2016)年 4 月 11 日に第 1 回目の連携会議を開催済）、入試に特化した広報担当の設置や業者委託の検討などを決定した。そして、大学及び学部・学科の強みや特色を以下のとおり再確認し、学内での認識の共有を図るとともに、これらの特色を前面に押

し出し重点的に広報することとした。

【大学の強み・特色】

カトリック的人間教育、感性教育、少人数教育、自然を活かした教育が可能である。

【現代文化学部こども文化学科の強み・特色】

- ・こども文化を学修し、教員や保育士の資格を有する人材の育成が可能である。
- ・資格取得率と就職率の高さ、絵本講座やピアノ、リトミックが充実している。
- ・看護学科とコラボレーションして応急処置など看護の知識・技術をもつ人を育てることが可能である。

【看護学部看護学科の強み・特色】

- ・地域医療（八王子）から高度医療（聖マリアンナ医科大学病院）までを学ぶことが可能である。
- ・地域に根づいた地域包括ケア（高齢者、精神、在宅）を学ぶことや、こども文化学科の資源を活用した教育が可能である。

平成 28(2016)年 4 月以降は、これらの特色を発信していくと同時に、5 月のオープンキャンパスから両学科がコラボレーションして企画・実施している。

以上のとおり、基準項目 2-1 を満たしている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

現在でも、アドミッションポリシーの明確化と周知については一定の基準を満たしているが、今後もオープンキャンパスや入試説明会の充実、ホームページの活性化を通じてさらなる周知を行う。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

現在のアドミッションポリシーにより受け入れた学生がどのように成長していくかについて追跡調査を行い、データを蓄積する。また、その追跡調査の結果を基に、中教審や文部科学省等の大学入試改革の動向を見据えつつ、平成 32(2020)年度までに社会に送り出すべき人物像に合わせた入試方法等をさらに工夫する。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

アドミッションポリシーのさらなる周知に努めるとともに、各学部学科の教育上の特色を伸ばすために、FD 研修の充実や教育内容・方法の見直しを行う。入学志願者の増を図り、本学の求める学生と本学に入学したい学生の拡大により、適切な学生受入れ数を維持していく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① カリキュラムポリシーの見直しを行う。
- ② カリキュラムポリシーの周知を徹底する。
- ③ カリキュラムマップの作成及び科目ナンバリングを行う。
- ④ 教授方法の工夫・開発に努める。

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

教育目的を踏まえた教育課程編成方針については、従来、大学におけるカリキュラムポリシーとそれに対応した学部学科のものを作成し、ホームページにおいて公表していたが、平成 27(2015)年度において見直しを行い、AP、CP、DP の三つをまとめて、ホームページ【資料 2-1-1（大学ウェブサイト：情報公開-アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）】に公表した。また、これについては別途作成した中長期計画を公表するためのパンフレット「東京純心大学の未来」【資料 1-3-9（「東京純心大学の未来」）】に合わせて掲載することにより、教職員やステークホルダーに対しても広く公表した。

また、この教育課程編成方針については、学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、事務局長、図書館長、事務局次長、企画調整課長、学務課長で構成される大学運営協議会【資料 1-3-10（東京純心大学運営組織規程）】において審議・決定したものであり、教育課程の編成にあたっては全学的に教職協働で取り組んでいる。

カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）

【東京純心大学】

東京純心大学では、建学の精神と教育理念に基づき、優れた人格と感性及び豊かな教養と専門性を兼ね備えた人材を育成するため、各学部学科の方針に基づきカリキュラム（教育課程）を編成しています。

【現代文化学部 国際教養学科】

下記の点を考慮して、教育課程を編成しています。

1. プレゼンテーション、インターンシップ、留学などにより、「コミュニケーション力」を育成する実践的な機会を多く設けています。
2. 英語と芸術について文化的理解を深め、思考力と表現力を高めます。
3. 表現力と芸術的素養を福祉や教育の場に活かすことができるようにします。
4. キャリア教育として、「キャリアセミナー」「リベラルアーツ実習」「企業インターンシップ」「言語文化海外実習（留学）」などで、国際的な視野を広め、就職活動に必要な能力を実践的に身につけます。

【現代文化学部 こども文化学科】

現代文化学部こども文化学科では、建学の精神と教育理念を踏まえ、人間発達と人

間社会の原点である＜こども＞とこどもをとりまく文化全般である＜こども文化＞を探求し、こどもとこどもの心を持ったすべての人が生きる現代社会に貢献できるよう、「こども・からだ・こころ・あそび」の四つのキーワードを基盤に教育課程を編成しています。

1. 感性教育の伝統を基に、＜表現系科目＞を重視しています。
——ピアノ表現・リトミック・造形・絵画表現・言語表現（読み聞かせ・語り）
2. 人間教育の伝統を基に、＜実践型科目＞を重視しています。
——言語文化海外実習、リベラルアーツ実習、小学校英語インターンシップ
3. 現代社会に貢献できる人材育成のために、＜資格課程科目＞を備えた資格教育。
——保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許

【看護学部 看護学科】

看護学部看護学科では、「純心の感性教育を基盤とした人材の育成」と「あらゆる健康レベルに対応できる人材の育成」をめざし、教育目標が実現できるように教育課程を編成しています。

1. 看護専門職となるために基盤となるひとりの人間としての成長を支える科目により「基礎」の科目群を構成し、教養教育を充実させています。
2. 看護専門職として必要な専門的知識と技術及び態度を養う科目により「専門」の科目群を構成し、責任を自覚し、社会に貢献できる人材の育成をめざしています。
3. 「専門」の科目群では、保健・医療・福祉の専門知識及び看護学の専門的知識・技術を教授するため、さらに「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」の三つの科目群で構成し、基礎・基本から応用へと段階的に学修できる様に、科目の配置を工夫しています。
4. 科目間の関連を学習者が理解でき、科目の内容を有機的に結びつけて学習できるように、科目の開講時期を配慮し、同系統の科目について講義・演習・実習の順序で配置しています。
5. 実習科目を初期段階から配し、看護学へのモチベーションが高まるように4年間バランスよく配置しています。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

各学部学科においては、教育課程編成方針に基づき、教育課程の体系的編成を行っている。また、平成 27(2015)・28(2016)年度においては、全学で教育課程の体系的編成を学生に伝え、履修の際の指針とするためカリキュラムマップ【資料 2-2-1（カリキュラムマップ）】を作成し、科目ナンバリング【資料 2-2-2（平成 28(2016)年度「学生便覧」6、7、21～24、29～31、58、59 ページ）】にも取り組んだ。

また、授業の履修にあたっては、無計画な履修を避け、系統的かつ総合的な学修のために履修科目登録単位数に上限を設定（原則として、各年次 48 単位。例外規定あり）してきたが、資格科目の履修が増え、上限を維持することが困難な状況となってきた。このため、平成 27(2015)年度に改善策を検討し、平成 28(2016)年度入学者からは、前年度履修した授業科目の単位をすべて修得し、全授業科目の平均点が 80 点以上の場

合は 10 単位まで上限を超えての履修登録を認めることとした。【資料 2-2-3（平成 28(2016)年度「学生便覧」9 ページ）】

さらに、学生に授業内容・授業計画ほか、必要な学習量、予習、復習を事前に認識させるため、ホームページ内にシラバス検索システム【資料 2-2-4（シラバス検索システムの画面コピー）】を設けている。また、看護学部においては紙媒体【資料 2-2-5（平成 28(2016)年度看護学部シラバス）】に印刷し、学生に配付している。

各学部学科における教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成については、以下のとおりである。

現代文化学部国際教養学科

現代文化学部国際教養学科においては、平成 25(2013)年度より、①「英語」「芸術（アート）」の理論や実践をとおして、新たな視点から国際人としての教養を身につけること、②現代社会において生きるための「リベラルアーツ（教養）」と個性豊かな「コミュニケーション力」を持つ人材を育成するための体験的学習をとおして感性や想像力を養うこと、③「基礎」「専門基礎」「専門応用」へと学びを深め、実践力を高めると共に、「キャリア教育」により 1 年次から卒業後の進路に備えること、④基礎から学び、充実した力を作り上げる実践的授業内容とすること、を目的として、教育課程の体系的編成を行っている。

現代文化学部こども文化学科

現代文化学部こども文化学科においてはカリキュラムポリシーに基づき、基礎科目、専門基礎科目、専門応用科目を設け、専門基礎科目群の中に、保育士・幼稚園教職課程科目及び小学校教職課程科目を設置している。学生は、卒業必修科目である「キリスト教学」と「現代文化セミナー」を入学年次に受講することで、大学の建学の精神と教育理念の背景を学び、学部基礎教育として導入的指導を受けている。入学時に幼・保・小の課程登録をした学生は、専門基礎科目内の規定の必修科目等を履修し単位修得することで、卒業時に保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許を取得することが可能である。3・4 年次では、「こども文化セミナー」が卒業必修科目として設置されているため、学生全員が専任教員のゼミに所属することになり、卒業必修単位に指定されている＜卒業論文・卒業研究・卒業制作＞に向けて、学生各人のテーマに応じたきめ細やかで専門的な指導を担当教員が行っている。

また、平成 27(2015)年度はカリキュラム改革に取り組み、こども文化学科としての学士力を高め、感性教育の伝統と実践型授業による表現力の育成という本学の特徴を中心に据えながら、幼・保・小の資格免許課程教育との相乗効果を高める内容を構築した。アドミッションポリシーに対応したカリキュラムマップ【資料 2-2-1（カリキュラムマップ）】を作成し、学科教育の内容を明確にした。

看護学部看護学科

看護学科では、教育課程の編成方針で述べたとおり、「基礎」「看護の基礎」「看護の実践」「看護の発展」の四つの科目群で構成している。教育目標の「豊かな人間性と倫理観」

「自己を活用した対人支援力」を育むために「基礎」と「看護の基礎」の科目群を置いた。教育目標の「看護を確実に実践できる基礎的能力」「人々の健康生活に貢献できる基礎的能力」を育むために「看護の実践」の科目群を置いた。教育目標の「看護専門職として成長し続けるための基礎力」を育むために「看護の発展」の科目群を置いた。具体的には以下のとおりである。

「基礎」この科目群は、看護の対象である人間を誕生から死まで、どの成長・発達段階においても生活者として理解し、支えることができる人間としての素養を培うために必要となる認知的能力、コミュニケーション力、他者の体験を自分のこととして置き換えて考えられる想像力、ものを見て解釈し組み立てる構想力を育み、さらに、感性豊かな人間、品性を備えた人間となるべく教養を学べるように科目を編成した。

「看護の基礎」この科目群は、看護学の基礎を支える人間の心と身体・病態・治療に関連する科目、看護のしくみ・制度に関連する科目及び看護専門職者としての倫理や看護の本質を理解するための科目で構成され、看護の成り立ち、看護を実践するための基盤となる考え方や方法を学べるように科目を編成した。

「看護の実践」この科目群は、看護の実践に必要な基本的な援助技術、看護の場の特性と看護の対象となる人間の健康レベル（急性期、回復期、慢性期、終末期）と発達（小児－成人－高齢者というライフステージ）に応じた看護、看護の特殊性を踏まえたケア（母性看護学、精神保健看護学、地域・在宅看護学）の提供ができるように看護実践の基礎と基本を学べるように科目を編成した。

「看護の発展」この科目群は、看護学をさらに探究・発展させていくために必要となる基礎力と卒業後も自律して自己を磨き続けられるよう自己教育力を身につけるために、国際的な看護活動や災害における看護活動、看護のマネジメントや看護を探究するための研究法などを学べるように科目を編成した。

このようにして4年間をとおして人間性と専門性とを備えた看護師を育成できるように編成した。

また、各学部・学科においては、以下のとおり、教授方法の工夫・開発を行っている。

現代文化学部国際教養学科

教育の現場で求められているものは、抽象性の高い、教授方法の理論以上に、それを実現する実践手法である。そこで「シラバス」「学生とのコミュニケーション」「学生の評価」などの具体的な実践手法が求められている。

本学科のニーズに適した、教授方法の工夫・開発の視点は、「学生と教員のコンタクトをうながす」「学生間で協力する機会を増やす」「学習に要する時間の大切さを強調する」「過剰な専門用語を使わない」などに基づいた学生への声掛けを、授業実践等の具体的な工夫として準備し、重視することである。学生に対するメンターやアドバイザーとして4年間接する行動が含まれ、「オフィスアワーの設置」【資料 2-2-6（平成 28(2016)年度「学生便覧」93 ページ）】などの実践方法が、学科各専任教員により実施され対応している。

現代文化学部こども文化学科

現代文化学部こども文化学科においては、保育・教育の資格を志向する学生が多い本学科の特性に鑑み、実体験を重視した学修により、学生の主体的な学びを促進している。

実習園をもたない本学では、本学キャンパスを保育環境として私設「風の子幼児園」の園児との交流が保育実践の豊かな機会となっている。

また、「聖母祭」における「こども縁日」「おはなしの部屋」「人形劇」、あるいは近隣の園児、児童を招いて開催する「純心こどもの国のクリスマス」における英語のクリスマスソング、オペレッタ、トーンチャイム、手遊びなどの「制作」「発表」等は、学生が企画・運営して開催されるもので、個々人の自発的参加と学科のスローガンである「参加・協働・創造・挑戦」の機会となると同時に、従前の学習内容の確認及び以後の学修へのフィードバックという学修の深化の契機となっている。

看護学部看護学科

看護学部の教育目標を達成するために、1 年次では、豊かな人間性と倫理観、対人支援力を育む科目として人文・社会学等の科目のほか「看護学セミナー」「読書論」「人間と美術」「人間と音楽」「合唱音楽」「生命倫理」「礼儀作法」「対人支援論Ⅰ」などの科目をおいている。また、確実に看護実践ができる基礎的能力を育む科目として「看護技術演習Ⅰ」「フィールド体験学習Ⅰ」などの科目をおいている。これらの科目は知識の獲得のみならず、得た知識から創造すること、実生活に応用すること、学生の主体性の育成を目指して授業内容の構成を工夫し、理解しやすいように体験的内容を組み入れている。また、学生個々の学習レベルに合わせた指導ができるように、演習・実習科目では参加する教員数を多く配置して学生の特性に応じた指導を行うなどの授業展開の工夫を行っている。

以上のとおり、基準項目 2-2 を満たしている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育目的を踏まえた教育課程編成方針を明確化し、その方針に沿った体系的な教育課程を編成し、教授方法の工夫・開発を行っているが、今後さらに教育の質的転換を図るため、教養教育の充実を図り、平成 31(2019)年度を目途に教養科目の抜本的な改革を行う。また、18 歳人口の減少問題、高齢者問題等への関心を強くし、社会人の学び直しやアクティブシニアを対象とした教育プログラムの開発を目指す。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画 (Plan)

- ① 教員と職員の意思疎通を図り、学生の学修支援・授業支援を充実する。
- ② アドバイザー制度とオフィスアワーの充実を図る。

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

学生への学修及び授業の支援については、学務委員会（委員長、各学部 3 人、事務局学務課長の合計 8 人）と事務局学務課（専任職員 6 人、非常勤職員 2 人）が各学部学科の教員と常に連絡を取りながら教職協働で、学生一人ひとりに丁寧に指導しつつ、履修登録、学修指導、成績・単位修得等を支援している。本学の場合、小規模な大学であり、教員はもちろん、教務担当職員が学生一人ひとりについて、日常の行動や態度、性格・傾向等も把握しており個人の特性を活かすための指導が可能となっている。

新入生は入学後すぐ「学園を知り、師を知り、友を知る」ことを目的としたオリエンテーションキャンプ【資料 2-3-1（平成 28(2016)年度オリエンテーションキャンプ実施日程表）】に参加することになっている。そこには教員、職員、上級生が参加するため、すぐに教職員や同級生と互いに理解と親睦を深めることが可能である。

また、教員をアドバイザー【資料 2-3-2（平成 28(2016)年度「学生便覧」93 ページ）】として指定し、日々直面する学修、学生生活、そのほか全般的な問題点について相談を受けるアドバイザー制度を設けている。特に毎年度アドバイザーと学生の個人面談を実施し、大学に対する希望などを積極的に発言させ、学生の声を聞く貴重な機会となっている。

学生の質問等に応える機会として、オフィスアワー【資料 2-2-6（平成 28(2016)年度「学生便覧」93 ページ）】を設定し、専任教員については、その時間帯を掲示板及び各研究室入口に掲示【資料 2-3-3（平成 28(2016)年度オフィスアワー割振表）】し、随時対応できるようにしている。

現代文化学部国際教養学科

国際教養学科では、アドバイザー制度として、入学後から、教員一人が学生 7 人ないし 10 人を受け持ち、学業や学生生活について幅広い内容の個別面談を行っている。また、4 年間一貫した個別指導を継続している。

オフィスアワーの実施については、教員各自が担当する授業に差し支えない時間帯を指定し、学生が自由に各教員の研究室に出向いて質問等、相談ができる体制を整えている。教員は学生とのコミュニケーションをとおして、情報収集を行っている。

留学生に対する学習支援策としては、新入学、編入学の学生に対して学長との交流会【資料 2-3-4（留学生交流会のしおり）】を開催し、本学及び学科に、早く馴染める機会を設けるとともに、総合的支援のため外国語の堪能なアドバイザー及び大学職員等を配置している。

現代文化学部こども文化学科

全学生にアドバイザーの教員を配置し、学期ごとの個別面談（生活全般、進路全般へ

のカウンセリング)、成績表を手渡しながらの個別面談(修得単位の確認と学習カウンセリング)を行い、スムーズな学生生活を送ることができるように配慮している。学科会では長期欠席など気になる学生の情報交換が行われ、学科として共通認識を持ち配慮しながら、アドバイザーの教員が親身に責任を持って対応している。

看護学部看護学科

看護学科では、学生一人ひとりを支援することを重視している。学生は対人関係やアルバイトと学業の両立等、多種多様な悩みを抱えている。その相談体制の大きな柱の一つとして、アドバイザー制度を活用している。アドバイザーは、入学時より卒業まで継続して担当する。学生からの相談への対応、学修だけでなく学生生活に関する全般的な支援を行う。平成 27(2015)年度のアドバイザー4人は教授1人、講師2人、助教1人で構成され、平成 28(2016)年度のアドバイザー3人は准教授1人、講師2人で構成されている。アドバイザーの年齢分布は30歳代から50歳代で教育経験も豊富であるが、目的を確実に遂行するため、教員2人でペアを組み、主担当として学生13~14人、副担当としてペアの教員の担当学生13~14人を担当している。原則的にアドバイザー活動はペア教員と相談しながら展開しているが、結果はリーダー教員へ報告している。リーダー教員は報告を受け、必要と判断した場合、メンバーを招集しアドバイザー会議を開催して担当学生の情報交換、情報分析、課題の抽出、対応策について協議する。これらのアドバイザー会議の結果は、リーダー教員が看護学部に報告している。アドバイザーの役割を超える対応が必要な時(退学・休学など)は、看護学科長及び看護学部長へ担当アドバイザー及びリーダーが、担当アドバイザーが作成した文書をもって口頭で報告する。最終状況判断は、看護学科長及び看護学部長の合議でなされ、学生及び家族への対応を行っている。

具体的活動としては、4月中に入学時面接を学生全員に実施し、学生の個人的背景を把握し、看護学部での学修や学生生活適応状況をアセスメントする。その後、初年次教育プログラムである「看護学セミナー」等をとおり、高校時代とは違う大学での学び方に必要な意識改革やスキル習得を行っている。そのほか、退学・休学を減少させるための本学部のエンロールメントマネジメントも実施している。

学部、学科別の退学者数としては、平成 25(2013)年度が現代文化学部国際教養学科6人、こども文化学科5人の合計11人、平成 26(2014)年度が現代文化学部国際教養学科5人、こども文化学科6人の合計11人、平成 27(2015)年度が現代文化学部国際教養学科1人、こども文化学科9人、看護学部看護学科3人の合計13人となっている。平成 28(2016)年5月1日現在、現代文化学部こども文化学科1人、看護学部看護学科1人となっている。これらについても、アドバイザーが本人及び保護者と何度も面談を繰り返し、それぞれの事情を考慮しつつ指導している。また、教授会においても審議し、慎重に指導を行っている。

各学部における学修支援の状況及び退学者、休学者、留年等の実態に関する分析と対応策は以下のとおりである。

現代文化学部国際教養学科

国際教養学科の過去 3 年間における退学者数、休学者数、留年者数は表 1 のとおりである。平成 25(2013)年～27(2015)年度の退学者は 12 人、休学は 2 人、留年は 21 人であった。

表 1 過去 3 年間 平成 25 (2013) ～27 (2015) 年度の退学者数、休学者数、留年者数

	退学者	休学者	留年
平成 25(2013)年度	6	1	9
平成 26(2014)年度	5	0	7
平成 27(2015)年度	1	1	5

中途退学者等への対応としては、各学年の個別担当アドバイザーが、中心となって、退学等を考える学生への対応を行っている。面談をとおして、退学を決心した学生に対して、編入試験、資格取得等の方向で情報提供を行っている。

現代文化学部こども文化学科

平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度までの 3 年間のこども文化学科の在籍者数(5 月 1 日現在)は表 1 のとおりである。こども文化学科の定員は平成 25 (2013)、26 (2014) 年度が 80 人、平成 27(2015)年度 60 人であるが、平成 25(2013)年度の充足率は 99%、平成 26(2014)年度 89%、平成 27(2015)年度 78%であった。

表 1 過去 3 年間 平成 25 (2013) ～27 (2015) 年度のこども文化学科の在籍者数

学年	平成 25.5.1	平成 26.5.1	平成 27.5.1
1	64	51	51
2	56	64	49
3	80	52	62
4	58	82	57
260	258		
280		249	219
%	99	89	78

過去 3 年間における退学者数、休学者数、留年者数は、表 2 のとおりである。平成 25 (2013) ～27 (2015) 年度の退学者は 18 人、休学は 4 人、留年は 12 人であった。

表 2 過去 3 年間 (平成 25 年度-平成 27 年度) の退学者数、休学者数、留年者数

	退学者	休学者	留年
平成 25 年度	5(0)	3	3
平成 26 年度	6(0)	0	6
平成 27 年度	9(2)	1	3

※()内は、除籍者の内数。

1) 退学者について

退学者の入試区分と退学理由については以下のとおりである。20人の退学者のうち、アドミッションズオフィス入学試験で入学した学生が50%、推薦入学試験(指定校)15%、推薦入学試験(公募)10%、一般入学試験25%であった。退学者の半数がアドミッションズオフィス入学試験入学者であったため、その入試選抜方法を見直す必要がある。(平成28(2016)年度入学者選抜試験(AO入試)においては、アドミッションポリシーを再確認し、選抜のための表現力試験における試験内容の手順等を見直した。)

退学理由については、一身上の都合が45%、進路変更35%、体調不良10%、除籍10%であった。また除籍理由については、2人共に学費未納である。

2) 休学者・留年について

平成25(2013)年度の休学者のうち1人は平成26(2014)年度に進路変更で退学、1人は転科して平成27(2015)年9月に卒業、1人は体調不良のため平成25(2013)年度に退学となった。平成27(2015)年度の1人は現在半年間の休学中である。

また留年者については、平成25(2013)年度は3人であった。そのうち1人は平成27(2015)年3月に卒業、1人は一身上の都合で退学、1人は在籍中である。平成26(2014)年度は、6人で、その後1人は除籍となり、現在5人が在籍中であるが、その理由のほとんどが卒業要件単位不足である。平成27(2015)年度は3人の留年者がおり、そのほとんどが卒業要件単位不足である。平成27(2015)年度は3人の留年者がおり、その後1人が除籍となり、現在1人が健康上の理由で休学中、1人が在籍中である。

3) 対応策

こども文化学科では、欠席の多い学生については学科会で報告がなされて情報の共有が図られている。また、オフィスアワーやアドバイザー制度を活用して学修に関してや学生生活上の様々な相談を受け付けている。アドバイザーは、年度初めの個別相談、履修登録・単位修得状況の確認、就職支援まで、多くの時間を割き親身に個別対応している。この体制を更に強化させることで学生満足度の向上と退学者等の減少を目指す。

看護学部看護学科

看護学科における平成27(2015)年度の退学者・休学者の状況は、退学者は1年次前期終了時に2人、後期終了時に1人となった。休学者は1年次前期終了時より1人となった。

退学者3人についてはアドバイザー教員が学業継続、友人関係の悩み等の相談に応じていたが、学科長及び学部長による本人・家族との面談後、本人の強い希望(進路変更)により退学となった。

休学者1人においては、1年次前期必修科目の単位修得ができなかったことをきっかけにして、本人・家族との面談の結果、経済的理由により休学となったが、平成28(2016)年4月より復学している。

対応策として1年次後期においては、アドバイザー教員のみならず講義、演習、実習等で学生に関わる教員及び職員が連携して、学生一人ひとりの学修状況、友人関係、日常生活への配慮をきめ細く行い、学生の個性と人格を尊重する認識を強化した。また、

教職員間のピアサポートを見直し、看護学科教員間における情報の共有・連携、保護者との連携を充実させた。

以上のとおり、基準項目 2-3 を満たしている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教学面における大学運営については、教員と職員が連携して、教職協働で進めている。今後とも、教職協働体制を維持しつつ、より円滑に意思決定や事業運営が行えるよう、委員会の精選と事務局との関連を整理し迅速な対応が可能な体制に変革する。退学者の原因分析の精度を高め、平成 31(2019)年度までに教育課程や学生支援システムを改善する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準が明確か確認する。
- ② 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準が厳正に適用されているかを確認する。
- ③ GPA(Grade Point Average)の適切な活用を進める。

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

成績評価及び単位の授与に関する基準は、学則【資料 F-3（東京純心大学学則）】において明確に定めており、この基準により厳正に行われている。また、学生に対しては履修要項【資料 2-4-1（平成 28(2016)年度「学生便覧」11 ページ）】においてその基準を明示している。

単位の認定に際しては、各授業科目の期間は、定期試験等を含めて設置基準に定める 35 週にわたって行われている。授業回数についても単位制度の趣旨に沿った授業時間数確保の観点から、半期 15 回、年間 30 回を維持している。成績評価については成績評価基準【資料 2-4-2（平成 28(2016)年度「学生便覧」11 ページ）】に定めるとおり行っている。

また、修得単位の状況については、平成 27(2015)年度においては 1, 2 年次はほとんどの学生が 41 単位～50 単位を修得している。3 年次では 31 単位～40 単位を中心とし、4 年次では分散傾向が見られる。【資料 表 2-7（修得単位状況）】。

年間履修登録単位数の上限については 48 単位【資料 2-4-3（平成 28(2016)年度「学生便覧」9 ページ）】としているが、資格設定科目の学科が増え、上限を維持することが困難な状況となってきた。このため、平成 27(2015)年度に改善策を検討し、平成

28(2016)年度入学者からは、前年度履修した授業科目の単位をすべて修得し、全授業科目の平均点が 80 点以上の場合は 10 単位まで上限を超えての履修登録【資料 2-4-3 (平成 28(2016)年度「学生便覧」9 ページ)】を認めることとした。

単位互換制度について、以下の二つの取り組みを行っている。

(1) 上智大学との学生交流協定【資料 2-4-4 (上智大学との学生交流協定書)】

教育の理念等を等しくするカトリック大学として、相互の交流と協力関係を深め、カリキュラムにバラエティを富ませつつ、教育内容の充実と質の向上を図るため、上智大学と学生交流協定を結んでいる。年間 5 人の交流学生を募集し、ひとり年間 10 単位までを上限とし、現代文化学部では上智大学で修得した単位を本学の卒業要件単位としている。

(2) 大学コンソーシアム八王子単位互換【資料 2-4-5 (大学コンソーシアム八王子単位互換に関する協定)】

大学コンソーシアム八王子に加盟する大学、短期大学、高等専門学校との相互の協力・交流・連携を推進し、教育の活性化と充実に資するとともに、学生に対して多様な学習機会を提供することを目的として単位互換協定を結んでいる。平成 28(2016)年度 4 月時点の制度利用大学は、本学を含め 13 大学である。現代文化学部では、本学の学生が加盟の他大学において修得した単位を、卒業要件単位としている。

卒業要件としては現代文化学部が 124 単位、看護学部が 126 単位【資料 2-4-6 (平成 28(2016)年度「学生便覧」14 ページ)】となっており、さらに学部・学科において以下のとおり基準を設けている。

現代文化学部国際教養学科

卒業論文・卒業研究が必修であり、3 年次終了時点での修得単位の合計が「80 単位以上」になっていることが卒業論文執筆の必要条件であり、各学年での修得単位数を平準化する仕組みを備えている。また、卒業論文・卒業研究の単位修得には全専任教員の指導による中間発表及び本発表が含まれており、学科全体で教育及び教育成果の質を維持している。

現代文化学部こども文化学科

こども文化学科では、卒業に必要な 124 単位のうち、22 単位を必修科目で修得することになっており、1・2 年次の基礎科目、3・4 年次の専門科目のなかでも「こども文化セミナー」や「卒業論文・卒業研究」などを必修科目としている。【資料 2-4-7 (平成 28(2016)年度「学生便覧」20 ページ)】

卒業論文・卒業研究は、本学科における学修の集大成であり卒業認定の重要な位置を占めている。そのため、3 年次終了までに 90 単位以上の修得を登録条件とし、指導教員による個別指導を経て中間発表、卒業制作展、本発表・審査会の開催等厳正な手続きをとっている。【資料 2-4-8(平成 28 (2016) 年度こども文化学科卒業論文・卒業研究・卒業制作について)】

そのほか、保育士養成課程、幼稚園教職課程、小学校教職課程では、それぞれ課程ごとに履修規定を定めており、特に実習に関しては具体的な履修基準を設け、参加の判断基準として GPA を用いている。このようにして教育の質の維持に努めている。【資料 2-4-9（平成 28(2016)年度「学生便覧」11、70、71、75～78 ページ）】

看護学部看護学科

平成 27(2015)年度に看護学部が開設されたため、教育課程の編成方針と特色を活かして体系的かつ効率的な履修を促すため、看護学部履修規程【資料 2-4-10（平成 28(2016)年度「学生便覧」60～64 ページ）】により必修科目、選択科目の定義、履修上の注意事項、授業科目の先修条件、試験、成績評価についての補足を加えている。授業科目の先修条件については、実習科目（各看護学実習）を学内で学んだ様々な知識・技術を統合し、現場へ応用する科目として位置付けているため、実習ごとに先修条件として、関連科目を学修していることと明記している。GPA は活用していないがこのような形で、質の保証を図っている。

また、実習科目については先行する講義・演習科目とのつながりがあるため、教員・実習施設の指導者・学生が共通に実習科目に関する主要事項が理解できるように、教育目的・ディプロマポリシー・位置づけ・実習計画・単位認定・留意点などを明記した実習共通要項【資料 2-4-11（看護学部実習共通要項）】を作成している。さらに、各実習科目の実習要項を作成し、評価方法・単位認定の方法などを明記【資料 2-4-12（平成 27(2015)年度 フィールド体験学習Ⅰ実習要項、基礎看護学実習Ⅰ実習要項）】し、指導する教員と学生が共通理解できるように明確化している。

卒業認定と学位の授与に関する基準は、学則第 30 条から第 31 条【資料 F-3（東京純心大学学則）】に明確に定めている。また、次に示すディプロマポリシーをホームページ【資料 2-4-13（大学ウェブサイト：情報公開-学修、卒業）】に公開し、適切に運用している。

ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

【東京純心大学】

東京純心大学は、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、平和的国際社会と地域社会のよき担い手となる「愛に根ざした真の知恵」を身につけ、各学科で定める所定の単位を修得し、能力を備えた者に学位を授与します。

【現代文化学部 国際教養学科】

所定の単位を修得する過程で、個性豊かなコミュニケーション力を身につけ、卒業論文、卒業研究の審査に合格した者に対し、学士(国際教養学)の学位を授与します。

【現代文化学部 こども文化学科】

現代文化学部こども文化学科では、本学の建学の精神と教育理念に基づき「愛に根ざした真の知恵」(Sapientia in Caritate Fundata) を身につけた国際社会、地域社会のよき担い手を育成します。

こども文化学科の教育課程を履修して所定の単位を修め、下記の能力を備えた者に卒業を認定し、学士(こども文化学)の学位を授与します。

1. 「こども・からだ・こころ・あそび」の四つのキーワードからのアプローチ方法を学修し、多様化、複雑化、情報化した現代社会の中で原点を見失わずに判断し対処できる資質を具備する。
2. こども文化全般への広い視野と深い認識をもち、保育・教育に関する豊かな専門的知識と技能を習得している。
3. こども文化の研究を通して研鑽した豊かな感性と人格の陶冶をもって、民主的で平和な社会の形成と世界平和に貢献できる。

【看護学部 看護学科】

看護学科の教育課程を履修して所定の単位を修め、下記の能力を備えた者に卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与します。

1. 豊かな人間性と倫理観をもとに、人間の尊厳と権利を擁護する態度を身につけている。
2. 自己理解・自己受容をもとに、自己を活用した対人支援力を身につけている。
3. 看護を必要としている人々に、的確な看護判断のもとで確実に実践できる基礎的能力を身につけている。
4. 地域社会の包括的ヘルスケアシステムの一員として、人々の健康生活に貢献する基礎的能力を身につけている。
5. 看護専門職として自らの価値観を形成し、成長し続けられるための基盤を身につけている。

なお GPA については、従前、江角記念奨学金の給付等の審査基準【資料 2-4-14 学校法人東京純心女子学園江角記念奨学金規程の運用内規】を用いていたが、平成 27(2015)年度に学務委員会において GPA の適切な適用について検討を開始し、平成 28(2016)年度には、各学期終了後、学生及び保護者へ配付する成績表に GPA を明記し、単位修得状況とともに学修の水準を学生・保護者が確認できるようにすることを決定した。また、各学期初めに実施されるガイダンス時の履修指導・相談の対象となる学生のリストアップ、4 年次卒業判定の目安としての利用を併せて検討している。

以上のとおり、基準項目 2-4 を満たしている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用については、現状でも基準を満たしているが、今後は GPA の適切な活用と適正な取り扱いについて改善を図っていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 学生の就職意欲を初年次から高める方策を検討・実施する。
- ② 公立幼稚園への就職の増加を図る。
- ③ 企業インターンシップの充実を図る。

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

学生の社会的・職業的自立に関する指導のため、進路指導委員会【資料 2-5-1（東京純心大学進路指導委員会規程）】及びキャリアセンターを設置し、各学科の教員と連携して多岐にわたるキャリアガイダンスや就職対策講座を開催している。

教育課程（現在は現代文化学部のみ）内のキャリアガイダンスとして、2 年次生以上の選択科目として講義形式やグループワーク等の授業において、以下のような多岐にわたる「キャリアセミナー」を開催している。【資料 2-5-2（2016 年度キャリアセミナーシラバス）】

- 1 総合ガイダンス・就職情報収集
- 2 就職情報収集
- 3～4 応募書類の書き方（基礎編、志望動機編）
- 5 業界研究講座
- 6 インターンシップ報告会
- 7 ヘアメイク講座
- 8～11 筆記試験対策講座①②③④
- 12 面接対策講座
- 13 グループディスカッション対策講座
- 14 内定者就職活動報告会
- 15 総括

「キャリアセミナー」に関するアンケートの結果、平成 24(2012)年度、平成 25(2013)年度、平成 26(2014)年度、平成 27(2015)年度のすべてにおいて受講者のほぼ全員が受講して良かったと回答【資料 2-5-3（キャリアセミナーアンケート集計結果）】している。また、早い段階（2 年次）から就職を意識することが重要である等との回答が多く見受けられ、就職に対する意識啓発という観点から効果を発揮していることが分かる。

さらに、企業インターンシップ【資料 2-5-4（企業インターンシップ実施実績）】を実施し、平成 26(2014)年度は 5 社、平成 27(2015)年度は 2 社において、1 週間～2 週間にわたり実施した。また、終了後、インターンシップ報告会も開催している。企業インターンシップは教育課程内において単位認定している。

教育課程外においては、キャリアセンターにおいて毎週 1 回全学年を対象とした「ミニキャリアガイダンス」を実施している。あらかじめ開講スケジュールを掲示板及びホームページで周知し、積極的な参加を呼びかけている。また、キャリアセンターにおいてはキャリアカウンセラーを配置し、適宜、学生からの相談を受け付けている。

そのほかに、就職対策講座として自己啓発講座、筆記試験対策講座、面接対策講座、

公立保育士採用試験合格講座【資料 2-5-5（平成 27(2015)年度就職対策講座実施実績一覧）】を実施するとともに、学内で日本漢字能力検定試験（2 級、準 2 級、3 級）、秘書技能検定 2 級の検定試験を実施している。

就職活動におけるキャリアセンター活用度に関しては、3 年次にキャリアセンターツアー（ゼミ毎のキャリアセンター見学とキャリアカウンセラーとの顔合わせ）をとおして、センター活用度を高めるよう工夫している。また、ミニキャリアガイダンス（昼休み）を実施し、「キャリアセミナー」（授業）への補講的意味合いで学生への個別対応を行っている。実際には、3 年次からキャリアカウンセラーが学生全員に電話連絡等の声掛けをし、個別面談の機会を持つようにしている。4 年次においては、内定が出るまでフォローし、進路全般にわたり個別対応している。

これらの指導や助言の結果、就職希望者の就職決定率は、平成 25(2013)年度は国際教養学科 87.5%、こども文化学科 96.1%、総合計 94.9%であり、平成 26(2014)年度は国際教養学科 88.9%、こども文化学科 95.3%、総合計 94.5%であった。また、平成 27(2015)年度は、国際教養学科 93.3%、こども文化学科 97.9%、総合計 96.8%であった。【資料表 2-10（就職の状況）】さらに、現状の未定者についても、個別面談を行い、適切な進路相談、情報の共有を図っている。

以上のとおり、基準項目 2-5 を満たしている。

（3）2-5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年度の就職率は 96.8%であり、学生の努力と教職員による支援により、一定の成果を得ていると考えられるが、今後はさらに就職率を高めていくために、現在実施しているセミナーやインターンシップの効果を検証し、改善策を検討・実施していく。

また、これまでは現代文化学部 1 学部であったため、就職先の中心は幼稚園や保育所、小学校となっていたが、看護学部設置に伴い今後は就職先も多様化するため、看護学部の一期生が卒業する平成 30(2018)年度を目標に、看護学部生の就職に関する情報収集や支援を充実させていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

（1）2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

（2）2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

① 授業評価アンケートの改善を行う。

② 公開授業を拡充する。

上記①及び②を教育内容・方法の改善と教材開発に生かす。

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育内容・方法の改善と教員の資質向上のため、平成 27(2015)年度においては FD・SD 委員会を設置し、FD 研修会の開催、学生による授業評価アンケート、公開授業を充実【資料 2-6-1(平成 27(2015)年度 FD・SD 委員会活動報告書 1～16 ページ)】させるとともに、平成 28(2016)年度に教員活動状況評価を実施するための検討を行った。

これまでも毎年学生による授業評価アンケートを実施しているが、平成 27(2015)年度は実施方法の見直しを行い、調査項目を改め、公開方法・内容（リフレクションシートの書式設定）を定めた。【資料 2-6-2(平成 27(2015)年度 FD・SD 委員会活動報告書 1～4 ページ)】また、看護学部においては講義だけではなく、実習についても授業評価アンケートを実施した【資料 2-6-3(平成 27(2015)年度基礎看護学実習Ⅰ実習評価アンケート集計結果)】。

さらに、学生の授業時間以外の学習時間の時間区分を変更し、両学部の学生の学習状況をより適切に把握し、改善策を検討した【資料 2-6-4(平成 27(2015)年度 FD・SD 委員会活動報告書 3～8 ページ)】。

公開授業については、ガイドラインを定め、後期に 1 件（現代文化学部）の公開授業を実施した。その際、事前に公開授業紹介シートを参観者に配布し当該授業に対するある程度の理解を得た上で参観し、その後公開授業評価シートを記入して提出した。さらに、後日、公開授業情報交換会を開催し、情報交換とグループ討議を実施した。これにより当該授業の担当教員が授業改善を行うという PDCA サイクルを機能させる仕組みを構築した。

学生の学修状況については、学生による授業評価アンケートにおいて授業への取り組み方や授業外の学修時間を調査している。また、資格の取得状況については、以下のとおりである。

現代文化学部国際教養学科

現代文化学部国際教養学科では、学修状況、資格取得・就職状況の確認は学生カードの項目に基づき、成績配布時（4 月、9 月）及び適宜、アドバイザーである担当教員が、各学生との面談を行ない、必要に応じて学科会で報告、協議し、学生情報の共有を図っている。また卒業論文・卒業研究発表会では TOEIC の好成績者表彰【資料 2-6-5 (TOEIC 好成績者表彰風景)】を実施し、学生に広く周知を行い学修意欲につなげている。ほかにも、江角記念奨学金の授与に関する候補者の推薦を学科会で協議、選考している。

現代文化学部国際教養学科・こども文化学科共通

現代文化学部国際教養学科、こども文化学科共に、4 月のオリエンテーション期間に、進路調査票の記載を 3 年生・4 年生全員に求め、進路希望の確認及び資格取得状況を把握している。

本学における秘書技能検定 2 級取得者は、平成 25(2013)年度国際教養学科 6 人、こども文化学科 4 人、平成 26(2014)年度は国際教養学科 2 人、こども文化学科 8 人、平成 27(2015)年度は国際教養学科 0 人、こども文化学科 5 人である。また、日本漢字能力検定 2 級取得者は、平成 25(2013)年度国際教養学科 1 人、こども文化学科 1 人、平成

26(2014)年度はこども文化学科 1 人、平成 27(2015)年度は国際教養学科 0 人、こども文化学科 0 人である。また日本漢字能力検定準 2 級取得者は、平成 27(2015)年度こども文化学科 1 人である。

幼稚園教諭、保育士、小学校教諭の各資格取得者数は次のとおりである。平成 25(2013)年度、幼稚園教諭 37 人、保育士 37 人、小学校教諭 10 人。平成 26(2014)年度は、幼稚園教諭 55 人、保育士 36 人、小学校教諭 20 人である。平成 27(2015)年度は、幼稚園教諭 39 人、保育士 38 人、小学校教諭 14 人である。【資料 2-6-6(2016 年東京純心大学大学案内 31 ページ)】

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

平成 26(2014)年度は学生による授業評価アンケートの結果をまとめ、検証し自己点検・評価報告書に記載し、学内外に公表した。また、その結果に基づき、評価の低い授業の担当教員に対して、学部長が改善指導を行い、改善計画を提出させた。

平成 27(2015)年度には、授業評価アンケートの結果の学生に対する公表方法を検討し、その結果を公表【資料 2-6-7 (平成 27(2015)年度 FD・SD 委員会活動報告書 1～8 ページ)】した。

個別の学生による授業評価アンケートについて、その結果をどのように授業改善にフィードバックしたかについては、以下に学部・学科ごとに記載する。

現代文化学部国際教養学科

国際教養学科としての独自の取り組みは現在行われていないが、学生による授業評価アンケート結果に対する改善策については FD・SD 委員会で行なっているリフレクションシート【資料 2-6-8 (リフレクションシート様式)】を提出することが義務付けられており、記述された改善案に対する改善方法は各教員に委ねている。

学科全体としては、前期・後期授業ともに学生から高い評価を得ているが、指摘すべき点は、英語文化関連科目・芸術表現関連科目ともに以下の 3 点である。

- 1) 受講生の習熟度の差から生まれる授業進度、成果に関しての満足度の違い。
- 2) 授業外学習時間の平均が 1 週間 3 時間未満の受講学生が多数いること。
- 3) 科目の性格上、授業の明確な目的を示すことが困難である場合があること。

各教員の改善策として、少人数制を活かした個別指導、一人ひとりの学生に合った到達目標の設定とその達成への支援を行っている。

現代文化学部こども文化学科

こども文化学科では、学生による授業評価アンケートを受け、教員（兼任教員も含む）が各担当教科につき「リフレクションシート」【資料 2-6-8 (リフレクションシート様式)】を記載、その結果をとりまとめて教授方法の改善に活かしている。前・後期ともに、学生からの評価は高く、教員の教授方法に対する満足度の高さが窺われる内容となっている。

ただし、両学期を通じて以下の 5 点が課題となっている。

- 1) 授業外学習時間が不十分であること（1 時間未満の受講者が多数いる）。

- 2) 受講生の知識、技能、能力差が顕著であり、教室全体を対象として授業を進めることが困難であること。またこれに呼応して、学生の満足度、理解度が一様でないこと。
- 3) 科目によっては私語が多い反面、意見を求められる場面では発話できない（コミュニケーション能力に欠ける）こと。
- 4) 提出物に対するコメント、採点方法の公平性に対する受講生の要求が高い（前期）。
- 5) 併設校との授業時間重複により施設利用に支障が生じたこと。

以上の課題に対して、次のような対策が講じられている。

- 1) シラバスの改善（課題の明確化等）／グループ学習を課すことによる授業外学習時間の確保。
- 2) 語学科目等における習熟度別授業の実施。
- 3) 個々の学生の資質を伸ばすことに資する丁寧なコメントの作成及び採点基準の遵守周知徹底。
- 4) 定例の中高大連絡会議（平成 28(2016)年度から実施）における行事、授業等の情報共有及び施設設備利用の調整。

なお、一部の教科では、授業内容の特性上学生による授業評価アンケートの対象としての妥当性について、教員から再検討の要求があった。

看護学部看護学科

- 1) 学生による授業評価アンケートの結果を授業改善にフィードバックする方法

看護学部看護学科では、個々の教員は教育の質向上を目ざして、日々の授業に様々な工夫を凝らし（Plan）教育活動を実施（Do）している。その教育活動及び学生自身がどのように学修したかについて評価をするために「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケート結果を受けて、新たに作成したリフレクションシート【資料 2-6-8（リフレクションシート様式）】を活用して次年度の教育内容・方法等を修正し（Check）、次年度の教育活動の改善（Action）に繋げている。

前期のリフレクションシートのまとめでは、多くの科目では概ね学生の評価は高く、大きな変更を求められる科目はなかった。教員のコメントとしては、高大接続、初年次教育の必要性、学生の学修意欲を高める工夫、教室などの環境や時間割運用などハードやソフトへの配慮、教材開発、事前学習・事後展開の周知などが記述されていた。

後期のリフレクションシートのまとめにおいても前期同様、概ね学生からの評価が高かったことが記述されていた。

自由記述欄は、徐々に、建設的で有益な意見が増えており、学生からの視点による授業改善への有益なヒントになっている。

看護学実習の評価については、講義・演習版を基に独自に実習版アンケートを作成した。6 月上旬に実施した「フィールド体験学習Ⅰ」に関してはこれを使用し、学生による看護学実習の評価を行った【資料 2-6-9（平成 27(2015)年度フィールド体験学習Ⅰ実習評価アンケート集計結果）】。多くの教員が関わり丁寧に指導し、学生の Early Exposure を支えることができ、概ね高い評価を得ることができた。平成 28(2016)年 1 月下旬に実施した「基礎看護学実習Ⅰ」に関しては、基礎看護学領域教員を中心に多く

の教員が関わり教育がなされた。学生は初めて患者を受け持ち、生活者として対象を理解すること、生活援助を臨床の指導者とともに見学・体験することが主な目的であった。毎日のカンファレンスでの学生間での意見交換、教員及び臨床指導者からのリフレクションによって目的を達成することができた。実習後のアンケート結果には、実習における学びについて述べられ、また、次の実習に反映させるための希望等も書かれており、学生の成長が窺えた。

前期後期を通じて、ほとんどの教員が学生の授業評価アンケート結果を真摯に受けとめ、丁寧な分析し、次年度の改善を目指して具体的な改善策について考察した。

2) 今後の展望

学生による授業評価アンケートは学生の主観に基づいており、正当な評価がなされるか疑問視する意見もあるが、内容を概観すると概ね妥当な意見が寄せられていると判断できる。また、学生による授業評価アンケートのみならず、平成 28(2016)年度に導入予定の公開授業における教員間のピアレビューと組み合わせることで、ある程度、合理的な評価が得られると考える。

以上のとおり、基準項目 2-6 を満たしている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

現状では、教育目的の達成状況の点検するための調査等について授業評価アンケートや担当教員等による就職先からの聞き取りを中心に行っているが、今後は就職先の企業（本学の場合は、幼稚園、保育園、小学校、教育サービス業が主体で、民間企業は少ない）に対して本学の学生に関する卒業時点での学修状況の評価等について、正式にアンケート調査を行うなど、より正確な情報を得て、教育目標の達成状況の確認と評価を行っていく。

また、ティーチングポートフォリオやルーブリックなどを取り入れて複合的な評価にしていく。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

「基準項目 2-7 を満たしている。」

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

① 学生生活アンケートの改善を行う。

② オリエンテーションキャンプの充実を図る。

③ 学生の意見を聞く機会を増やし、大学の魅力向上に生かす。

学生一人ひとりとの連絡を密にするための改善を図る。

2-7-① 学生生活の安定のための支援

(学生サービス全般について)

本学の学生サービスについて、全学に学生生活委員会、事務局に学務課（職員 6 人、非常勤 2 人）を配置して、業務を行っている。学生生活委員会【資料 2-7-1（東京純心大学学生生活委員会規程）】は月 1 回を定例として、必要に応じて臨時委員会を開催し臨機応変に下記の学生支援に関することについて審議を行い、学生のニーズに対応している。

- ア 学生会及び課外活動に関すること
- イ 学生生活（下宿・アルバイト等）に関すること
- ウ 学生の健康管理に関すること
- エ 奨学生の選考に関すること
- オ その他健全な学生生活の継続のために必要な各種の行事等に関する事項

日常は学務課が学生一人ひとりの要望に応えられるように窓口業務を行っている。その内容は、運営組織規程【資料 1-3-9（東京純心大学運営組織規程）】に以下のように定められている。窓口業務は、授業期間中平日 8 時 30 分から 18 時まで、土曜日は 8 時 30 分から 12 時 15 分まで業務を行っている。

- ア 学生の在学証明書、卒業証明書、健康診断証明書、学生旅客運賃割引証、単位修得等に係る証明書発行に関すること
- イ 学生証の発行に関すること
- ウ 学生生活、生活指導に関すること
- エ 提携寮、下宿等住宅に関すること
- オ 学生の傷害保険等に関すること
- カ「学生カード」の管理等、学生の基本情報に関すること
- キ 通学に関すること
- ク 留学及び留学生に関すること
- ケ 奨学金に関すること
- コ「学生会」の支援に関すること
- サ アルバイトに関すること
- シ 式典、大学行事（入学式及び卒業式）に関すること
- ス その他学生生活にかかる事務に関すること（以上、教務関係を除く）

(オリエンテーションについて)

新入学生に対しては入学直後に、オリエンテーション及び「学園を知り、師を知り、友を知る」をテーマにした 1 泊 2 日のオリエンテーションキャンプ【資料 2-3-1（平成 28(2016)年度オリエンテーションキャンプ実施日程表）】を実施して、大学、教職員、同級生、上級生に親しみ、学生生活が安定するよう努めている。

(奨学金について)

本学独自の奨学金としては、江角記念奨学金【資料 2-7-2（学校法人東京純心女子学園江角記念奨学金規程）】と後援会奨学金【資料 2-7-3（東京純心大学後援会奨学金給付要綱）】があり、看護学部の学生に対しては、本学と連携している聖マリアンナ医科大学

奨学金【資料 2-7-4（聖マリアンナ医科大学附属病院奨学生募集要項）】がある。

（心身の健康について）

学生の健康面、精神面での安定を図るため、保健室（利用者数のべ：平成 26(2014)年度 144 人、平成 27(2015)年度 180 人）及びカウンセリングルームを設置している。カウンセリングルームには、アドバイザーやキャリアセンター以外でも自由に相談できるスタッフとしてカウンセラーを配置して、在学中に遭遇する様々な疑問や困難について相談に応じている。カウンセリングルームの利用者数(延べ)は平成 26(2014)年度 490 人、平成 27(2015)年度 369 人であり、学生の精神面での安定に寄与している。【資料 表 2-12（学生相談、医務室等の利用状況）】

さらに、平成 27(2015)年度には、学生及び教職員等の健康の保持・増進を目的に、健康支援に関する専門的業務を行うため、健康サポートセンター【資料 2-7-5（東京純心大学健康サポートセンター規程）】の設置について法人の衛生委員会及び大学の大学運営協議会で連携して協議した結果、平成 28(2016)年 4 月に設置することができた。健康サポートセンターの業務は以下のとおりである。

- ア 定期及び臨時の健康診断
- イ 健康診断実施後の対応（データの保存・管理、フォローアップ）
- ウ 健康診断証明書の発行
- エ 健康相談及び指導助言
- オ 応急措置
- カ 学内行事に伴う救護支援
- キ メンタルヘルスに関する教育及び相談
- ク 学内の環境衛生改善及び感染症（インフルエンザ、感染症胃腸炎等）予防対策
- ケ 実習等に伴う感染症抗体検査等
- コ 飲酒・喫煙・禁止薬物に関する教育
- サ その他、健康の維持と増進に関すること

（社会参加について）

学生が将来、良識ある社会人として活躍できるよう課外活動を通じて調和の取れた人間関係を学ぶことが出来るよう学生会活動を支援している。学生会では、クラブ紹介（4 月）、学生総会（5 月）、聖母（マリア）祭（10 月）、クリスマスの集い（12 月）の活動を行っている。そのほかの課外活動についても活動場所の提供や活動補助を行っている。

（安全・安心について）

ハラスメントについては、ハラスメント防止委員会が中心となって、東京純心大学ハラスメント防止等に関するガイドラインに基づき、予防・救済・対策に努めている。また、この件については学生便覧【資料 2-7-6（平成 28(2016)年度「学生便覧」93、119～122 ページ）】やリーフレットの作成・配布【資料 2-7-7（ハラスメントについてのリーフレット）】により学生に対する周知を図っている。

身の回りにある危険（出会い系サイト、盗聴・盗難、ドラッグ、カルト教団、クレジットカードなど）については、学生便覧において注意を喚起している。

また、緊急時の避難と安全について年に一回、防災訓練を行っており、学生便覧【資料 2-7-8 (平成 28(2016)年度「学生便覧」 99～100 ページ)】により周知を行っている。

各学部における、学生生活の安定のための支援に関する取り組み等は、以下のとおりである。

現代文化学部

1) 国際教養研究会・こども文化研究会

学科教員の指導の下、各研究テーマで学生が課外活動をする「国際教養研究会」「こども文化研究会」の活動【資料 2-7-9 表 2-14(学生の課外活動への支援状況)】を活発に行っている。総体としての「国際教養研究会」は、2 の班に分かれている(資格英語研究会、英語発音・語彙研究会)、平成 28 年度からは資格英語研究会に集約された。「こども文化研究会」は、12 の班に分かれている(演劇班、野外活動研究班、絵本研究班、心理研究班、モノガタリ班、文化研究班、おもちゃ研究班、福祉を考える映画研究班、レクリエーション班、写真研究班、まんが・アニメーション研究班、多摩ジオストーリー班)。後援会から支援を受け、教員と親睦を深めながら各自の研究テーマを追求する実践的活動を行っている。

2) 学生の健康管理について

健全な学生生活が望ましいことはいずれの教育機関においても自明のことであるが、こども文化学科は、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の資格課程を擁することから実習に参加する学生が多いため、緊張と不安のために体調を崩しやすい実習期間への備えとして、平生からの自己管理の重要性を説いている。

また、心身の健康、ことに精神的健康に関しては、カウンセリングルームのスタッフ、アドバイザーが連携して学生に対処している。

看護学部

1) 看護学科研究会

看護学科では、平成 27(2015)年度に開講された科目をうけて、学生主体による課外活動として「看護学科研究会」が平成 28(2016)年度に発足した。平成 28(2016)年度は「ミュージックケア研究班」「在宅・ホスピスケア研究班」「ケア技術研究班」の 3 班が学科教員の指導を受けながら、後援会からの支援を受けて、活動を行っている。

2) 学生の健康管理について

看護学科では、日々の体調管理の重要性や、飲酒・喫煙の身体への害についてポスター【資料 2-7-10 (啓発ポスターコピー)】などを掲示するなどして指導している。

また、実習等で確認が必要となる感染症抗体検査(ムンプス、麻疹、風疹、水痘、帯状ヘルペス、B 型肝炎、結核)については、1 年次前期に実施し、抗体価の(一)あるいは低値の学生に対しワクチンの接種を推奨している。また、1 月からの臨地実習に備えインフルエンザワクチンの接種も推奨している。これらのデータやワクチン接種の実施については、証明書の提出を求め確認をするとともに、実習要項への貼付を義務付け自己管理を促している。

平成 27(2015)年度は健康サポートセンターが設置されていなかったため、健康診断の実施においても検査項目の検討や健診業者との調整や健康診断実施時の補助なども、保健室担当の養護教諭と相談しながら実施した。

3) 経済的支援について

奨学金による学生への経済的支援の一助を行っている。看護学部のみ奨学金には、実習施設である「聖マリアンナ医科大学奨学金」「永生会奨学金」「八王子山王病院奨学金」【資料 2-7-11 (平成 28(2016)年度「学生便覧」102 ページ) 各病院奨学金】のほか、学生の居住地にある病院からの奨学金もあり学生が将来就職したい病院を検討しつつ、奨学金制度を利用している。

また、八王子市内にある永生会病院から学生がアルバイトをする場を提供したいという申し出があり、学生アルバイトの募集を行っている。学生からは、「経済的に助かるだけでなく看護の勉強にもなりとてもありがたいとの声があり」実際に春休み等長期休業を利用してアルバイトをしている学生もいる。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活にかかる学生の意見・要望等を把握するために、毎年、学生生活アンケート【資料 4-2-2 (平成 24(2012)～27(2015)年度学生生活に関するアンケート結果)】を実施している。また、学生の主たる通学手段である民間バス会社との懇談会を毎年開催し、事前にバスに関するアンケートを行い、取りまとめたうえで、要望として提出している。

学生の要望に応えた例としては、授業と授業の間の空き時間を有効に活用し、グループ学習やサークルの打ち合わせに活用できるようなスペースと設備に対する要望に応じて、学生食堂の一部をコモンズに模様替えし、アクティブラーニングにも使用できるようテーブルの入れ替えを行ったが、これは、後援会から支援を得て、大学と後援会が共同で整備したものである。

学生生活委員会では、事業目標・方針のひとつとして、「学生生活に関する情報を共有し、教職員の連携を保ち、学生の満足度を高める」ことを掲げている。このため、毎年学生生活アンケートを実施し、調査方法や調査期間、その分析結果について「学生生活アンケート報告」を作成してきた。

平成 27(2015)年度は 12 月 1 日現在、在籍している学生 299 人を対象に行い、回答数は 240 人（回収率 80.2%）であった。【資料 4-2-3 (平成 27(2015)年度学生生活アンケート結果)】

また、平成 27(2015)年度の学生生活アンケートにおいては、図書館に関する事項や学務に関する事項を増やし、内容の充実を図った。平成 27(2015)年度の学生生活アンケートを踏まえた学部・学科における調査結果の分析及び取り組みについては次のとおりである。

現代文化学部国際教養学科

現代文化学部在籍者 247 人、回答数 191 人（回収率 77.3%）のうち、国際教養学科は 34 人中、回答者 19 人（回収率 55.8%）であった。

次に学生生活アンケート結果の分析を踏まえた対応と課題について 5 点挙げる。

1. 学生生活の充実度

平成 27(2015)年度学生生活アンケートの結果、「とても充実している」が 26%、「まあまあ充実している」が 53%、合わせると 79%で高い充実度である。学科としてのまとまりや学生同士の仲の良さ、そして半数近くの学生が課外活動に参加し、大学行事に 89%の学生が「参加している」ことから、それらが高い充実度の要因と考えられる。しかし平成 26(2014)年度と比較すると合計のパーセントはほぼ変わらないが、前者の割合が落ち、後者が増えている。原因分析と満足度向上のための早急な対策を図らなければならない。

2. 授業時間以外の学習時間

一日の学習時間が 1 時間以下の学生が 11%、1～2 時間が 63%で、2～3 時間が 21%、3 時間以上が 5%となっていて、1 時間以下が前年度の 45%から大幅に減り、1 時間以上が増えて、一般の大学生と比べると学習時間が長いと言える。学習時間だけでなく内容の充実が図られるよう、更なる工夫が教員側に望まれる。

3. 学生生活の悩み

「悩みがある」と回答した学生が 8 人(47%)、「悩みはない」が 7 人(41%)、「どちらともいえない」2 人(12%)であった。「悩みがある」の内訳（複数回答可）は、「授業・勉強」4 件、「友人関係」2 件、「家族関係」2 件、「経済的問題」2 件、「性格」2 件、「寮生活」0 件、「健康」0 件、「進路」4 件、「その他」1 件であった。国際教養学科としては、アドバイザー制度やオフィスアワー制度等を利用して学生からの相談を受けている。問題が発生した場合には、学科会において報告やその対応についての検討が行われ、アドバイスを行っている。「悩みがある」が平成 26(2014)年度と比べ増えており、特に「授業・勉強」に関して、国際教養学科の開講科目削減に対する不満が多いので、卒業時まで極力開講し、学生に不利益がないような対策が強く望まれる。またそのほかの悩みに関しても、個々の学生に対する教員の積極的で更にきめ細かい対応が求められる。

4. 学生食堂の利用

「よく利用している」53%、「時々利用している」5%、「あまり利用していない」21%、「全く利用していない」21%であり、「利用している」人の方がやや多い。そして「利用している」人は「ほぼ毎日」が 50%、週に「3～4 回」が 40%と学生食堂の利用回数は多いと言えるが、「自宅からのお弁当」39%、「コンビニエンスストア・売店で購入した物」38%、「インスタント食品（カップラーメン等）」15%となっていて、学生食堂で調理した物をあまり食べていないようである。後援会の援助による学生への食券の無料配布を平成 28(2016)年度は 4 枚に増やすと共に、栄養バランスの取れた食事を摂取することの重要性から、授業時や掲示等で積極的に学生食堂を利用することを学生に促す必要がある。また、学生食堂の事業者にも献立や値段、待ち時間の短縮等さまざまな工夫を要請したい。

5. 施設・設備に関する改善

施設・設備に関する改善要望はさまざま寄せられており、意見・要望に対し可能な限

り応えるよう検討・対応しているが、予算措置を伴う件も多く、充分には対応できていないのが現状である、なお、要望の多い冷暖房の調整に関しては、平成 28(2016)年度の後援会の支援で改善される予定である。

国際教養学科では、学生の不利益・不満がないよう国際教養学科の開講科目削減を閉科まで極力抑え、卒業に向けての更なる教育の充実発展を期すべく、きめ細かい対策作りをすることが次年度以降の学科の大きな課題である。

現代文化学部こども文化学科

現代文化学部在籍者 247 人、回答数 191 人（回収率 77.3%）のうち、こども文化学科は 213 人中、回答者 172 人（回収率 80.7%）であった。

次に学生生活アンケート結果の分析を踏まえた取り組みについて 2 点挙げる。

1. 学生会及び課外活動に関する取り組み

こども文化学科は卒業後、こどもの成長と発達を支援できる保育士・幼稚園教諭・小学校教諭として、こどもの育ちに関心のある企業人として活躍できるよう課外活動等を通じて自己の確立と奉仕的精神、他者への思いやり等が学べるように支援している。

平成 27(2015)年度学生生活アンケートの結果、本学科の学生生活の充実度は、「とても充実している」と回答した学生が 12.1%おり、「まあまあ充実している」42.5%と合わせて 54.6%の学生が充実感を得ている。また、「どちらともいえない」と回答した学生が 10.8%であった。「とても充実している」、「まあまあ充実している」と回答した学生は、友人関係が良好であり授業・勉強、アルバイト、クラブ・委員会などの課外活動に充実感を得ていることがわかった。

本学科の半数近くの学生は課外活動に参加している。大学行事に「積極的に参加している」16%と「参加している」76%を合わせると 92%の学生が大学行事に携わっている。また、学生の自治組織である学生会には、こども文化学科の学生が役員として所属している。「聖母祭」「クリスマスの集い」といった大学行事、学科主催の「純心こどもの国のクリスマス」に参加する学生は充実感を得ていることが窺えるため、今後も学生に対して大学・学科行事等の課外活動への参加を促していくことが学生の充実度向上に不可欠である。

学生生活に充実感を得ていない学生が、「あまり充実していない」2.9%と「全然充実していない」3.8%を合わせて 6.7%であった。これらの充実度の低い学生 6.7%に加え先にみた「どちらともいえない」と回答した 10.8%の学生に対して、アドバイザーが日頃から学生と対話する機会を作り、そこで得られた学生からの要望、不満等を情報収集し、ほかの教職員と連携して充実度の低い学生へ引き続き支援を強化していく。

2. 学生生活の悩みへの取り組み

こども文化学科の学生生活アンケートの結果、「悩みがある」と回答した学生が 23%おり、「どちらともいえない」が 38%、「悩みがない」が 39%であった。「悩みがある」と回答した学生で、最も多い悩みが「授業・勉強」であり、次いで「進路」「友人関係」「健康(心・体)」「性格」「経済的問題」「家族関係」であった。

こども文化学科は、現在オフィスアワー制度、アドバイザー制度の利用を中心として学生の悩みに関する取り組みを行っている。また以上の制度のほかに学科の教員が日頃から学生の悩みを聞く機会を設け対応している。学生が一番悩みを抱えている「授業・勉強」への主な対応はオフィスアワー制度、アドバイザー制度の利用で対応し、「進路」に関することはキャリアセンターと連携し対応している。「友人関係」やその他に関することでアドバイザーでは対処できない悩みについては、カウンセリングルームの利用を積極的に勧めている。学生の悩み等で問題が発生した場合には、学科会において報告しその対応について検討している。今後は悩みのある学生が遠慮なく教員に相談できる環境をより一層充実させ、一人で悩みを抱えることがないような環境作りを整備していくことが課題である。

看護学部看護学科

看護学部看護学科在籍者 52 人のうち、回答数は 49 人（回収率 94.2%）であった。

次に学生生活アンケート結果の分析を踏まえた取り組みについて 3 点挙げる。

1. 学生会及び課外活動に関する取り組み

看護学科は将来、チームワークやチーム連携等、良識ある看護者として活躍できるよう課外活動を通じて調和の取れた人間関係が学べるように学生会活動を支援している。

学生会では現代文化学部の学生らとともに学生会役員を務め、企画者の立場として参加した。また、聖母祭は第一期生のため試行錯誤ではあったが、学生会役員が中心となり、看護学科学生が全員参加して模擬店、看護体験、サークルによる企画や出展などを主体的に行う良い機会となった。

学生生活アンケートからわかったことは、学生生活が充実していると回答した学生は、大学行事や課外活動に積極的に参加していることであった。これにより、今回のアンケート結果を踏まえて、多くの学生が積極的に様々な活動へ参加できるように平成 28(2016)年度は、役員任せにならないように、現代文化学部の学生と話し合う場や交流できる場を企画する。さらに、教員が 2 学部それぞれの学生の状況を把握した上で、学生らの橋渡しとなるようなサポートをしていく。

また、平成 27(2015)年度の経験を活かして 2 年次生になる学生たちが後輩のよきロールモデルとなり、積極的に企画・運営に参加し、他学部の学生たちと協力して活動できるように、教員が 2 学年合同の交流の場や活動の場を作るなど、共同の場作りを支援することが課題である。

2. 学生の健康管理に関する取り組み

看護学科の学生は、通学に 1～2 時間かけて自宅から通学している学生が 8 割程度おり、弁当を持参している学生も多いが、昼食は学生食堂を 75%程度の学生が利用している。学生からはメニューの改善等意見が出ているため、食堂を運営する側も学生の声を踏まえたメニュー作りの努力をしている。看護学科では、ガイダンスやホームルーム、授業の中で「食事は栄養の補給だけでなく、楽しみの意味もある」「健康管理上、インスタント食品やコンビニ弁当等に偏らない」など食事と健康管理について機会をとらえて

指導をしている。健康管理では、一般的に貧血、やせ、激太りなど女子学生に多い健康問題があるが、当学科では、それらについて問題を抱えている学生は少ない。健康上気になることは、学生が個別にアドバイザーの教員や授業をとおして接点を持った看護教員に相談し、解決を図ったり、対処策を学んだりして、対応している。メンタルヘルスについても、アドバイザー教員の支援はもちろんだが、精神保健看護学の教員や学生カウンセラーの資格を持つ教員がアドバイザーとともに相談に乗る体制をとり、支援をしている。

3. 学生生活の悩みへの取り組み

看護学科の学生生活アンケートの結果では、悩みがあると回答した学生のうち「授業・勉強」(36%)、「友人関係」や「経済的問題」(各 12%)などに関する悩みが多いことがわかった。この結果を踏まえた対応としては、大きく学生への生活支援と学修支援の二つの方向から取り組みを行った。

生活支援面としては、アドバイザー制度の活用により担当教員が学生の現状及び背景を把握した上で、授業や勉強の仕方、友人関係、経済的問題など学生個々の今抱えている悩みに対応する取り組みを行った。定期的な面談の実施や個別対応、学年全体での話し合いなど時期や状況に応じた対応は学生自身で悩みを解決するきっかけとして有効であった。

学修支援面では、科目担当教員の個別対応やオフィスアワーの活用が有効であった。アンケート結果によると、学生が悩みの内容として「授業・勉強の困難さ」が 1 番にあげられていた。これは、前期に比べて後期は授業科目数が多くなり、専門的な科目が増えるため、困難さを感じたのではないかと分析した。日頃接している時の学生からの声も「形態機能学」の授業については、範囲が広い、専門的でことばが難しいなど困難さが挙がっていた。これについては、日頃より科目担当教員が定期で示したオフィスアワー以外に、学生の授業の空き時間を利用して積極的に指導を行った。学生は科目担当教員にアポイントメントを取り、ポイントを押さえた学習方法について個別指導を受けることにより、学び方を習得する機会となった。後期科目である看護技術の学修支援においては、10 人の看護教員が定期のオフィスアワーに加え、授業時間外に対応可能な時間をカレンダーに明示し、学生が教員にアポイントメントをとって自主トレーニングを行うという対応をとった。看護技術についての質問・疑問の解決にとどまらず、この機会を利用して悩みを打ち明ける、会話をするなどの機会としても利用されていた。また、技術習得に向けて 2 月の補講・試験期間終了後（春休み中）に「看護技術フォローアップアワー」を企画・開催したところ、約 30 人の学生が自主的に参加した。学生は講義で学んだ知識が実際の援助行動に繋がるという体験により理解を深め、実習での疑問や不得手とする技術面の克服に繋げていた。技術習得では学生同士の協力が不可欠であるため、学生同士の関係性を再認識する機会にもなった。

学生生活の悩みは、高校生までとは異なる授業・勉強の形態・内容に対する戸惑いや不安などが個人の悩みあるいは友人関係にまで及ぶ悩みとなって表出されている。その都度、学生の現状を把握して、個人あるいは学年全体に対して的確に対応していくことが学生の悩みを軽減することに効果的である。また、平成 28(2016)年度は 2 学年になり、

在学生数が増加することを鑑みて、これらの現状を教員間及び大学内全体で共有し連携して早期対応を図っていく。

以上のとおり、基準項目 2-7 を満たしている。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、一人ひとりの学生を大切にする教育をめざしているが、これは学生支援・サービスにおいても同様である。看護学部を設置により、今後は毎年、学生数が増加する予定であるが、これにより学生支援・サービスの質が低下しないよう、FD・SD 研修等を通じて意識の啓発を図っていく。

また、ソーシャルメディアの急速な発達に対応するため、平成 28(2016)年度中に情報リテラシー教育の充実やソーシャルメディアポリシーの策定を行う。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

「基準項目 2-8 を満たしている。」

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 教育課程の見直しを行い、教育目的・課程に即した教員配置をめざす。
- ② 教員活動状況評価の導入を図り、FD 研修を充実する。
- ③ 「読書論」の評価と検証を行い、内容を充実する。
- ④ 教養教育室を置き、教養教育を充実させるための体制を整備する。

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

教員の配置については、学位の種類及び専門分野に応じて必要な専任教員を確保し、大学設置基準に従うとともに、また、建学の精神と教育理念の実現、使命・目的に従って適切に配置している

教員の年齢構成は、特定の年齢に偏ることなく適正なバランスが保たれている。【資料表 F-6（全学の教員組織）】【資料表 2-15（専任教員の学部、研究科ごとの年齢別構成比）】

平成 28(2016)年度の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数【資料表 2-16（学部の専任教員の 1 週あたりの担当授業時間数）】については、看護学部が開設 2 年目で、3 年～4 年次で履修する科目担当の教員がいることや、現代文化学部においては国際教養学科が学生の募集を停止していることから、最低と最高にばらつきが見られるが、これ

はいずれも是正されるものである。

平成 28(2016)年度の学部・学科の開設授業科目における専任教員の比率は、こども文化学科の教養科目が 39.5%、看護学部看護学科の教養教育が 59.2%であることを除き、その他の分類では専任の比率が高く、適正な比率を確保している。【資料 表 2-17(学部、学科の開設授業科目における専任比率)】

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用・昇任については、東京純心大学専任教員採用選考規程【資料 2-8-1 (東京純心大学専任教員採用選考規程)】及び教員昇任選考規程【資料 2-8-2 (東京純心大学専任教員昇任選考規程)】に基づき行われている。

教員評価については、平成 27(2015)年度までは学生による授業評価アンケートを行い、検証することでこれに代えていた。学生による授業評価アンケートが極めて優秀と判断された教員に対する顕彰と改善の余地があると判断される教員に対する学部長の指導など、評価結果をある程度処遇に反映させている。

平成 27(2015)年度に自己点検・評価委員会【資料 2-8-3 (東京純心大学自己点検評価委員会規程)】及び FD・SD 委員会【資料 2-8-4 (東京純心大学 FD・SD 委員会規程)】で検討・協議し、平成 28(2016)年度からは教員活動状況評価【資料 2-8-5 (東京純心大学教員活動状況評価に関する規程)】を導入することとし、現在その準備を進めている。

FD 研修については、FD・SD 委員会が中心となり、研修会及び公開授業を行っている。平成 27(2015)年度は主に建学の精神の理解を促進することを目的として、キリスト教文化研究センターとの共催で 4 回、リテラシー教育の研修会を 1 回、計 5 回の FD 研修を実施し、公開授業を 1 回実施した。また、教職員に対して FD・SD 研修の希望調査【資料 2-8-6 (FD・SD 研修会アンケート用紙)】を行い、研修企画の参考資料として活用した。

1) 建学の精神と教育理念に関する研修会

日時	研修会テーマ
5 月 27 日 15:50～17:20	キリスト教共育の根源(第 1 回) —隣人とは—
6 月 17 日 16:00～17:20	創立者シスター江角ヤスと純心教育
9 月 16 日 13:00～14:30	命の尊さ
10 月 28 日 10:30～12:00	キリスト教共育の根源(第 2 回) —相生とは—

2) ティーチングポートフォリオワークショップ (TPWS)

平成 28 (2016) 年 2 月 23 日(火) 13:30～17:00 701 教室にて実施。(看護学部主催)

3)「リテラシー教育」の研修会

日時	研修会テーマ
3月23日 13:00～14:30	純心の探究型学習 —教科教員と協働した教育—

現代文化学部国際教養学科、こども文化学科

現代文化学部は、個人または教員の科目担当者レベルのみではなく、国際教養学科、こども文化学科での取り組みも対象とし、教員養成の教育に関するFD活動として、授業内容、授業方法の改善や検討、記録・公開に取り組み、教育力の向上を図っている。平成27(2015)年度にはこの制度を活用し、本学部・2学科の、こども文化学科1年次生を対象に、小学校教諭免許取得に必要とされる理科指導に関わる「理科概論」を公開授業として実施した。

日時：平成27(2015)年10月16日（金）1時限

科目：理科概論 2単位 30時間(1年次選択科目) ※公開授業は4回目

担当者：岡部 廣 教授

対象者：現代文化学部こども文化学科 1年次生 13人(履修登録者数)

授業内容：「昆虫」

授業形式：講義

授業場所：A3601 教室

参観者：9人（学長 現代文化学部7人 看護学部1人）

この取り組みは、FD・SD委員会が開催する公開授業情報交換会への積極的参加を促すことで資質向上につなげ、教育開発を図ることも目的としている。また、国際教養学科の教育に関わるFD活動の一つとして、授業改善以外にも次のような活動がある。学生の学修状況の確認として、卒業論文・卒業研究中間発表会では、担当教員及びアドバイザーから学生への個別指導・学年全体指導等を行い、学生の学修に対する意識の向上を促すとともに、教員の学生指導に対する相互理解と共通認識による、資質・能力向上に役立てている。

看護学部看護学科

看護学部看護学科では、教員の資質の向上のために、以下のFD研修を実施した。

1. FD研修

1) 初任者研修会

目的：新任の助手・助教へのオリエンテーション

対象者：助手・助教対象の内容であるが看護学科会において全教員へ実施。

日時：平成27(2015)年4月9日 14:40～15:10

内容：高等教育（大学教育）に求められるもの、問われる大学教授職への使命、キリスト教大学における教育理念、大学教員の活動の三つの柱：教育、研究、社会貢献・学内運営、東京純心大学の教員として継続的发展を目指す FD 等。

2) 東京純心大学看護学部看護学科 FD 活動に向けて

目的：今大学が求められていること、本学看護学科において目指すもの、本学教員としての役割を明確にする。

対象者：看護学科教員全員 22 人

日時：平成 27(2015)年 4 月 15 日 15：50～18：00 学部会学科会を用いて

内容：大学をめぐる現状と課題、学士力と社会人基礎力、学士課程における看護系人材育成の目指すもの、看護実践能力の養成における課題、東京純心大学の教育理念、看護学部の教育目標、看護学部の将来構想についての要検討事項、看護学部教育における Academic Work 支援、文部科学省が示す FD とは、FD 活動基本方針、平成 27(2015)年度看護学部 FD 活動計画の提示

3) 看護学部看護学科会ワークショップ

目的：豊かな背景をもつ教員組織の連携協働のためのチームビルディング

対象：看護学科全員 22 人で四つのグループを作りグループワーク

日時：平成 27(2015)年 5 月 20 日 17：00～18：00

ワークショップのテーマ：東京純心大学の教員としてどのような教育をしたいか

内容：どんな学生を育てたいかについて、KJ 法で模造紙にまとめ発表する

FD 委員で要約し発表内容を質的分析方法に準じてまとめカテゴライズした。

4) 東京純心大学看護学部看護学科設置及びカリキュラム構築についての説明会

目的：看護学科カリキュラムについて、全教員の共通理解のため

対象：看護学部学科教員 22 人

日時：平成 27(2015)年 6 月 24 日 10：15～12：00 看護学科会を用いて

内容：設置準備段階からの東京純心大学看護学部看護学科設置における思い
東京純心大学における看護学教育のカリキュラム構築についての説明
説明を受けて活発な議論が展開され、看護学部教員全体で看護学部設置の趣旨・思いを共有化できた。

5) ティーチングポートフォリオワークショップ

目的：①教育活動のリフレクションによる教育改善・教育の質の向上、②組織的継続的授業改善の仕組み作り③組織 FD、組織横断的ネットワーキング構築

対象：看護学科教員全員（19 人参加、2 人出張等で欠席）、及び現代文化学科教員 4 人

日時：平成 28(2016)年 2 月 23 日 13：30～17：00

内容：栗田佳代子准教授（東京大学大学総合教育研究センター）を講師として招聘し、ティーチングポートフォリオワークショップのミニワークを行った。栗田講師のファシリテートによって、各教員が A3 用紙の構造化されたティーチングポートフォリオ(TP)フォーマットに教員自身の教育の責任、教育方法、理念、教育方法の改善、今後の短期目標・中長期目標を記入していった。適宜、ペアとなった教員間でシェアしながら、約 2 時間で作成した。途中休憩をはさみなが

ら、後半のセッションでは前半のセッションで作成したミニ TP を振り返りながら、TP 作成の意義、活用の方法等についてのレクチャーがあった。研修会後のアンケートでも自身の教育活動のリフレクションができたことへの評価が高かった。

2. 公開授業

看護学部では、東京純心大学公開授業に関するガイドラインの実施要綱のとおり実施する。しかし、看護学部が新設学部であること、助手・助教の教育等に資すること、など種々の観点から、公開授業評価ガイドライン（Active Learning の活用）、公開授業評価シート、公開授業紹介シート、公開授業報告書を独自に作成した。

看護学部では、平成 28(2016)年度から公開授業を実施し、学部の完成年度である平成 30(2018)年度までに、助手を除く看護学部全ての教員の公開授業（講義・演習）を行う予定である。平成 27(2015)年度は、後期に行われた現代文化学部の公開授業に参加した。公開授業の後、担当教員、授業を参観した教員、授業に参加できなかった教員、FD・SD 委員によってフィードバック会が行われた。そこでは、担当教員が工夫している点を評価し、それぞれの教員が自身の授業に活用できる内容を明確にした。また、グループ討議をすることで、授業改善に向けての具体的な示唆が得られた。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学には現代文化学部、看護学部ともに、読書論という基礎科目がある。特に現代文化学部においては、教員名を授業科目名とする〇〇読書論（「〇〇」には教員の氏名が入る）というユニークな科目群【資料 表 2-5（授業科目の概要）】がある。読書論は、教員の心に残る一冊、人生を決めた一冊を教材にしている。その一冊を学生とともに読み込み、徹底的に論じ合う授業で、教員の人生に深く影響を及ぼした一冊が、今度は学生の人生を動かす一冊になる可能性がある。教員は一冊の本を自分の人生経験や教養と結び付けながら論じ、世界で一つだけの教養教育となる。学生は教員それぞれの「本の読み方」「世界観」「生き方」に共感することもあるし、疑問を抱くこともあり、そのような自分の感性を的確に表現することによって、自ら「発見する・考える・発信する」能力を身につけている。受講者の反応は以下のとおりである。

- ・「読書論」という科目は、難しいけれども、面白い。
- ・自分で考えていたほど、本を読むことが嫌いでないことがわかった。
- ・授業をきっかけに活字を見る機会が増えた。
- ・世界が広がった。
- ・「読書論」は今までに無い授業形態で新鮮だった。

また、現在、本学の教養科目は学部・学科ごとに基礎科目として設置しているが、資格取得による職業人の養成だけでなく、豊かな教養と国際性を身につけた真の教養人の育成をめざし教養教育の充実を図ってきた。今後さらにこれを明確にし、中長期計画として位置づけるため「東京純心大学の未来」（将来計画と行動目標・計画）【資料 1-3-9（「東京純心大学の未来」）】に教養教育の充実を明記した。

このため、平成 26(2014)年度に設置した教養教育検討会議を、平成 27(2015)年度に

は教養教育室として教育研究組織に位置づけた。現在、①平成 31(2019)年度までに教養教育センター（仮称）を設置すること、②教養教育を各学部学科共有の基盤的教育として確立し、社会人教育をも視野に入れた東京純心大学の教育上の特色とすること、について検討を進めている。

以上のとおり、基準項目 2-8 を満たしている。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

今後は、本学の教育理念や特色を維持しつつ、「東京純心大学の未来」（将来計画と行動目標・計画）【資料 1-3-9（「東京純心大学の未来」）】に沿って、教育課程全体をさらに見直すこととしており、教員組織及び教員の配置についてもそれらに対応したものに直していく。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

教員活動評価を平成 28(2016)年度から実施する。FD 研修会をより具体的に教員の資質の向上に寄与する内容に改善する。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育センター（仮称）を設置し、平成 31(2019)年度から教養教育を各学部学科共有の基盤的教育とすることを目指し、教育課程改革に取り組む。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

「基準項目 2-9 を満たしている。」

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 効率的な図書館サービスのための館内レイアウトの見直しを行う。
- ② 看護学部開設や研究をサポートする図書館への転換を図るため、蔵書等の充実を図る。
- ③ 少人数教育の特性を生かし、アクティブラーニングを充実する。
- ④ 上記①及び②を教育内容・方法の改善と教材開発に生かす。

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

(校地・校舎について)

本学は、八王子市滝山町 2 丁目 600 番地に位置し、54,611 m²の校地と本学に併設の東京純心女子中学校・高等学校があり、校舎案内図【資料 F-5 (平成 28(2016)年度「学生便覧」)】に示した校舎等を設置し、教育事業を行っている。本学の校地は、東京純心女子中学校・高等学校との共有面積を除いた 8,943 m²であり、大学設置基準で定める校地面積 4,800 m²を上回る面積を有している。

校舎面積は、15,591.29 m²であり、大学設置基準で定める校舎面積 6,312.40 m²を上回る面積を有している。【資料 表 2-18 校地、校舎等の面積】

中学校・高等学校と共有する校地内には、運動場 10,236.4 m² (第一グラウンド、第二グラウンド)、テニスコート 4 面、大学専用体育館 (1,006.2 m²) を有している。

教員研究室は個室 35 室、共同 3 室の合計 38 室を確保している。

(教育・研究施設について)

教育目的の達成のため、教員研究室【資料 表 2-19 教員研究室の概要】は個室 35 室、共同 3 室の合計 38 室を確保している。また、講義室については、2 学部共有で 10 室、現代文化学部 3 室、看護学部 4 室があり、演習室として現代文化学部 2 室、看護学部 2 室、実習室として現代文化学部 1 室、看護学部 4 室【資料 表 2-20 講義室、演習室、学生自習室等の概要】を確保している。

平成 26(2014)年度においては看護学部設置のため、校舎の一部改修を実施し、実習室等を整備するとともに学生用パソコンの機種更新を行った。また、平成 27(2015)年度においては、学生食堂のフロアの一部をコモンズとして利用可能なように床の張替え、アクティブラーニング用の机の導入を行うなど、施設・設備の改善を進めている。

(実習室について)

本学では、看護師、保育士、幼稚園教諭をめざす学生が多く、実習科目の充実も不可欠であり、各学部・学科においては次のとおり、実習に関する施設・設備の整備を行っている。

現代文化学部国際教養学科

英語文化等・英語力を幅広く実践的に学ぶ、語学授業では、概ね 15 人を限度とした編成となるように配慮し、少人数教育による教員と学生間のコミュニケーションを促し、教育効果を高める授業に努め、積極的学修姿勢を引き出している。実践教育として音楽系実習ではピアノ、オルガンの練習室を設置している。演奏発表等、卒業研究発表では、本学、江角記念講堂に施設設置されているパイプオルガンを使用し、音楽を学ぶ学生の成果を発表する機会としている。同じく実践教育として美術系実習では、毎年 4 月に「造形美術展」を、1 月には「卒業研究・制作展」を本学、純心ギャラリーで開催し、美術を学ぶ学科・学年を越えた学生の成果を発表する機会としている。

現代文化学部こども文化学科

こども文化学科の実習及び演習関連設備としては、こども文化実習指導センター

(B3212) の他、保育士課程の栄養関連科目で使う「調理室」、リトミックの授業を行う「演習室」(C3201)、児童英語の授業を行う「児童英語教室」(C3203)、造形表現の授業を行う「工作室」(C3301)、絵本演習を行う「大学図書館：＜ぬくぬくりプロ＞＜クリスマス絵本コーナー＞」、ピアノの練習をする「ピアノ練習室」が 23 室ある。これは防音設備を完備した個室に 1 台ずつアップライトピアノ、あるいはグランドピアノが設置された感性芸術教育を充実させるための十分な設備となっている。

看護学部看護学科

看護の専門的知識・技術を教授するために、看護学科の学生が主に利用する講義室 4 室を確保している。このほか看護技術の学修を効果的に行うために、基礎看護学実習室、急性期・慢性期看護学実習室、母子看護学実習室、地域・在宅看護学実習室など専門領域の特性に応じた実習室を備えている。また、形態機能学や感染予防学などの実験等の演習が行えるように演習室(C3302)を整備している。

また、学生たちが授業外の課外活動においても看護技術の練習を十分実施できるように、実習室利用マニュアルを作成し実習室を効率よく、安全に利用できるようにしている。

(図書館について)

本学の図書館は、地上 3 階、地下 1 階で 1,480.85 m²の面積を有し、設置学部・学科に関連する専門書と、キリスト教関係の図書を中心に現在和洋書合わせて約 100,000 冊、楽譜約 6,600 冊、視聴覚資料約 7,600 点、雑誌・紀要約 1,000 種を所蔵している。また、グループ学習コーナーやグループ視聴室を備えている。【資料 表 2-23 (図書・資料の所蔵数)】

平成 27(2015)年度は、利用者検索用のパソコンを 2 台入れ替え、国内外の各種論文データベースを導入・整備し、メインフロアの天井照明を LED に改修し、利用者の利便性を向上させた。

(江角記念講堂について)

江角記念講堂は 5 階建てで 3,352.15 m²の面積を有し、1 階が学生食堂、2 階が演習室、研究室、3～5 階が江角記念講堂（大ホール）となっており、入学式、卒業式、聖母祭をはじめ、学生の課外活動（純心こどもの国のクリスマス）音楽系の公開講座・コンサートなどあらゆる大学行事【資料 2-9-1 (平成 27(2015)年度江角記念講堂における行事等一覧)】に活用している。

(コンピュータールームについて)

本学の情報処理演習室は、授業時間以外に使用可能な A3209 教室と授業時間のみ使用可能な A3505 教室の 2 教室ある。平成 26(2014)年度まで Windows XP を使用しており、例年実施している学生生活アンケートでは、パソコンの故障が多いこと、起動が遅い等の記述があり、平成 27(2015)年看護学部新設に伴い教室内の全てのパソコンの入れ替え及び台数を増加させ環境整備を行った。現在は、A3209 教室は 25 台、A3505 教室は 81

台のパソコンが設置され、起動の問題は解消された。

また、学内のパソコンと接続されているプリンタ複合機は、1階学生会室前に1台、A3505教室内に1台の計2台が設置されている。授業時間外で使用する際は、2階A3209教室で入力作業をしたものを1階学生会室前に設置されている複合機へ印刷指示を出しプリント出力するため、パソコンを使用している場所からかなり離れた場所に移動し出力された用紙を受け取りにいく等不便であったが、平成27(2015)年9月に2階A3209教室内に新たなプリンタ複合機を設置し、移動することなくプリント出力用紙を受け取ることができ、学生の利便性を向上させた。

(安全性について)

本学は、以下の項目について安全性を確保している。

- ・耐震関係 本学の校舎については、平成13(2001)年度から順次耐震補強工事を行い、「新耐震設計基準」が定める耐震基準を満たしている。
- ・消防関係 消火栓、消火器等の設備を備え、年2回消防設備の点検を行っている。
- ・警備 学園の校門付近に警備員室を設け、警備員を常時配置するとともに、定時の巡回警備を行っている。
- ・防犯カメラ 校門、正面玄関及び学生出入口付近に防犯カメラを設置し、不審者等の侵入を防止している。
- ・電気関係 年1回の法定定期点検を実施している。
- ・ガス器具等 ガス会社の保守要員により定期的に巡回検査を実施している。
- ・定期清掃 ビル管理法に従い、外部業者による日常清掃及び定期清掃を実施するとともに、「害虫・ネズミ駆除」「ホルムアルデヒド検出」等を行っている。
- ・AED 学生窓口にAEDを設置し、教職員は八王子消防署小宮出張所救急隊による「AED講習会」に適宜、参加している。
- ・その他 校舎の入り口二か所と図書館入り口にインフルエンザ等感染症予防のためのアルコール消毒液を設置している。

(利便性について)

本学は、以下の項目について利便性を確保している。

- ・エレベータ 校舎内に5基設置し、年12回の保守・点検を実施している。
- ・自動ドア 校舎入り口1か所に自動ドアを設置している。
- ・スロープ、手すり 校舎入り口付近にはスロープと階段には手すりを設置している。校舎内階段及び廊下に手すりを設置している。

(学生の意見の反映について)

毎年、学生・生活アンケート【資料 4-2-3 (学生生活関係アンケート結果)】に「施設・設備について改善してほしいところがあれば記入してください」という質問を設けているが、主に施設の老朽化(冷暖房・トイレ)への対応や居場所の確保などが見受けられ、可能なところから順次対応している。

平成26(2014)年度のアンケート結果から平成27(2015)年度に反映したことは以下の

とおりである。

- ・窓ガラスの清掃を全学的に実施した。
- ・学生食堂にコモンズを整備した。
- ・マイクの音声トラブルが頻発していた A3071、A3702 教室のマイクを入れ替え、音声トラブルを改善した。
- ・学生が利用できるコピー機について、平成 27(2015)年 9 月以降 2 階情報処理演習室内 (A3209 教室内) に 1 台追加設置し、利便性を高めた。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数については、現代文化学部の場合、授業科目により異なるが平成 28(2016)年度前期の履修登録者数【資料 2-9-2 (平成 28(2016)年度前期授業科目ごとの履修登録者数一覧)】から判断しても適切な学生数で、本学の教育の特色である「少人数教育」を確保している。

また、看護学部の場合は、現在 1、2 年生のみであり、授業は 1 学年全員が 1 クラスで構成されることが多い。つまり、必修の科目が多いため、2 年生でいえば、51 人がほぼ同じカリキュラムで履修している。このため、必修の科目は 66 人を収容できる B3512 講義室を利用することが多い。しかし、筆記試験や卒業論文・卒業研究・卒業制作などの発表会などを行う場合は、A3701 講義室や A3702 講義室などの収容人員の多い講義室を利用している。また、グループワークなど 10 人以下で複数教室に分かれて行う授業時には、空き教室を利用している。その際の調整・管理は学務課が行っており、科目担当教員が事前に学務課へ教室変更の依頼をすれば、適切な教室を選び、教員へ連絡することとなっている。科目の内容や状況に応じて、適切な広さ、設備のある教室を選択して、授業を行っている。

以上のとおり、基準項目 2-9 を満たしている。

(3) 2-9 の改善・向上方策 (将来計画)

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

魅力ある大学づくりに施設・設備の充実是不可欠な要素であり、教育・研究の充実と併せて重要だと認識しており、厳しい財政事情の中でもメンテナンス等を繰り返し、基準項目を満たす内容を維持してきたが、今後はさらなる充実を図る必要があると認識している。財政的に厳しい状況は変わらないが、施設・設備に関する基金を設けるなど新たな財源を生み出し、学生が満足できる施設・設備の充実を目指す。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、少人数教育を教育上の特徴のひとつとして成果を上げてきており、今後もこれを継続する。そのため、授業を行う学生数の適切な管理については、今後も留意して行っていく。

〔基準 2 の自己評価〕

本学においては、建学の精神と教育理念に基づき、使命・目的を踏まえた三つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）を掲げ、学生の受入れから、教育課程及び教授方法、学習及び授業の支援、就職支援、単位認定、卒業認定といった一連の流れの中で、入口から出口まで可能な限り学生一人ひとりに対して懇切丁寧な指導を行うための体制を整備している。

また、教育目的の達成状況の評価とフィードバックを行うとともに、FD 研修等による教員の職能開発を実践し、教育レベルの向上を心がけている。さらに、教養教育の充実を課題として、教養教育に責任を持つ教養教育センター（仮称）の設置をめざし、組織の整備にも着手している。

学生サービスという観点においても、少人数教育を支えるという意識のもと教職員が連携してこれに当たっている。

施設・設備については大学設置基準を満たしているものの、さらに充実すべきところが残っていることも事実であるが、大学の規模から判断すれば評価できるものであり、今後も可能な限り、工夫・改善を積み重ねることとしている。

以上のとおり、日本高等教育評価機構が定める「基準 2」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準 2」を満たしている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 理事長の経営理念を明確にし、全学に周知・徹底する。
- ② コンプライアンスの推進のため、規程を整備し内部監査等を実施する。
- ③ 教育情報・財務情報の公表を充実する。

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の設置者は学校法人東京純心女子学園（以下、「本学園」という。）であり、カトリック修道会「純心聖母会」が母体となっている。本学園は東京純心大学、東京純心女子中学・高等学校の管理運営にあたり、「学校法人東京純心女子学園寄附行為」及び「同施行細則」【資料 F-1（東京純心女子学園寄附行為及び同施行細則）】、それに基づき定められた諸規程【資料 F-9（法人及び大学の規程一覧）】に基づき、経営の規律と誠実性を維持し、倫理性、公共性の高い教育機関としての運営を行っている。

平成 27(2015)年度においては、理事長の交代があったため、これを機に学園の教職員に対して、再度、学園経営・大学経営への姿勢を明確にし、教職員の信頼を担保すると共に、大学を含めた学園全体がこの先進むべき方向性として、「こどもから高齢者まですべての人たちの命と心を支え、寄り添うことのできる人材の養成を教職員とともに進めていくこと」【資料 1-3-8（「東京純心大学の未来」の理事長挨拶）】を明示した。

また、学園の経営の規律と誠実性の維持のため、コンプライアンス規程【資料 3-1-1（東京純心女子学園コンプライアンス規程）】等の整備を進めるとともに、理事会において大学改革と中学校・高等学校改革を学園が一体となって推進することについて確認した。【資料 3-1-2（平成 27(2015)年 10 月理事会議事録）】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為の第 3 条【資料 F-1（東京純心女子学園寄附行為及び同施行細則）】に「キリスト教の精神に基づき人格教育を施し、以って有為の人材を育成するため教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」とその目的を明確に表明し

ている。平成 27(2015)年度は大学名の変更と共に、その使命・目的の基盤である「建学の理念」について全教職員で再確認し、継続的な努力の一助とした。

本学の使命・目的を実現するために、自己点検・評価を行うことを学則【資料 F-3（東京純心大学学則）】に明記し、教職員が常に学則にしたがって行動するよう努力している。

1. 現代文化学部は、個性豊かな現代文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し得る人間の育成を目的とする。
2. 看護学部看護学科は、生命を持つものはかけがえのない存在であると認識し、他者を思いやる心をもつ看護専門職として社会に貢献でき、生涯を通して自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成を目的とする。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

また、教育の質の保証を担保するために、教職員組織及び教授会ほか学内委員会の設置などについて、学校教育法、私立学校法、大学設置基準を遵守しつつ、学則【資料 F-3（東京純心大学学則）】に明記し運営している。

さらに、法令遵守については、コンプライアンス規程【資料 3-1-1（学校法人東京純心女子学園コンプライアンス規程）】等の整備により徹底するとともに教職員への Eメールの配信を通じて教職員に呼びかけた。また、内部監査規程【資料 3-1-3（学校法人東京純心女子学園内部監査規程）】を整備し、内部監査を実施することとした。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は、東京都立滝山公園・滝山城跡に隣接し、自然の樹木等に囲まれ、昆虫等も生息している。また、校地が傾斜地となっているためその環境の保全に困難な点も多いが定期的な維持管理業務を害虫駆除業者に委託し、環境の保全に努めている。

また、創立者のシスター江角ヤスは学園創立以来たくさんの植物を植えるよう指示し、「あなたたちは将来、大事な自分の子供の教育にあたるのだから、植物をとおして『育てる』』ということの意味を教えてもらいなさい」との言葉を遺している。【資料 3-1-4（「からし種の詩」）】このため、現在でも 50 種類以上の桜をはじめとする四季折々の植物が存在し、学生をはじめとして来校者の心を癒しているが、学園内の教職員をあげてこの環境の維持に努めている。

人権への配慮については、大学にハラスメント防止委員会を設置するとともに、ハラスメント防止等に関するガイドライン【資料 3-1-5（ハラスメント防止等に関するガイドライン）】やハラスメントの防止策に関する規則【資料 3-1-6（東京純心大学ハラスメント防止委員会規程）】を定めて、その防止と救済に努めているが、学園においても、コンプライアンス推進委員会の設置や規程の整備を行い、内部通報者保護【資料 3-1-7（学校法人東京純心女子学園公益通報者保護規程）】やハラスメントの防止を強化した。また、大学の正規の授業科目として、「キリスト教学」や「純心人間学」「宗教学」【資料表 2-5（授業科目の概要）】などの基礎科目において人権に対する配慮や命の尊さについて学生の理解を深めている。また、教職員に対しては、FD 研修として、キリスト教的教育理念の講演会や理事長による学園創立者の話などを通じて同様の理解を深めるよ

う努めている。

安全管理については法令の定めにより、防火管理者、防災管理者、消防計画作成届出書、自衛消防組織届出書を作成し、消防署に届け出ている。また、防災備品保管場所、発電機の運転方法、非常食の確認など非常時対応訓練を実施している。そのほか、AEDの取扱研修会に教職員が参加するなど、非常時に備えている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報・財務情報の公開については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づきホームページ上で教育情報を公開している。また、私立学校法第 47 条に基づき財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書を作成し、法人事務局に備え付け閲覧に供している。

また、毎年、「東京純心女子学園広報」【資料 1-3-3（東京純心女子学園広報 No.18）】を作成し、前年度の事業報告、当該年度の事業計画、財務状況について取りまとめ、ホームページに掲載・公表している。

以上のとおり、基準項目 3-1 を満たしている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学園では、すでに述べたように経営の規律と誠実性については担保されているが、コンプライアンス等に関する研修会の開催等教職員への周知をさらに進める必要があると認識している。また今後は、教職員の行動規範やソーシャルメディアへの情報発信ポリシー等について規程をさらに整備し、教職員に周知していく。

3-2 理事会の機能

＜3-2 の視点＞

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 理事会の構成上の特性を生かし、看護学部を中心として東京純心大学と東京純心女子高等学校との高大接続と連携を図り、指定校推薦入学、特待生制度の導入を模索する。

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為【資料 F-1（東京純心女子学園寄附行為）】では、理事会は「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とあり、理事の職務の執行を監督することとなっている。

理事会は原則として年 4 回招集される。理事会業務のうち日常業務については、常勤

理事をもって構成する常任理事会に委任されており、常任理事会で処理された後、理事会に報告することになっている。理事会の議事録については、出席者全員が署名押印し、常に法人事務局に備え付けられている。

理事会からその設置する東京純心大学の管理・運営に関する業務のうち、理事会の決定事項を除く教育・研究に関する業務のみを学長に委任【資料 F-1（東京純心女子学園寄附行為施行細則）】しており、理事会の業務を総理する理事長と学長の権限と責任を明確に区分している。また、理事の選任について寄附行為の第6条【資料 F-1（東京純心女子学園寄附行為）】に基づき適切に選任されている。

学園内には東京純心女子高等学校があり、大学開学の平成8（1996）年度から学園内入試に関する申し合わせを交わしていたが、平成27(2015)年度に入り、高等学校への入学志願者等から本学看護学部との連携についての問い合わせが多く、さらに連携を深め高大接続を充実させていく必要があった。理事会が上記のような構成になっていることから、理事会において戦略的な意思決定を迅速に行うことができ、平成27(2015)年6月には平成28(2016)年度の学園内入試に関する申し合わせ【資料 3-2-1（学園内入試に関する申し合わせ）】を更新した。また、看護学部へ入学する学生の入学前教育(生物、小論文の課題)に対する補習を高等学校に依頼した。さらに、東京純心女子高等学校卒業後、看護学部へ入学する学生の特待生制度の検討を開始した。

以上のとおり、基準項目3-2を満たしている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

本学園においては、これまでも理事会の構成の特性を生かし、理事会の戦略的意思決定が出来る体制を維持してきたが、理事会の権限と機能を改めて確認・強化し学園の一体的な発展を図っていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 大学運営協議会、教授会、全学委員会等の権限と責任を明確にする。
- ② 学長の教学面に限ったガバナンスの強化とリーダーシップを発揮する体制を整備する。

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の意思決定に関することを審議する機関は大学運営協議会であり、学則【資料

F-3（東京純心大学学則）】の第8条及び大学運営協議会規程【資料 1-3-1（東京純心大学大学運営協議会規程）】において、その設置と運営方針を定めている。協議事項は(1)教育理念の具現化、(2)教育研究の将来構想、(3)大学運営に関する重要事項の審議、(4)内規等の審議、(5)緊急を要する事項となっている。学長をトップに、副学長、学長補佐、学部長、学科長、図書館長、事務局長、事務局次長、企画調整課長、学務課長で構成され、理事会から委任を受けている教育・研究に関する事項について意思決定を行っている。(1)にもあるように、教育理念の具現化のため大学の使命・目的に沿って意思決定及び業務執行が適切に行われている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長を補佐する体制として、運営組織規程【資料 1-3-9（東京純心大学運営組織規程）】により副学長、学長補佐を置くことができることとなっており、平成 28(2016)年 5 月 1 日現在、副学長 1 人、学長補佐 2 人を置いている。副学長は、学長の職務（全般）を補佐し、学長補佐は広報担当と教養教育室担当という特定の業務を補佐することになっている。副学長及び学長補佐は「学長の推薦により理事会の議を経て理事長が任命すること」となっており、組織上の位置づけも明確であり、使命・目的の達成に向けて理事会の意思決定にも機能している。

教授会は、学校教育法第 93 条に従い、学則第 9 条【資料 F-3（東京純心大学学則）】で(1)学生の入学・卒業にかかわる事項、(2)学位の授与に意見を述べることとなっている。また、教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定する際に教授会の意見を聴くことが必要なものと、教育研究に関する別に定める事項について、学長の求めに応じて意見を述べることができるとされており、役割が明確になっている。教授会は原則として月に 1 回、入試判定に必要な場合は随時開催しており機能している。学長が教授会に意見を聞くことが必要な重要事項についてはあらかじめ教授会規程【資料 3-3-1（東京純心大学教授会規程）】第 2 条に定め、学内に周知されている。

また、学則第 11 条【資料 F-3（東京純心大学学則）】により学内委員会を学長のもとに設置している。学内委員会は大学の運営を円滑にし、業務執行に対する責任を持っている。各委員長は大学運営協議会委員から学長が指名し、適宜、学長に業務の状況を報告することになっており、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮を支えている。

以上のとおり、基準項目 3-3 を満たしている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定組織は、大学運営協議会が各委員会の報告を受け、協議の結果学長が決定するというプロセスを重視し、それぞれの会議等の権限と責任も規程により明確化している。その反面、学内委員会は業務により細分化されているため、一人の教職員が複数の会議の委員になり委員会間の相互牽制が適切に機能しない場合が想定される。このため、平成 28（2016）年度は、関連する委員会を合同で開催し、さらに今後は、委員会の数を減らすとともに、PDCA サイクルを適切に回すことのできる体制の整備を行

い、学長のリーダーシップとガバナンスがより効果的に発揮できる体制の構築をめざす。

【資料 3-3-2（東京純心大学のガバナンスと PDCA 概念図）】

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 理事長の経営理念を明確にし、全学に周知・徹底する。
- ② 学長の教学面でのガバナンスの強化とリーダーシップを発揮する体制を整備する。
- ③ 大学内の教職員の意見や提案を真摯に汲み取る体制を整備・充実する。

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

理事長は法人を代表し、経営・管理面に関する業務を総理している。教学面についてのみ、学長、校長に委任しているが、学長、校長は理事として、ガバナンスに参画しており、あくまで理事会の意思決定に従い教学面での責任を果たしている。【資料 F-1（東京純心女子学園寄附行為施行細則）】

大学における業務処理は通常、委員会から提案された案件について、大学運営協議会の議を経て、教育・研究に関する事項であれば教授会に意見を聞くなどした上で、学長が大学としての意思を決定するが、最終決定は法人全体の意思決定機関である理事会である。理事会の構成員である理事に学長が就任することが寄附行為【資料 F-1（東京純心女子学園寄附行為）】で定められているため、法人と大学のコミュニケーションは常に取れている。大学運営協議会【資料 1-3-1（東京純心大学大学運営協議会規程）】の構成員には学部長、学科長、事務局長が含まれているため、大学内の各部門のコミュニケーションも取れており、小規模大学の特性を活かして円滑な意思決定が行われている。

学部には学部会、学科には学科会、研究センターには運営会議があり常に大学全体の動きを伝達しながら、学部運営、学科運営を進めている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

大学運営協議会には理事長補佐兼法人事務局長を兼務する事務局長が常に出席し、理事会の意向を伝えている。理事会には学長が理事として出席しており、教学面から理事会の審議等をチェックし相互にバランスが取れている。

監事の選任については、寄附行為第7条【資料 F-1（東京純心女子学園寄附行為及び同施行細則）】により、「監事は、この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」となっており、適切に選考されている。監事の職務は、寄附行為の第14条に規定され、

(1)業務監査、(2)財産の状況に関する、(3)毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出することなどが明記されている。現在は2人の監事が選任され、これに当たっている。監事は毎回、理事会に出席しているが、毎年5月に開催される理事会で財産の状況について意見を述べている。また、業務の状況については、大学の自己点検・評価報告書に基づき監事監査を実施した後、すみやかに理事会に報告し、意見を述べている。

評議員会については、寄附行為【資料 F-1（東京純心女子学園寄附行為及び同施行細則）】の第17条から23条に規定されているとおり、適切に運営されている。第19条に諮問事項が下記のとおり列挙されており、あらかじめ評議員会の意見を聞かねばならないことになっており、これらの事項については、理事会に先立ち、評議員会を開催し意見を聞いた上で、理事会で決定している。

- (1) 予算・借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の重要な不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

日常の業務を担当する学内委員会は学長の基に位置づけられている。また、教授会【資料 3-3-1（東京純心大学教授会規程）】は現代文化学部及び看護学部の教授で構成されており、学生の入学・卒業にかかわる事項、学位の授与のほか、教育研究にかかわる事項について意見を述べることになっており、大学のガバナンスは適切に維持されている。さらに、月に1回全教員からなる教員協議会【資料 1-3-2（東京純心大学教員協議会規程）】を開催し、学長から必要な事項を伝達するとともに、各教員からの意見・提案等を聞く機会を設けている。

大学運営協議会【資料 1-3-1（東京純心大学大学運営協議会規程）】のほか、学内委員会は教職協働で運営されており、自由な発言が可能で、職員の意見・提案を活かす仕組みも構築している。また、教員協議会を月1回開催され、連絡事項だけでなく、教育課程のあり方など教学面における大学運営について自由闊達な議論を行っている。平成27(2015)年度に「純心教育の継承と本学の将来的発展のために」【資料 1-3-7（「純心教育の継承と本学の将来的発展のために」）】と「東京純心大学の未来」【資料 1-3-8（「東京純心大学の未来」）】を作成し、教職員の指針とすることとしたが、これは教職員の

提案を大学運営協議会【資料 1-3-2（東京純心大学教員協議会規程）】で数ヶ月に亘り議論し、その後正式に理事会で了承され理事長の責任において公表したものである。平成 28（2016）年度は、学校教育法施行規則の改正を受け、ガイドラインに基づく三つのポリシー策定の検討会を全教職員で開始したところである。

また、大学経営及び運営に関する教職員の意見や提案を理事長、学長等が直接聞き、教職員の意思を真摯に汲み取るようにする。

以上のとおり、基準項目 3-4 を満たしている。

（3）3-4 の改善・向上方策（将来計画）

現状で、法人と大学間、大学内の各部門相互のコミュニケーションとガバナンスが維持され、相互にチェックする体制は整っているが、リスクマネジメントの観点からこのバランスが崩れないよう維持しつつ、さらには内部監査の実施により、透明性を確保していく。

3-5 業務執行体制の機能性

＜3-5 の視点＞

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

（1）3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

（2）3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 各組織の権限と責任を明確にし、職員の適正配置を図る。
- ② SD 研修を充実させる。

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

業務の執行にあたっては、理事会・理事長の責任において行われる経営・管理面の業務と学長の責任で行われる大学の教学面の業務を適切に分散し、相互に補完しながら進めている。これをサポートするため、職員を適切に配置している。

法人事務局には事務局長、総務課、財務課、企画調査役を置き、総務・人事、予算・決算・経理・施設、企画・監査に関する業務を行っている。大学事務局には事務局長、事務局次長、企画調整課、学務課、図書課、IR 推進室を置き、大学内庶務・施設・入試・広報、教務・学生支援・就職、IR に関する業務を行っている。【資料 3-5-1（東京純心女子学園事務組織規程及び組織図）】一部兼務をしている場合もあるが、権限と責任が一致し、職務上の相互牽制が効くよう職員を配置している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学は学内委員会を事務的に支援する形式で担当課が割り振られているため、担当役員制はとっていないが、各委員会委員長が実質的な責任者となっている。委員長が担当課と調整しながら年間スケジュールや会議運営、事業執行を管理しているが、そこに事務職員の果たす役割は大きく、職務上の専門性は高い。【資料 3-5-2（平成 28(2016)年度運営組織図）】大学においては、情報共有と円滑な意思疎通を図るため、月 2 回の課長等打ち合わせと月 1 回の職員会議を開催している。これらの会議においては日常業務のスケジュール管理だけではなく、大学改革の方向性や将来展望について議論できるような議題を設定し、役職・世代を超えて意見交換ができるよう配慮している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

SD 研修については、月 1 回の職員会議等を利用し、適宜、SD 研修会を行っている。平成 27(2015)年度は 2 回、学士課程教育の質的転換に関する他大学の改革事例の紹介や外部講師を招聘しての研修会を開催した。また、FD 研修会として開催された建学の精神の研究会に職員が参加している。

さらに、それぞれの担当職務の専門性を高めるため外部機関で開催される学生支援担当者研修会や就職担当者研修会、教務担当課長会議等【資料 3-5-3（平成 27(2015)年度外部研修会等参加者一覧）】に出席し、職員会議で報告している。さらに、朝礼時に持ち回りで、各自の担当業務の進捗状況の報告や業務に関する提案などを取りまとめ、論理的に組み立てたうえで、明確に説明するという訓練も行っている。お互いの業務の内容、現状、課題を知ることは事務局内の意思疎通と相互理解を図る上で有用である。

以上のとおり、基準項目 3-5 を満たしている。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

SD 研修を充実させ職員の意欲と資質の向上を図る。さらに、大学運営に関する専門性を高め、カリキュラムコーディネータ、キャリアカウンセラーとして高度専門職員を育成する。また、職員の配置を抜本的に見直し、適正なキャリアパスを構成し、より一層職務に励むことができる環境を整備する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

「基準項目 3-6 を満たしている。」

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 中長期的な計画に基づく適切な財政運営を行う。
- ② 安定した財務基盤の確立に努め、収支のバランスを確保する。

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学では、建学の精神や教育理念を実現し、その使命・目的を果たすため、これまでも委員会ごとに中長期計画【資料 3-6-1（各学内委員会の中長期計画）】を作成してきた。それを基盤として、毎年度、理事会に対して予算要求を行い、配分された予算をさらに学内において戦略的に配分してきたが、平成 24(2012)年 10 月には大学基本計画【資料 3-6-2(平成 24（2012）年 10 月理事会議事録）】の改訂を行い、大学改革を進める方針が理事会に報告され、東京純心女子学園将来計画として看護学部の新設を決定【資料 3-6-3（平成 26(2014)年 4 月理事会議事録）】し、その後、大学設置審議会の審査等所要の手続きを経て、平成 27(2015)年 4 月に看護学部を開設した。

さらに大学改革を推進するため、平成 27(2015)年度は、看護学部の新設を踏まえた新たな本学の中長期計画として「東京純心大学の未来」【資料 1-3-8（「東京純心大学の未来」）】を作成した。また、これに先立ち学内教職員向けに、「純心教育の継承と将来的発展のために」【資料 1-3-7（「純心教育の継承と本学の将来的発展のために」）】を作成し、その中で年次計画表も作成した。

平成 28(2016)年度予算要求については、上記の中長期計画に記載された事項を中心とした予算要求を行うことを基本とし、理事会においては、大学からの要求の内容を精査し、学生帰属収入減に伴う厳しい財政状況の中、適正かつ有効と思われる事項について財政的措置を行った。特に、18 歳人口の減少問題に対応するため、大学教育の質的転換や入試・広報関係の経費について充実を図り、また、学長調整費を設け、大学改革に対して学長のリーダーシップを発揮するための経費を確保し、大学の諸事業を円滑に進められるよう、適切かつ迅速に支出できる仕組みを構築している。【資料 3-6-4（平成 28(2016)年度大学予算配分一覧）】

また、本学園の資金運用は、安全面に十分配慮し銀行の定期預金による運用のみを行い、デリバティブ取引等の高リスクの運用は行っていない。

このように、本学園及び本学の財政運営は中長期的な計画に基づき、必要最小限の予算を工夫して組み立て、適切な財政運営を行っている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

帰属収入の 6 割以上を占めている学生生徒等納付金が、18 歳人口の減少等により厳しい状況にあるが、大学及び中学校・高等学校で入学定員を確保する目標を事業計画に定めて、安定した収入を確保するよう努めている。手数料収入の大部分を占める入学検定料の確保についても、平成 28(2016)年度入試よりこれまで全額免除であった現代文化学部の推薦入試（平成 12（2000）年度入試から免除）及び AO 入試（平成 15（2003）年度入試から免除）の入学検定料を徴収することとした。

帰属収支差額を見ると、平成 22(2010)、平成 23(2011)年度が若干のマイナス、平成 24(2012)、25(2013)年度がプラスであったが、平成 26(2014)年度が約 2 億、平成 27(2015)年度が約 3.5 億円のマイナスとなっている。これは平成 24(2012)、平成 25(2013)年度においては、人件費を削減したことによるものであり、平成 26(2014)年度以降は看護学部開設等のための経費が必要であったことが主たる要因であり、平成 27(2015)年度に開設した看護学部の完成年度においては、プラスとなることを目指しているが、平成 28(2016)年度の入学者の減により遅れることとなる。現在は流動資産の現金預金を確保しており、安定した財政基盤と収支バランスを維持している。また、平成 28(2016)年度の入学者の確保ができなかったことにより、平成 28(2016)、平成 29(2017)年度には、平成 24(2012)年度、平成 25(2013)年度と同様の措置が必要となることもあることを理事会としても確認をしている。

さらに外部資金の獲得については、徐々に科学研究費助成事業の獲得件数【資料 3-6-5（科学研究費助成事業採択一覧）】が増加しており、継続して獲得に努力すべく学内で科学研究費助成事業に関する研修会を開催している。

そのほかの外部資金の獲得【資料 3-6-6（平成 27・28 年度外部資金等一覧）】を、全学を上げて目指している。平成 27(2015)年度には、日本カトリック大学連盟カトリック学術奨励金、公益財団法人日本健康アカデミー健康知識・教育に係る公募助成が採択された。

以上のとおり、本学は基準項目 3-6 を満たしている。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学園及び本学の安定した財務基盤を確保するためには、学生生徒等納付金と私立大学等経常費補助金の確保が必要であり、充実した教育内容など大学の魅力を高めていくことにより、入学志願者の増を図っていく。また、外部資金の導入を強化していく。特に科学研究費助成事業については、全教員が申請を目指すことを将来計画に盛り込んでおり、それを実現すべく、教員への支援体制を構築する。そのほかの助成金についても、常に情報収集し、本学の事業計画と合致するものには積極的に応募していくとする。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

「基準項目 3-7 を満たしている。」

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

① 会計処理の適正な実施を継続する。

監事の会計監査を厳正に実施する。

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学園では、「学校法人会計基準」に基づき、「学校法人東京純心女子学園経理規程」【資料 3-7-1（「学校法人東京純心女子学園経理規程」）】「学校法人東京純心女子学園物品購入規程」【資料 3-7-2（「学校法人東京純心女子学園物品購入規程」）】「東京純心女子学園固定資産及び物品管理規程」【資料 3-7-3（「学校法人東京純心女子学園固定資産及び物品管理規程」）】等の諸規程を整備し、法人事務局財務課において適切に会計処理を行っている。実務での会計処理上の疑義や判断が困難なものについては、その都度私立学校共済・振興事業団の担当窓口や公認会計士に相談の上対応している。また、租税についても所轄の税務署に指導を受け、適切な会計処理に努めている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査及び私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査【資料 3-7-4（「学校法人東京純心女子学園監事監査規程」）】を行っている。

監査法人による会計監査は、あらかじめ定められた監査計画に基づき実施しており、元帳及び帳票並びに計算書類等の照合、棚卸立会、担当者との業務手続の確認等が行われる。また、理事長との面談による意見交換も行い、不正や過失の防止と発見に努めている。

監事による監査は、「学校法人東京純心女子学園監事監査規程」【資料 3-7-4（「学校法人東京純心女子学園監事監査規程」）】に基づき、教育研究機能の向上や財政の基盤確立等に寄与するため、学園の業務の執行状況及び財政状況の適正化について監査を行っている。また、監事は理事会及び評議員会に出席し、法人業務の運営が適正に行われているか監査している。さらに、監査法人の公認会計士と緊密な連携を保ち、定期的な意見交換を行った上で会計年度ごとに監査報告書を作成し、監査の結果及びその内容について理事会に報告している。

内部監査体制としては、「学校法人東京純心女子学園内部監査規程」【資料 3-1-3（「学校法人東京純心女子学園内部監査規程」）】を定め、職員を監査担当者として指名している。内部監査担当者は職員として学園の諸活動に精通した視点から、学園全体の効率的運営及び財務資料等を監査し、不正・過失・冗費等の防止・発見を目的に定期的な監査を実施し、会計処理の適正化に努めている。

以上のとおり、基準項目 3-7 を満たしている。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、現状においても会計処理の適正な実施及び会計監査の体制整備と厳正な実施を確保しているが、今後も学校法人会計基準、本学園の経理関係規程等に準拠し、適切に会計処理を進めていく。また、会計処理上の疑問や判断が難しいものについては公認会計士にその都度質問や相談を行い、今後も適正な経理事務の継続及び改善に努める。また、会計事務担当者を各種業務研修会に積極的に参加させ、会計業務運営の円滑化を図っていく。

〔基準 3 の自己評価〕

本学園及び本学の経営及び運営管理については、寄附行為がその基盤であり、これを厳密に遵守している。第 3 条（目的）に定めるとおり、「キリスト教の精神に基づき人格教育を施し、有為の人材を育成するための学校教育を行う」ことが基本であるが、ここには教育基本法と学校教育法に従うことを明記している。そのほかの関係法令や大学設置基準などを含めて、法令遵守に対する意識啓発を常に進めている。また、理事会及び評議会の運営や、資産及び会計についても寄附行為に基づき、適切に行っている。

経営面における理事長の権限及び責任と教育・研究面における学長の責任及び権限を明確に区分しながらも、一方で、理事会と大学の意思決定機関のコミュニケーションは常に確保している。例えば、大学の規程の制定・改廃であっても、ほとんどの規程については理事会に協議または報告するものとされている。また、理事会及び常任理事会において、毎回議題以外に学長から大学の動きについて報告し、理事会及び常任理事会での議決等については、大学運営協議会及び教員協議会で必ず報告している。

職員の資質の向上を図るための方策として、学内での SD 研修会の開催はもちろん、外部で行われる研修会・会議等への積極的参加を奨励している。これにより、職員はそれぞれの担当分野（企画運営系、教務系、学生系など）や職務に対する専門性を高めるよう努力している。

以上のとおり、日本高等教育評価機構が定める「基準 3」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準 3」を満たしている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価に準拠した内容の自己点検評価を行う。
- ② 監事の業務監査、理事会承認、第三者評価を経て公開すると共に、PDCAサイクルを機能させる。

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

学則の第 2 条【資料 F-3（東京純心大学学則）】に本学の使命・目的を明示し、教育研究の向上を図りその使命・目的を達成するため、同じく第 3 条に、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施し、その結果を公表することとしている。

本学は平成 21(2009)年度に日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審し、その後、各委員会の活動状況報告や学生による授業評価アンケート、学生生活アンケートなどの結果を踏まえ、平成 25(2013)年度、平成 26(2014)年度には独自の自己点検・評価書を作成し、毎年、監事に説明し、理事会の承認を得た後ホームページで公開してきたが、平成 28(2016)年度には日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審することを機に、平成 27(2015)年度は受審の際の様式に従った自己点検・評価報告書を作成することとした。

自己点検・評価委員会【資料 2-8-3（東京純心大学自己点検評価委員会規程）】が担当を決め、担当を主に、各評価項目に応じて自己評価を行い、将来計画とともに記述することとした。各担当が記述した自己評価を委員会ですらに審議し、平成 28(2016)年 3 月末時点で取りまとめ【資料 4-1-1(平成 27(2015)年度自己点検・評価報告書)】【資料 4-1-2(平成 27(2015)年度自己点検・評価報告書エビデンス集)】を行った。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会規程【資料 2-8-3（東京純心大学自己点検評価委員会規程）】に基づき自己点検・評価委員会が担当している。学長が主宰し、委員長を指名する。委員長のもとで、「本学の教育研究水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動にかかわる自己点検・評価の実施体制を整え、その結果を大学の健全な発展に資することを目的」として自己点検・評価を

実施している。委員会の主な審議事項は下記のとおりであり、「全学的に共通する項目及び個別分野、領域において実施した点検・評価結果を検証し、全学的視点による体系的な点検・評価を加えた自己点検・評価報告書を作成し、教育研究活動の状況を公表する」こととなっており、その体制は適切である。

(自己点検・評価委員会の審議事項)

1. 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の運営に関する事項について審議する。
2. 自己点検・評価委員会は、担当する分野、領域、項目について審議し決定する。
3. 自己点検・評価委員会は、全学的に共通する項目及び個別分野、領域における自己点検・評価を実施するために必要な細目を決定する。
4. 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実施期間について決定する。
5. 自己点検・評価の実施は、定期に実施する。ただし、特に検討を必要とする事項については、随時実施するものとする。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

自己点検・評価の実施については、自己点検・評価委員会規程【資料 2-8-3 (東京純心大学自己点検評価委員会規程)】に「定期に実施する。ただし、特に検討を必要とする事項については、随時実施するものとする」となっており、定期的な実施体制を確立している。

以上のとおり、基準項目 4-1 を満たしている。

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 28(2016)年度に日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審するが、その後も平成 27(2015)年度と同様に、これに準拠した形での自己点検・評価を 3 年に 1 度実施し、第Ⅲ期の大学機関別認証評価までに諸改革を着実に進めつつ、適切な自己点検評価を実施していく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

平成 27(2015)年度改善計画 (Plan)

- ① 日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価に準拠した内容の自己点検評価を行う。
- ② 監事の業務監査、理事会の承認、第三者評価を経て公開すると共に、PDCA サイクルを機能させる。

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価のためのエビデンスとして、業務ごとに実施しているアンケート調査を活用している。

(入試・広報関係アンケート【資料 4-2-1 (入試・広報関係アンケート結果)】)

- ・ **オープンキャンパスアンケート**は、本学が実施しているオープンキャンパスの際に来校する高校生を対象にアンケートを実施するもので、(1)本学を何(誰)から知ったか、(2)オープンキャンパスを何で知ったか、(3)プログラムで良かったもの、(4)良く読む進学雑誌、(5)良く見る進学サイト、(6)本学の志望順位について選択式で回答させ、最後に感想を自由に書かせるものであり、この結果を翌年のオープンキャンパスの企画に反映させている。
- ・ 看護学部においては、入試の際に受験番号を記入させたうえで、簡単なアンケートを昼休みに記入するよう依頼している。(1)本学の志望順位と他の志望校、(2)本学を志望した理由、(3)オープンキャンパスに参加したかどうか、(4)本学受験のきっかけとなった人(メディア)などを尋ねている。これらの結果を翌年度の入試広報に反映させているが、入学から卒業、その後の追跡調査を行うための入り口としても重要である。
- ・ **大学広報アンケート**は、入学直後のオリエンテーションキャンプにおいて全学生を対象にしている。(1)本学を受験した入試区分(AO、推薦、一般など)、(2)本学を知った媒体、(3)本学受験を決めた理由、(4)本学受験を決めた時期、(5)志望理由と志望順位について尋ねている。
- ・ 平成 27(2015)年度に「八王子地域合同学園祭」学生天国において**大学認知度に関する街頭アンケート**を実施した。
(1)大学名称を「東京純心女子大学」から「東京純心大学」に変更したこと(2)看護学部看護学科を開設したこと(3)共学となったこと、について質問した。実施時期が 5 月ということもあり、いずれの質問に対しても、「知らなかった」が 7 割を超えており、今後も継続した広報の必要性を認識した。

(学生による授業評価アンケート【資料 2-6-4 平成 27(2015)年度 FD・SD 委員会活動報告書 3～8 ページ】)

- ・ **授業評価アンケート**については、基準項目 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバックに記載のとおり実施している。

(学生生活関係アンケート【資料 4-2-2 (学平成 24(2012)～27(2015)年度学生生活に関するアンケート結果)】)

- ・ 学生による**学生生活アンケート**は、毎年、学生サービスの改善と学生の意識や生活に関する情報を収集する目的で実施している。
(1)所属クラブ・委員会、(2)大学生活の充実度、(3)授業以外の学習時間数、(4)施設・設備に関する改善要望、(5)学生生活における悩み、(6)学生食堂等について、の項目について尋ねている。平成 27(2015)年度においては、図書館の利用に関するものや学務に関する項目を増やし、学生生活の現状把握に努めた。
- ・ **オリエンテーションキャンプアンケート**は、入学直後に実施されるオリエンテーショ

ンキャンプに関する(1)参加満足度、(2)実施時期の適・不適、(3)同級生、上級生、教職員とのふれあい度、(4)テーマ「学園を知り、師を知り、友を知る」の達成度、(5)良かったと思うプログラム、などについて尋ねている。

- ・通学バスアンケートは、学生の主な通学手段である民間バス会社との懇談会に向けて学生の意見・要望等についてアンケートを行っているもので、その結果を取りまとめ、民間バス会社に要望として提出している。

(進路指導関係アンケート【資料 4-2-4 (進路指導関係アンケート結果)】)

- ・キャリアセミナーアンケートは、2 年次以上を対象とした授業科目である「キャリアセミナー」について、授業改善を目的に実施している。(1)授業の満足度とその理由(2)15 回の授業のうちで良かったもの、(3)本学の就職支援に対する意見・要望について尋ねている。
- ・労働法制の基礎知識セミナーアンケートは、授業科目「現代文化セミナー」の中で、東京労働局から講師を招き行っている労働法制の基礎知識セミナーに関して行っているアンケートである。
- ・自己啓発講座アンケートは、毎年授業外で実施している「自己啓発講座」について、次年度の改善のために実施している。(1)講座を受けてみたいと思った動機、(2)この講座で修得したいこと、(3)進路選択や職業選択で難しいと感じていること、(4)この講座に期待すること、について尋ねている。

(地域共創関係アンケート【資料 4-2-5 (地域共創関係アンケート結果)】)

- ・公開講座についてのアンケートは、地域共創センターが実施している公開講座について、今後の企画運営の改善に活かすために行っているもので、(1)参加の興味と度合い、(2)参加しやすい開催日と時間、(3)意見・要望等について尋ねている。
- ・クリスマスコンサートアンケートは、本学の学生及び教員によるクリスマスコンサート（パイプオルガンの演奏等）について、今後の企画運営の改善に活かすために行っているもので、(1)この開催を何で知ったか、(2)満足度、(3)参加者の年代、などを訪ねている。
- ・純心こどもの国のクリスマスアンケートは、現代文化学部こども文化学科、こども文化研究センターが実施している子ども向けの催し物について、今後の企画運営の改善に活かすために行っているもので、(1)制作活動の満足度（感想）、(2)ステージプログラムの中で良かったもの、(3)今後の要望、などについて尋ねている。

以上のように、自己点検・評価の評価のエビデンスとして、各種アンケートを活用して、透明性を確保している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

これらのアンケート調査は多岐に亘るため、各委員会とそれを支援する事務局各課が業務内容に応じて実施している。データの収集から分析まで、事務局担当課が行い、各学科へフィードバックし、学科において分析と情報共有を図っている。また、その結果

を次年度の委員会における事業計画に反映させている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価の結果については、大学運営協議会、教授会、教員協議会、職員会議において配布・説明することをおして、学内の教職員で共有し、今後の業務改善に活かすように周知している。

また、監事の監査を経て、理事会で承認を受けた後、平成 27(2015)年度は、第三者評価委員会で意見を聞き、大学事務局に備え付けるとともに、ホームページにおいて公開している。

以上のとおり、基準項目 4-2 を満たしている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

アンケートはそれぞれの業務において、学生や大学行事来場者の満足度を知り、翌年度以降の事業計画を立てるためにも重要な基礎資料であると考えているため、今後も継続して調査項目の精選に努めるとともに、一方で、集計等に変な労力を要することから敬遠される場合もあることから、アンケートの収集・集計・分析等を簡単に行えるシステムの導入などを図りながらアンケート調査の充実を図っていく。

また、これらのデータの有効活用を図るため、事務局に IR 推進室を設置したところであり、学内に存在するデータの収集に努めると共に、早期に分析・企画立案等を行うことができるよう体制を整備していく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価に準拠した内容の自己点検・評価を行う。
- ② 監事の業務監査、理事会の承認、第三者評価を経て公開すると共に、PDCA サイクルを機能させる。

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の制度を利用し、これまでの自己点検・評価を踏まえつつ、評価項目及び留意点を参考に、自己点検・評価委員会が平成 27(2015)年度にそれぞれが取り組むべき改善計画を確認した。（計画：PLAN、各基準の

冒頭に記載)

各学部・学科、委員会、事務局が計画を実行（活動：DO）し、自己点検・評価を実施する。それぞれの自己点検・評価の結果を自己点検・評価委員会が取りまとめて、理事長、学長に報告した。理事会【資料 4-3-1（平成 28(2016)年 5 月理事会議事録）】の議を経て、監事監査【資料 4-3-2（平成 28(2016)年 5 月監事監査意見書）】及び第三者委員会の外部評価【資料 4-3-3（平成 28(2016)年 5 月第三者委員会意見書）】を受けた。

（確認：CHECK）今後、大学事務局に据え置くとともに、ホームページで公開する。

これらの一連の流れの中で確定した自己点検・報告書を基に、監事や第三者評価委員会の意見を参考に、自己点検・評価委員会で改善策を検討し、大学運営協議会で次年度の事業計画や改善計画を作成し、実行する。（実行：ACTION）【資料 3-3-2（東京純心大学のガバナンスと PDCA 概念図）】

このように、本学は全学的な PDCA サイクルの仕組みを構築し、組織及び大学運営の活性化に努めている。

以上のとおり、基準項目 4-3 を満たしている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28(2016)年度に日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審するが、その後も平成 27(2015)年度と同様に、これに準拠した形での自己点検・評価を 3 年に 1 度実施し、第 3 期の大学機関別認証評価までに諸改革を着実に進めるために適切な自己点検評価を実施【資料 4-3-4（平成 28(2016)年度以降の自己点検評価について）】していくこととしているが、その間の毎年度ごとに、将来計画に基づく年度の事業計画を設定し、年度末に達成度を確認・自己評価し、その結果を翌年度に反映するという PDCA サイクルを有効に維持していく。

なお、平成 28(2016)年度の事業計画は以下のとおり作成済みであり、年度末にはその達成度を確認し、翌年度以降その過程を繰り返しつつ、3 年に 1 回の日本高等教育評価機構の書式による自己点検評価を実施することを、理事長出席のもとに自己点検・評価委員会【資料 4-3-4（平成 28(2016)年度以降の自己点検評価について）】でも確認しており、着実に実施していく。

平成 28(2016)年度 東京純心大学 事業計画

本学は平成 27(2015)年度、看護学部の開設により 2 学部体制を構築し、共学に伴う大学名の変更を行った。また、これに伴う教育環境の整備、学則・規程・組織の変更及び調整を着実に進めるとともに、今後 5 年から 10 年先の将来計画として「東京純心大学の未来」を策定し公表した。

平成 28(2016)年度は、開学 20 周年を迎え、7 年に一度の「大学機関別認証評価」の受審の年に当たるため、これを契機に学内全体をさらに点検し、将来計画の実現に向けた体制を整える。また、建学の目的に沿った教育の質の向上と活気ある事業の展開に重点を置くことにより、入学者の定員充足という課題にも適切に対応する。

具体的には、「東京純心大学のみらい」の目標・行動計画に定めた事項に従い、その実現に向けた方策や事業を進めていくこととしている。

以下は、その重点的な事業の概要である。

<主な事業計画>

「東京純心大学のみらい」の実現のために基盤となる事業
～大学教育の質的転換と内部質保証～

自己点検・評価の充実と大学機関別認証評価

- ・学校教育法に定められている 7 年以内に 1 回の認証評価を受審することによって、大学の教育・研究、組織運営及び施設設備の総合的な改善を図り、社会的に適正な評価を受ける。
- ・大学機関別認証評価第 2 期の留意点である、三つのポリシー(アドミSSION、カリキュラム、ディプロマ)と学修成果とを確認し、内部質保証のシステムを再点検する。
- ・認証評価に全学的に取り組むことをとおして、自己点検・評価・改善のサイクルを大学の文化として取り込み、教育の質的転換を目指す。
- ・大学の内部質保証のために、学生による授業評価アンケートを実施し、教員が改善策を示して教育の質の向上を図る。
- ・専任教員による公開授業を実施して、授業がアドミSSIONポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに沿ったものであるかを検証し、必要ならば修正を加える。
- ・学内研修会を実施して教育・業務の質の向上を図ると共に、学外の FD・SD 研修会に参加して教職員のスキルアップを目指す。

中長期の目標・計画（「東京純心大学のみらい」の要約）

（１） 教育

- ①純心教育の継承と感性教育の進展のための、カリキュラム、授業科目の見直し
- ②教養教育と語学教育に責任を持つセンターの設置と教養科目の整備

建学の精神の共有と純心教育の確立

平成 27(2015)年度は建学の精神について全教職員でその理念についての研究を深めた。平成 28(2016)年度は、その精神を具体化し、三つのポリシーの見直しと入試改革及び授業科目や授業方法の開発に着手する。

- ・教養教育センター（仮称）を設置して、純心教育及び感性教育を具体化（再定義）し、教職員に改めて周知徹底し、日常業務の指針とする。
- ・教養教育センター（仮称）においては、平成 31(2019)年度に教養教育科目を抜本的に見直し、現代文化学部と看護学部の授業科目を円滑に連動させるための調査・研究と計画策定を行う。
- ・キリスト教文化研究センターにおいては、建学の理念を浸透させ「純心スピリット」を研究し積極的に純心教育を広報する。そのため、「Campus Ministry News」学術雑誌「カトリコス」、「Newsletter」を充実させる。
- ・ボランティアセンターにおいては、学生等が純心教育の「愛と奉仕」の精神を学び、

理解し、実践していくために、「情報収集」「情報発信」「紹介」等によりボランティア活動を促進・支援する。

- ・短期語学研修については、現行のプログラムが主に国際教養学科の学生向けに語学研修を中心に組まれたものであるため、新学部 completion 年度の 3 年後までを目処に、看護学科及びこども文化学科の特色に合わせ施設見学等を織り込んだ新たなプログラムの設定を、取扱い業者の新規開拓や提携校視察を視野に入れて行う。
- ・3 ヶ年計画の初年度である平成 28(2016)年度は、国内の語学研修仲介業者との打合せを行い、新規提携校等の選定を中心に行う。
- ・海外留学に関する周知活動として大学図書館内に「国際交流コーナー（仮称）」を設けて海外留学関連の資料を展示し、海外留学のための英会話教室の開催なども実施したい。

中長期の目標・計画（「東京純心大学の未来」の要約）

(1) 教育

- ① 現代文化学部では「こども・からだ・こころ・あそび」の四つのキーワードを基盤にカリキュラムを見直します。
- ② 看護学部では、入学志願者数の増と質の向上を図りつつ、国家試験合格率 100%をめざすとともに、平成 31(2019)年度に保健師専攻科の開設を目指します。

学部・学科ごとの事業計画

(1) 現代文化学部 国際教養学科

国際教養学科は平成 27(2015)年に募集停止を行い、現在 4 年生 13 人、3 年生 2 人が在籍している。在籍している学生に対して、4 年間一貫したサポート体制を継続し、各自の履修計画に基づき卒業に向けての個別指導を重視する。さらに学生が実践的、主体的に研究活動ができるように、広い知識と様々な学修、研究方法を学ぶ場を維持し、未知の分野への限らない好奇心を育むことができるように指導及び支援する。そして学科が目標としている国際的な教養と独自の感性を身につけ、総合的かつ弾力的に考える力を、社会や文化芸術に活かし発信できる人材を育成する。

学科事業計画概要「4 月初旬 造形美術展」「6 月(前期)、12 月(後期)TOEIC IP 試験実施」「8 月初旬 GAKUTEN 万国学生芸術祭 出展」「10 月 卒業論文・卒業研究中間発表会」「1 月下旬～2 月初旬 卒業研究・制作発表会」「2 月 卒業論文・卒業研究発表会」などを実施する。

(2) 現代文化学部こども文化学科

こどもの文化を知り、こどもと関わることができる「人」を育成する。その一環として、学修成果を聖母祭、また、近隣の保育所、幼稚園、小学校などにおいて発表する地域交流の機会を設ける。また、「純心こどもの国のクリスマス」を学生が主体的に企画・運営し、一つの目標に向かい協働して作り上げる力を培い、同時に近隣の保育所、幼稚園、小学校のこども達と触れ合うことにより、こどもをよりよく知ることができるよう支援する。さらに、保育所、幼稚園、施設でのボランティア活動をとおり、こどもを支援する力を養えるよう図る。小学校英語インターンシップ、風の子幼稚園・加住小学童保育所・七尾福祉園との交流など、多方面との交流で実践的に上記の事業

が展開されている。こうした4年間の学修の集大成として、卒業論文・卒業研究・卒業制作を行い、発表・展示によりその成果を披露する。小学校教職課程及び保育士養成課程・幼稚園教職課程においては、以下のとおり実施する。

①小学校教職課程

《目標・方針》

- ・ 公立学校の教員採用に向けた学習指導の充実を図る。
- ・ 教育実習校での円滑かつ安全な実習が推進できるように学習面、生活面での指導の充実を図る。
- ・ 充実した資格取得を目指した進路指導の充実を図る。
- ・ 大学図書館との連携を強化した教職関係図書の充実を図る。
- ・ 本学の立地等を活かした教育課程を編成し、教員志望者の入学者増を図る。

②保育士養成課程・幼稚園教職課程

《目標・方針》

- ・ 学生が各種の実習を滞りなく実施し成果を上げられるよう支援する。
- ・ 保育所見学やボランティアなどから学生が実際の保育支援について学び、質の高い学修へ繋げていけるよう指導する。
- ・ 保育士・幼稚園教諭養成についてのカリキュラム等の研究を行う。

(3) 看護学部看護学科

平成27(2015)年4月学部開設にあたり、以下の5年間の中期目標を掲げた。この目標に沿って、引き続き、看護学部としての教育・研究の基盤を確立し、同時に「純心の看護学部」としての特色や卒業後の教育を検討していく。

[平成27(2015)年度～平成31(2019)年度 中期計画]

【大目標】 純心の感性教育に基づく看護実践・研究能力の高い学生の育成

【中目標】

①学部完成年度の4年間で看護学部の基盤を確立する

- ・ 教養教育、専門教育カリキュラムの確立
- ・ ソフト、ハード面の基盤整備

②教員の教育・研究能力の向上を図る

- ・ 博士号獲得のための支援
- ・ 各自が研究費を獲得すること
- ・ 各自が業績を増やすこと(論文、社会貢献、大学運営)

③看護学部の特色を確立する

- ・ 教育実践の場の構築
- ・ 中高との連携の検討
- ・ 地域連携の方策の検討

④卒業後教育の検討

- ・ 大学院の設立
- ・ 保健師専攻科の設立

中長期の目標・計画（「東京純心大学の未来」の要約）

（1）教育

- ① キャリア教育及び就職支援体制の強化
- ② 少人数教育の特色の進展と学生サービスの向上
- ③ 図書館及びラーニングコモンズなどの計画的な整備

① キャリア教育及び就職支援体制の強化

- ・就職支援体制の充実を目的とし、カリキュラムに位置付けて実施する進路指導の講義「キャリアセミナー」、学生の進路選択に繋がる資格取得講座の開催、インターンシップの拡充、就職活動のスキルアップ効果を目指す面接対策講座を開講する。
- ・平成 27(2015)年度より、学生の要望に応じて公立保育士採用試験合格講座を開講したが、平成 28(2016)年度は公務員試験直前の前期にフォローアップ講座も開講し、2 年継続体制で更なる強化を図る。
- ・学内のキャリアセンターでは、毎週 1 回（昼休み）「ミニキャリアガイダンス」を実施し、キャリアカウンセラーによる学生面談体制を強化する等、学生個々人の状況に即した支援を引き続き行っていく。

② 学生満足度の向上と支援体制の構築

- ・平成 27(2015)年度から継続している FD・SD 研修会を充実させ、学生満足度の向上を目指し、教職員の質の向上を図る。特に若手の教員をはじめ教職経験年数が少ない教員等に配慮し、相互に質の向上を目指す。
- ・学生の履修指導や卒業判定の基礎資料としての利用ができるように GPA 制度導入の準備を行う。
- ・時間割調整等学務関係作業に係る作業内容のマニュアル化を行い、学務事務の内容の明確化と作業の効率化を図る。
- ・学生の満足度向上を視野に入れ、講義室等を利用し易くするとともに、効果的な教室の利用に繋がるように教室内の環境整備を行う。
- ・看護学科の完成年次とともに新カリキュラムの実施ができるように、こども文化学科及び看護学科のカリキュラムの見直しについて、検討計画を立て、円滑に進むよう準備する。
- ・学生の履修登録が円滑に行われるように、また、学生への履修支援が十分行われるように教員による履修指導体制の充実を図る。
- ・学生及び教職員等の健康の保持・増進を目的として健康サポートセンターを開設し、健康支援に関する専門的業務を行う。また、カウンセリングルームとの一体化を図り、学生情報を共有する。
- ・オリエンテーションキャンプから奨学金の選考まで、例年多岐に亘り行っている学生支援関係事業については、平成 27(2015)年度のアンケートなどを踏まえ、適宜改善を加えながら、事故等のないよう円滑に遂行する。
- ・留学生支援としては、4 月に留学生ガイダンスを行いアルバイト状況等のヒアリングを行う。また、生活指導の一環として、年間 2 回（7 月、2 月）留学生交流会を開き、留学生と教員の交流の場を設ける。また、留学生向け奨学金の学内選

抜を行う。

- ・年間 4 回（前期及び後期授業 5 週目、9 週目）の授業における出欠状況調査を行い、留学生の学修状況を把握し、学修活動の支援に努める。新入生については日本語力向上及び授業出席について、4 年生の進路については、各学科や進路指導委員会と連携して、個々の学生の学年や目標に応じてきめ細かく支援する。

③図書館の充実とリテラシー教育の推進

- ・看護学部完成年度まで専門的資料の重点的収集を継続し、また現代文化学部においては学術的資料の更なる充実を図る。
- ・学生の図書館利用の推進、また情報リテラシー力向上のため、教員と図書館が協同で情報リテラシー教育の体系的カリキュラムを構築する。
- ・効率的な図書館サービスのための館内レイアウトの見直しを行う。また、図書館がラーニングコモンズの拠点となるよう科目担当者との連携を行いつつ利用の促進を図る。

中長期の目標・計画（「東京純心大学の未来」の要約）

（2）研究支援

- ① 全教員が科学研究費助成事業等の獲得を目指すことができるよう支援する。
- ② 看護学部では教員の博士号取得を支援する。

研究及び研究支援の充実と不正使用の防止

- ・研究活動不正防止、研究倫理規範を醸成するため、研修会やテキスト配付、e-learning を推進する。【資料 4-3-5 東京純心大学公的研究費の管理・監査に関する規程】【資料 4-3-6 東京純心大学における公的研究費の使用に関する行動規範】
- ・学術研究助成基金助成金（科研費）申請件数の増加のため、説明会等を実施する。
- ・大学紀要等大学発行物の電子データ化、発信事業を行う。
- ・倫理審査の適切な進行に努める。大学全体の研究倫理の意識向上を図るため、関連する研修会等に参加し、情報発信をする。

中長期の目標・計画（「東京純心大学の未来」の要約）

（3）地域連携・産学連携

- ① 八王子市等との連携を強化し、自他ともに認める「地域の大学」となる。
- ② こども文化学科では幼児教育業界、看護学部では医療看護業界との連携に努める。

こども文化研究センター

- ・平成 28(2016)年度も引き続き野上暁氏（日本ペンクラブ常務理事、元小学館プロダクション社長、作家・評論家）と灰島かり氏（英語圏児童文学・絵本翻訳研究）を客員教授として招聘し、「日本の現代児童文学をふりかえる—1959 年、そして 1960 年代」などの連続講座並びに絵本論講座を開催する。
- ・さらに、平成 28(2016)年度より、児童文学者協会会長の丘修三氏（児童文学者の立場でこども文化と平和に関連する活動を積極的に行っている）を新たに客員教授に招き、現代文化学部の基礎科目である純心平和学とリンクさせながら地域社会に向

けて発信する。

看護教育実践研究センター

- ・看護学生の看護実践能力・研究能力の育成に向け臨地実習における教育の充実を図るため、実習施設との連携を強化し実習環境の整備に努める。そのために、実習開始前後の実習施設の連絡協議等を密に行う。
- ・平成 27(2015)年度より、実習病院及び近隣の看護職者の看護実践能力の開発及び向上を支援するために研修会を実施しており、平成 28(2016)年度も継続して実施する。本センター事業をととして、八王子における地域連携を行い、看護職者の拠点として認知度が高まるよう活動する。

中長期の目標・計画（「東京純心大学の未来」の要約）

（4）地域住民、社会人の教育参加と生涯学習

- ① 公開講座やキャンパス見学会等を充実する。
- ② 地域の人々に必要な施設の確保と学生の実地研修の場の確保に努める。

地域共創センターの設置準備と公開講座等の充実

- ・地域共創センターの創設準備に向けて運営・企画体制を構築する。社会と一体となり信頼・支持されるセンターを目標とする。
- ・新たな企画・運営に努め、地域社会に開かれ、生涯学び続け主体的に考える力を育成できるセンターを目指し、新たな講座開講や平日教室開放などの公開講座の準備を行う。
- ・本学の各部門が相連携して、公開講座や住民参加型の共同イベントを開催する。
- ・いちょう塾提供公開講座に看護学部教員の担当講座を平成 28(2016)年度から追加する。

〔基準 4 の自己評価〕

本学における自己点検・評価活動の適切性としては、教育研究活動の質の保証と改善を図り、諸改革を進めるために、本学の使命・目的に即した自主的な自己点検・評価を恒常的に実施する体制を整備して、周期的に実施されていることで満たしている。

また、自己点検・評価活動の誠実性は、現状把握のために必要なアンケート調査や各種資料を十分に収集・整理し分析・検討しており、そのエビデンスに基づいた自己点検・評価の結果を学内で共有し、ホームページ等を通じて社会にも公表していることで満たしている。

さらに、自己点検・評価活動の有効性は、教育研究の改善と向上に結び付く仕組みが構築されており、自己点検・評価の結果を活用するためのPDCAサイクルの仕組みが確立している。

以上のとおり、日本高等教育評価機構が定める「基準 4」におけるすべての「基準項目」について、自己点検・評価を行った結果、「基準 4」を満たしている。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1 日本の社会状況やニーズに沿った貢献

《A-1 の視点》

A-1-① グローバル化し多様化する社会の要請に的確に対応しているか。

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画 (Plan)

- ① 小学校英語インターンシップの充実を図る。
- ② 授業科目以外の実習やボランティア活動を通じて、学生の課題解決能力を養う。
- ③ 大学の保有する資産の活用を図り、東京純心大学の認知度を向上させる。

A-1-① グローバル化し多様化する社会の要請に的確に対応しているか。

本学の使命は、教育基本法及び学校教育法に則り、カトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力の展開による人間形成に努めることである。また、目的は、平和的国際社会と地域社会のよき担い手として、普遍的かつ個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し、奉仕し得る人間の育成である。

これに基づいて教育課程が編成され、教育が実践されていることは言うまでもないが、現代社会は急速に変化し、グローバル化や価値観等の多様化が進んでいる。そのような社会状況に鑑み、本学では社会で役に立つ人材の育成に取り組んでいる。ただ単に資格を取らせる、免許を与えるというのではなく、変貌する日本社会に即戦力として貢献できる人材の育成に力を入れている。このため、授業科目以外にも以下のようなプログラムに取り組んでいる。

《小学校英語インターンシップ【資料 A-1-1(小学校英語インターンシップ実施要項)】》

平成 12(2000)年 10 月から実施している小学校英語インターンシップでは、本学 2、3 年生が、八王子市立第十小学校 5、6 年生の外国語活動に参加し、その授業の一部を担当している。小学校への訪問は月に 1 回であるが、事前に学内での準備に 6 コマを使い、外国語活動指導案を作成し、小学校教員との打ち合わせも行っている。授業では 3 人の学生が 1 クラスを担当し、英語に親しむことを基本とした授業形態で 45 分の授業を行っている。

小学校からは、「外国語活動の多様な方法を知ることができ、教諭にとっても勉強になる」とのお話をいただいている。本授業を受講しているのは、主に小学校課程を履修している学生であるが、この活動に参加することで、英語活動の実践的な力が身につく、卒業後の進路にも良い影響をもたらしている。

《リベラルアーツ実習【資料 A-1-2(リベラルアーツ実習実施要項)】》

「リベラルアーツ実習」は学外で行う多様な体験をととして、自立心や柔軟性を養い、自らへの自信を高めることを目的とする科目である。ワークキャンプ型のボランティア活動などへの参加をととして、自分自身を見つめ直し、異なる言語や文化・習慣などを持つ人々とも敬意の念を持って接し、感情や意見を伝え合い、ともに行動できるようになるための体験学修を行う。実習期間により付与単位数が異なる。

活動をととして、仕事に対する意欲・関心が高まり、周りとのコミュニケーションの重要性などを再確認でき、大学での講義・演習では得られない貴重な体験ができ人間的な成長が見られる。

《言語文化海外実習【資料 A-1-3（平成 28(2016)年度「学生便覧」81 ページ）】》

本学では、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアなどの言語教育機関で短期間学ぶ「言語文化海外実習」という授業科目を設置している。4 週間、8 週間、16 週間のプログラムがあり、英語などの言語と文化の短期研修ができる。このプログラムでは、期間・渡航先を選ぶことができるため、無理なく海外での生活を体験することができる。また、正規の授業科目であり渡航期間中も修学年限に算入され、成績の評価も行っている。

【参加実績】

年 度	期別	学科名	学年	人数	渡航先	期 間
平成 25 年度	夏期	こども文化学科	2	1	イギリス	4 週間
		こども文化学科	1	1	オーストラリア	3 週間
平成 26 年度	夏期	こども文化学科	2	2	韓国	4 週間
	春期	国際教養学科	2	1	カナダ	4 週間
平成 27 年度	夏期	国際教養学科	4	1	韓国	4 週間
		こども文化学科	4	1	韓国	4 週間
		こども文化学科	2	1	韓国	4 週間
	春期	こども文化学科	3	1	カナダ	4 週間
		国際教養学科	3	1	カナダ	4 週間
		こども文化学科	2	1	オーストラリア	4 週間

《留学【資料 A-1-4 平成 28（2016）年度学生便覧(89～90 ページ)】》

一般留学は、海外の大学の正規科目の単位を履修する留学であり、原則として1 年間まで海外の大学での留学期間は本学の修学年限に加えることができる。海外での修得単

位は計算のうえ 30 単位まで本学の単位として認めており、また、留学中の本学の授業料を半額にするなどの便宜を図っている。

【留学実績】

年 度	学 科	学年	人数	渡航先	期 間	付与単位
平成 25 年度	国際教養学科	3	1	カナダ	1 年	24 単位
平成 25～26 年度	国際教養学科	3	1	韓国	1 年半	24 単位

《看護学科としての社会貢献【資料 A-1-5（看護学部看護学科の社会貢献活動一覧）】》

大学には教育及び研究を通じて社会に貢献することが求められているが、看護学科においても教員の専門知識を活かし、施設や病院等の地域社会や地方公共団体、学術団体などへの支援を行っている。平成 27(2015)年度は特に、専門職への支援を重点的に行った。

社会貢献の方法としては、地方公共団体や教育機関、職能団体、学術団体等の各種委員としての活動や、講演、講習会等の講師、施設でのボランティア活動等を行っている。これら看護学科の教員が行う社会貢献を通じて、今後、本学の社会的認知度を高めていく。また、施設でのボランティア活動等の内容によっては、課外活動として教員が学生と共に活動することにより、教育の充実に繋がりたいと考えている。

以上のとおり、本学は基準項目 A-1 を満たしている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、民間企業や NPO 法人等と連携したアクティブラーニングの導入を図り、更なる社会貢献を行うとともに、汎用性の高い能力を有する人材の育成に努める。

A-2 地域（八王子市及びその周辺）のニーズに沿った貢献

《A-2 の視点》

A-2-① 地域貢献の核となる組織を設置し、学内各組織と連携を行っているか。

A-2-② 社会貢献事業が地域のニーズに的確に対応しているか。

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 地域の人々が望む公開講座や催し物を幅広く開催し、地域の人々の学習・文化活動に資するとともに、本学の認知度を向上させる。
- ② 八王子市や大学コンソーシアム八王子における地域活性化に関する教育・文化事業に積極的に参画する。
- ③ 地域医療、介護の分野において、地域のニーズ分析を行う。

A-2-① 地域貢献の核となる組織を設置し、学内各組織と連携を行っているか。

本学は、学則第 68 条に基づき、地域共創センター【資料 A-2-1（東京純心大学地域共創センター規程）】を設置して、公開講座をはじめとする地域貢献事業【資料 A-2-2（平成 27（2015）、28（2016）年度公開講座等のリーフレット）】を実施している。

また、現代文化学部こども文化研究センターやキリスト教文化研究センターにおいても公開講座等の事業を行っており、これらの組織とも連携している。平成 27(2015)年度は看護学部の設置に伴い、地域共創センター（委員会）の主催で看護学部教員が講演会の講師を担当するなど学内の連携をさらに強化した。

A-2-② 社会貢献事業が地域のニーズに的確に対応しているか。

本学では、地域のニーズをアンケート調査や八王子市や八王子大学コンソーシアム八王子の職員等との協議を通じて把握しつつ、以下の地域貢献事業を実施している。

（公開講座）

・概要

地域共創センターでは、公開講座として語学、美術、音楽、教養等に関する講座を開催【資料 A-2-2 平成 27（2015）、28（2016）年度公開講座等のリーフレット】するとともに、八王子市が主催する「八王子学園都市大学いちょう塾」へ講座提供を行っている。【資料 A-2-3（平成 28(2016)年度「いちょう塾」講座案内）】

また八王子市川口公民館との共催で夏休みに「親子で触れるパイプオルガン」を開催している。ほかにも独立行政法人日本学術振興会の委託事業である「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI（研究成果の社会還元・普及事業）の講座を 2 講座実施し、小学校 5、6 年生から高校生が参加参加している。

講座の対象は一般社会人向けのものから小学生や親子向けのものまで幅広く、本学の研究成果の還元地域の生涯学習に貢献している。

・評価

グレゴリオ聖歌やパイプオルガンなど八王子市内では本学でしか学ぶことのできない内容を提供することで、本学の特色ある教育・研究の成果を地元市民に還元できている。また、アンケート調査をもとに受講者のニーズにあった講座の設定等を工夫することが、リピーターだけでなく新規の受講生獲得にも結び付いている。

《八王子学園都市大学「いちょう塾」への授業科目の提供【資料 A-2-3（平成 27(2015)年度「いちょう塾」講座案内）】》

・概要

八王子学園都市大学「いちょう塾」は、八王子市と八王子地域 25 大学・短期大学・高等専門学校企業及び市民との協働により、八王子市民だけでなく、18 歳以上で学習意欲がある方ならだれでも学ぶことができる機会の提供を目的として開学した市民大学である。この「いちょう塾」には本学独自の事業である「公開講座」のほか授業科目も提供している。

・実績

平成 22(2010)年から平成 27(2015)年まで毎年受講者の受け入れを行った。6 年間の総

提供科目数は 19 科目、受講者は延べ 161 人であった。

・評価

本学は、「リトミック」「音楽療法」等の特色ある科目を提供してきたが、平成 26(2014)年度からは「フランス語」を提供し 1 クラス 15 人以上の受講者が集まった。身近な場所で、また過去に学習する機会を得られなかった語学等に興味関心を示す人が増加していることがわかった。

また平成 24(2012)年度まで授業科目であった「グレゴリオ聖歌」は担当教員の退職に伴い授業科目からは外れたが、地域共創センターがそれを受け継ぎ「公開講座」として、本学の特色ある研究成果の地域還元を継続している。

《高大接続事業〈八王子北高等学校・砂川高等学校〉》

・概要【資料 A-2-4（高大接続事業協定書）】

東京都立八王子北高等学校、東京都立砂川高等学校、東京純心女子高等学校との高大接続事業を行っている。東京都立八王子北高等学校からは毎年高校三年生の生徒 7 人前後が所定の大学授業（児童文学論等 2 科目）を通年受講し、高等学校にて一定の単位が認められている。東京都立砂川高等学校からは毎年 2 人前後の生徒が 7 月の一定期間連日大学に通い、体験授業のような形で複数科目を受講している。東京純心女子高等学校には、大学教員が出張授業に出かける形で大学の授業を体験してもらい、進路を考えるきっかけとしている。

・協定締結校：東京都立八王子北高等学校 平成 19(2007)年 7 月 9 日

東京都立砂川高等学校 平成 23(2011)年 4 月 1 日

・連携実績

東京都立八王子北高等学校 協定締結後 8 年間で受講者数は、延べ 37 人である。

東京都立砂川高等学校 協定締結後 5 年間で受講者数は、延べ 6 人である。

・評価

将来の進路を選択する契機とし、保育職を目指している生徒がこの事業に参加し、大学での学習を体験している。参加した生徒より提出された報告書には、指導者を想定した授業内容の中で、指導方法や制作方法を学び、その上で自身の指導方法や制作方法を考える機会を与えてくれた実りある授業であったことが報告され満足度が高いとの評価であった。

本事業は、大学での学習体験を目的としており、必ずしも本学への入学に直結していない事業ではあるが、結果として参加生徒の中から 3 人の入学者おり、それは授業内容が参加生徒の意図した内容に合致し、生徒の進路の選択肢の一助となった結果と受け止めている。

《クリスマスコンサート【資料 A-2-5（平成 27(2015)年度クリスマスコンサートのリーフレット）】》

・概要

例年 12 月に本学江角記念講堂において、本学の学生、教員によるクリスマスコンサートを無料で開催し、地域の人々に美しい音楽に触れる機会を提供している。本コンサートは本学の前身である短期大学音楽科の学生によるコンサートを国際教養学科の音楽

系科目の履修学生が継承し、学生の学修・研究成果を発表する地域に根ざした活動である。グレゴリオ聖歌やパイプオルガンの演奏など本学の特色を色濃く示すものから、声楽、合唱、ピアノ、弦楽アンサンブルと幅広い音楽を提供し、カトリック大学としてクリスマスの意義を伝える教育の一環としてきた。舞台運営や受付に学生も参加し、教職員とともにコンサートを運営している。

- ・実績

例年会場はほぼ満席となり、平成 27(2015)年度は約 600 人が来場した。本学で開催する一般向け公開事業としては最大規模のものである。

- ・評価

地域に長く定着した事業である。毎年楽しみにして来てくださるお客様も多い。アンケートでは感動と励ましの言葉を多数いただき、それが学生の学修意欲向上に繋がっている。学生が演奏者としてだけでなく、舞台運営にも主体的に関わり、お客様の反応を直接感じるができる体験は、学生が大きく成長する契機となった。

毎年プログラムに工夫を重ね、在学生と卒業生、教職員の合同合唱や本学元教員の指導を受けたグレゴリオ聖歌隊（コールマリエ）の参加など、出演者も幅広くなり、一層地域の皆様に親しまれるコンサートとなっている。国際教養学科の閉学科に伴い、平成 28(2016)年度以降は開催しないこととなったが、来場者からの継続の要望も非常に強く、これに代わるものとして、今後は地域共創センターとキリスト教文化研究センターとの共催で「パイプオルガンチャリティコンサート」を計画している。

《純心こどもの国のクリスマス【資料 A-2-6（平成 27(2015)年度純心こどもの国のクリスマスのリーフレット）】》

- ・概要

こども文化学科開設当初より継続して行っている地域のこども達との共創事業である。学生の中から「純心こどもの国のクリスマス実行委員」を募集し、企画運営の多くの部分を実行委員の活動で成立させている。

- ・実績、評価

本事業を通して、学生は将来保育の現場で働く者として大切な協働の精神を学び、自発性、自主性を養っている。また地域のこども達のプログラムへの参加が組み込まれており、地域の保育所、施設、学童クラブから長年の支援と協力、評価を受けている。

《大学コンソーシアム八王子【資料 A-2-7（平成 27(2015)年度大学コンソーシアム八王子事業報告）】への参加》

- ・概要

大学コンソーシアム八王子は、八王子地域の大学・短期大学・高等専門学校の連携事業、情報発信事業、学生活動支援事業、産学公連携事業、生涯学習推進事業、外国人留学生支援事業を展開している。

本学もコンソーシアムの一員として、単位互換、FD/SD 研修、夏休みこどもいちょう塾講師派遣、市民向け公開講座（八王子学園都市大学いちょう塾と連携）等に参加している。

また、大学コンソーシアム八王子に加盟する大学、短期大学、高等専門学校との相互の協力・交流・連携を推進し、教育の活性化と充実に資するとともに、学生に対して多様な学習機会を提供することを目的として単位互換協定を締結した。平成 28(2016)年度 4 月時点の制度利用大学は、本学を含め 13 大学で大学の授業を提供している。

・実績

毎年 8 月に開催される FD/SD フォーラム(大学コンソーシアム八王子主催)には FD・SD 委員会の委員を中心に研修に参加し、他大学の教職員と交流を深めている。小学生対象の夏休みこどもいちょう塾(7 月)には 2 年連続で 1 講座を提供し、多数の小学生が受講している。12 月に行われる「学生発表会」(幅広い分野の研究成果やアイデアを発表する)では、本学の学生がポスターをデザインし市内各所で掲示された。

・評価

FD/SD フォーラムにおいては、単独では招聘が難しい講師による研修が受講でき、本学の FD を推進させる要因となっている。夏休みこどもいちょう塾への講座提供は、大学の研究内容を地域に公開・還元する役目を果たしている。講座の補助には小学校教諭を目指す学生が就き、小学生とのかかわりを実体験できる場となっている。学生発表会では、本学の学生が発表することはなかったが、ポスターを作成しそれが広く市内に掲示されたことは、学生本人の学習意欲を向上させ、自信に繋がった。

単位互換においては、本学で開講していない授業科目が履修できることにより選択の幅が広がっている。さらに他大学の学生と一緒に授業を受けることは様々な考え方や意見を聴く機会となり、学生自身が刺激を受けており履修した本学の学生から高評価を得ている。また、他大学の学生が本学の特色である「リトミック」などの音楽系科目を受講することは、音楽教育及び音楽の原点に触れる機会となり、その学生にとっても貴重な学修の時間となったといえる。

《八王子市町会自治会連合会ロゴマークへの応募》

・概要

平成 27(2015)年度に八王子市町会自治会連合会からの依頼により、現代文化学部国際教養学科の学生 2 人がロゴマークのデザインを制作し提出した。

・実績、評価

他大学からも提出があり、連合会における審査の結果、ロゴマークとしては採択されなかったが、職員の名刺や幟などを作成する際に利用する旨、連合会長から連絡があった。また、学生 2 人には、連合会長から感謝状が贈呈されるとともに、その模様が連合会広報誌【資料 A-2-8 (八王子市町会自治会連合会広報誌)】に掲載された。

《「地域医療連携看護師会」への参加》

・目的

医療・福祉に携わるものは、常に患者、利用者そして家族の置かれた現状を把握し、それぞれが安心、満足できる医療、介護を提供しなければならない。そのために保健・医療・福祉を理解し、顔と顔の見える関係作りの体制を構築し、住み慣れた地域での生活がスムーズに実現できるよう援助することを目的として「地域医療連携看護師会」

が平成 27 年(2015)に発足した。

・メンバー

東京都南多摩地区の病院、介護福祉施設等約 20 施設の看護部長、看護師長等
東京純心大学看護学部看護学科教員

・会議日程及び議題

会議日程及び議題は以下のとおりで、平成 27(2015)年度は第 2 回の会議から継続的に参加した。

【議題等開催状況】

日程	開催場所	議題
平成 27 年 7 月 29 日(火)	クリエイトホール 5 階会議室	地域医療連携看護師会 第 1 回会議 ・地域医療連携看護師会立ち上げの経緯 ・参加者自己紹介 ・事前アンケート集計結果
平成 27 年 9 月 16 日(水)	いちょうホール (八王子市芸術文化 会館)4 階会議室	地域医療連携看護師会 第 2 回会議 ・会議運営について ・今後の具体的活動 ・東海大学医学部付属八王子病院の紹介
平成 27 年 11 月 18 日(水)	南多摩病院 8 階ホール	地域医療連携看護師会 第 3 回会議 ・ワークショップ テーマ：「退院支援における各病院・ 施設の院内の問題をディスカッション し、今後の課題と解決策を話し合う」 ・南多摩病院施設見学
平成 28 年 3 月 17 日(木)	東京純心大学	地域医療連携看護師会 第 4 回会議 ・看護師が担う医療・福祉の連携講演会 ・終末期看護に関する看護職の意識と研修・教育の実態（本学教員） ・八王子市の地域医療の現状と課題（八王子市医療保険部長） ・在宅医の立場から（クリニック医師） ・東京純心大学看護学部施設見学

・参加実績と今後の展望

この会議への参加の意義と今後の展望は、東京純心大学近隣の病院・施設等とのネットワークの構築である。

ア 南多摩地区における病院・施設の情報やノウハウなどの共有

イ 地域医療連携の現状把握と課題の抽出

ウ 八王子市における東京純心大学看護学部の役割を明らかにするとともに病院・施設と様々な共同事業を実現する。

以上のとおり、本学は基準項目 A-2 を満たしている。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、これらの社会貢献事業・地域貢献事業について満足度調査を実施し、評価と検証を充実させるとともに、参加者の増を図るため広報も工夫していく。

【基準 A の自己評価】

本学は、東京都西部の八王子市にあり、主要駅から約 5 k m 離れているため、東京都に位置するとはいえども、その基盤を「地域」に置いていると言っても過言ではなく、これまでも地域の人々に支えられながら、様々な地域貢献事業を実施してきた。地域創生による経済の活性化を図るという政府の政策もあり、ますます、本学に対する地域の期待と責任は大きくなっている。

そのような状況において、「基準 A」について、自己点検・評価を実施し、これまでの社会貢献・地域貢献活動について確認した結果、本学は「基準 A」を満たしている。

基準 B. 強み・特色を生かした独自の研究活動

B-1 建学の精神を支えるキリスト教カトリシズム研究の推進

《B-1 の視点》

B-1-① キリスト教カトリシズムに関する研究組織の体制を整備しているか。

B-1-② 共同研究、講演会、成果の出版等が適切に行われているか。

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 本学の基盤であるキリスト教カトリシズムに関する研究を深め、学生の教育に資する。
- ② 講座、成果の出版等を行い、研究成果の普及に努める。

B-1-① キリスト教文化に関する研究組織の体制を整備しているか。

本学の建学の理念を支える「キリスト教カトリシズム」に関する研究は本学の基盤であることはもちろん強み・特色でもある。このため、カトリック的人類愛と建学の精神の研究とその普及の推進、及び、これに関わる諸般の事業の運営をととして、本学内外のキリスト教文化に関する教育・研究の発展に資することを目的としてキリスト教文化研究センター【資料 B-1-1（東京純心大学キリスト教文化研究センター規程）】を設置している。キリスト教文化研究センターでは主に「純心スピリットの研究」「建学の精神の学内における浸透」「学外への発信」を行っている。

B-1-② 共同研究、講演会、成果の出版等が適切に行われているか。

①基本コンセプト

キリスト教文化研究センターは、カトリック的人類愛と建学の精神の研究とその普及の推進、及び、これに関わる諸般の事業の運営をととして、本学内外のキリスト教文化に関する教育・研究の発展に資することを目的としている。

②研究の概要

本学の理念である「愛に根ざした真の知恵」の探求により、現代の危機的時代に、宗教間対話、他者間対話、文明間対話を探究し、和解、共生を追及する方途の構築を研究の大枠とする。

③講演会等

1) 学内研修会

建学の精神と教育の理念に関する研修会全 4 回（FD・SD 委員会と共催）

日時	研修会テーマ
5 月 27 日 15:50～17:20	キリスト教共育の根源(第 1 回)—隣人とは— 講師：宮本久雄神父（本学教授・ドミニコ会司祭）
6 月 17 日	創立者シスター江角ヤスと純心教育

16:00～17:20	講師：シスター森山叡子（本学園理事長）
9 月 16 日	命の尊さ
13:00～14:30	講師：森一弘司教（真生会館理事長）
10 月 28 日	キリスト教共育の根源(第 2 回)—相生とは—
10:30～12:00	講師：宮本久雄神父（本学教授・ドミニコ会司祭）

上記講演については、FD・SD 委員会が振り返りのためのアンケートを第 4 回より実施した。受講テーマについての理解の深まり及び自己省察のために、アンケートは第 1 回から実施すべきであった。【資料 B-1-2（平成 27(2015)年度 FD・SD 委員会活動報告書 16～26 ページ）】

2) 講演会

日本カトリック大学キリスト教文化研究所協議会第 28 回連絡会議会場校として、「現代社会といのちの恵み」と題して、上智大学グリーンケア研究所所長島蘭進氏（上智大学教授）の講演会を開催した。

3) コンサート

- ・パイプオルガンレクチャーコンサート（鏑木陽子教授）（平成 27(2015)年 9 月 26 日）
- ・「グレゴリオ聖歌を学びましょう」（シスター石川和子元教授(平成 27 (2015)年 11 月 14 日)

④出版等

キリスト教文化研究センターの研究成果を編集し「カトリコス」【資料 B-1-3（「カトリコス」）】を現在隔年刊行している。なお、平成 27(2015)年度は刊行年に当たらなかったが、8 月に開催したシンポジウムの記録と論文を掲載し、他大学・研究諸機関及び研究者との学術交流のため刊行・配布した。さらに、開学 20 周年を迎えるにあたり創立者の言葉を詠んだ短歌集を刊行・配付した。創立の精神とその目的を確認し、建学の理念の普及を目指して Newsletter を毎年発刊しており、平成 27(2015)年度も平成 28(2016)年 2 月に刊行【資料 B-1-4(「Newsletter」)】した。

学生へのキリスト教カトリシズム、創立者の精神の伝達を目的として、Campus Ministry News を年 2 回刊行している。【資料 B-1-5 Campus Ministry News No.87】

⑤その他の活動

キリスト教や聖書への理解を深めるため教職員を対象とした「キリスト教教養講座」を開催し、学生のためには大学直属クラブである「アンジェラ会（カトリック研究会）」の活動をサポートしている。

以上のとおり、本学は基準項目 B-1 を満たしている。

(3) B-1 の改善・向上方策

平成 27(2015)年度に学内外共同研究の核として、キリスト教文化研究センター内に「愛智研究会」を設置した。【資料 B-1-6（東京純心大学 愛智研究会内規）】従来活発とは言えなかった共同研究を推進し、その成果を主としてシンポジウムや「カトリコス」で発表する予定である。

建学の理念研究及び普及は継続して実施するが、講演会でのアンケート実施及びその

回答の有効活用を検討する必要がある。また講演内容の授業・学生指導等への具体的フィードバックに関する検討会、研修会の開催も必要である。

B-2 こども文化に関する研究の推進

《B-2 の視点》

B-2-① こども文化に関する研究組織の体制を整備しているか。

B-2-② 共同研究、講演会、成果の出版等が適切に行われているか。

(1) B-2 の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27（2015）年度改善計画（Plan）

- ① こども文化研究センターにおける研究の継続と発展を図る。
- ② 外部研究資金の獲得に努める。
- ③ 共同研究の推進、公開講座の充実、成果の出版等に努める。

B-2-① こども文化に関する研究組織の体制を整備しているか。

本学のカトリック的人類愛に根ざした教育理念に基づき、こどもの文化全般及び保育・教育に関する研究を推進し、地域と連携しながら社会に貢献することを目的としてこども文化研究センター【資料 B-2-1（東京純心大学こども文化研究センター規程）】を、平成 16(2004)年 4 月に設置した。

本学は使命・目的に従って、小規模ながら強み・特色を生かした独自の研究を推進している。その一つが「こども文化学」に関する研究である。本学のこども文化学研究は、「児童文学（絵本文化）」「こども心理」「身体・表現」の三つの柱で進めているが、こども文化研究センターでは、こども文化学科の教員全員が運営・研究に携わっている。また、それらの研究の成果を教育課程に反映させている。

B-2-② 共同研究、講演会、成果の出版等が適切に行われているか。

①概要

こども文化研究センターは、こども文化学科専任教員による運営委員会が運営し、こども文化に関する総合的研究のほか、講演会、シンポジウム、ワークショップなどの公開講座の開催、市民参加型の地域連携事業や講師派遣事業を行う地域共創プログラムの実施、研究成果や活動報告などをまとめた出版物の刊行などをとおして地域や社会のこども文化の発展に寄与できるよう努めている。

②外部資金の獲得状況【資料 3-6-5（科学研究費助成事業採択一覧）】【資料 3-6-6（平成 27・28 年度外部資金等一覧）】

現代文化学部こども文化学科では、科学研究費助成事業の助成を受けて平成 27(2015)年度は 1 件（研究代表者）、平成 28(2016)年度は 2 件（研究代表者）の研究を行っている。また、平成 27(2015)年度には日本カトリック大学連盟・カトリック学術奨励金「研

究助成金」による研究を行った。

いずれの助成金もこども文化、初等教育に関するテーマで研究活動をさらに活発にしている。

③学内、学外との共同研究の状況

平成 27(2015)年度は「日韓キリスト教児童文学研究」を白百合女子大学、こども教育宝仙大学、アジア児童文学日本センター、韓国児童文学学会所属の研究者と共同研究し、研究成果は報告書の刊行（平成 28(2016)年 2 月 29 日）、シンポジウムの開催（平成 28(2016)年 3 月 12 日）をとおして公開した。

④講演会の実績

1) こども文化研究センター主催 前期公開講座【資料 B-2-2（同リーフレット）】

- ・テーマ：①心に傷を持ったこどもたちと絵本
②絵本に登場する空想の友だち

・参加者数：本学学生：34 人、一般：2 人

2) こども文化研究センター主催 後期連続公開講座【資料 B-2-3（同リーフレット）】

- ・対象：一般、本学学生
- ・テーマ：「戦後日本のこども文化の歴史」
- ・参加者数：1 月 9 日 55 人（一般 3 人）
1 月 23 日 50 人（一般 1 人）

⑤シンポジウム

- ・東京純心大学こども文化研究センター主催 シンポジウム「日韓のキリスト教児童文学を考える」【資料 B-2-4（同リーフレット）】
- ・対象：一般市民、研究者、児童文学者
- ・参加者数：20 人

⑥出版

- ・「日韓キリスト教児童文学研究」平成 28(2016)年 2 月 29 日
【資料 B-2-5（「日韓キリスト教児童文学研究」）】

⑦学会事務局

- ・アジア児童文学日本センター（こども文化研究センター主任が理事及び事務局長を務めており、当センター事務局を大竹聖美研究室内に設置している。）
【資料 B-2-6（「アジア児童文学日本センター」ウェブサイトのコピー）】

以上のとおり、本学は基準項目 B-2 を満たしている。

(3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

日本の大学で「こども文化」の領域を研究し、地域に開いた公開講座を専門的に企画運営している機関はごく少数である。その社会的責任に応えるためにも、こども文化領域の専門的な講座を継続して公開していく努力を続ける。しかしながら、大学院は未設置であり、専門研究者がごく少数に限られているため、人的資源の改善が課題であり、優秀な人材の確保を図っていく。

B-3 地域ニーズを分析した看護教育実践研究の推進

《B-3 の視点》

B-3-① 看護学に関する研究組織の体制を整備しているか。

B-3-② 共同研究、講演会、成果の出版等が適切に行われているか。

(1) B-3 の自己判定

「基準項目 B-3 を満たしている。」

(2) B-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度改善計画（Plan）

- ① 看護教育実践研究センターを設置する。
- ② 地域のニーズ調査を行い、公開講座を充実するための準備をする。
- ③ 外部研究経費の獲得に努める。
- ④ 共同研究の推進、公開講座の充実、成果の出版等に努める。

B-3-① 看護学に関する研究組織の体制を整備しているか。

平成 27(2015)年 4 月に看護学部を開設し、それに伴い看護学生に関する教育・実践・研究能力の育成及び向上を図り、本学の教育・研究の発展に資することを目的として、「看護教育実践研究センター」【資料 B-3-1（東京純心大学看護教育実践研究センター規程）】を設置した。看護教育実践研究センターでは、主に次の 5 点の活動を行うこととしており、看護学部の教員で構成している。

- ・看護学生の看護実践能力・研究能力の育成に関する事業
- ・看護教員の教育力・看護実践能力・研究能力の向上に関する事業
- ・実習病院及び地域などの看護職者の看護実践能力の開発及び向上に関する事業
- ・地域住民の健康な生活（生きがい）づくりに関する事業
- ・その他、センターの目的達成のための学部長が特に必要と認める事業

B-3-② 共同研究、講演会、成果の出版等が適切に行われているか。

看護教育実践研究センターにおける共同研究、講演会、出版の実績については以下のとおりである。

① 看護教育実践研究センターの基本コンセプト

センターの主な目的は以下の 4 点である。

- ・看護学生の臨地実習が効果的に展開されるための学習環境の整備・調整
- ・看護学生、教員、実習施設及び地域などの看護職者を対象とした看護実践研究の支援
- ・地域住民を対象とした心身の健康のための支援
- ・地域のネットワーク構築

これらの目的を達成するために、年度当初に活動計画を立案し活動している。

② 学内、学外との共同研究の状況

平成 27(2015)年度は看護学部看護学科の共同研究として、八王子市の病院、介

護保健施設、訪問看護ステーションに勤務する看護職者を対象に、終末期看護に関する意識と教育・研修の実態を調査した。研究結果は報告書【資料 B-3-2（東京純心大学看護学部看護学科研究報告書）】として冊子にまとめ、調査協力病院・施設等に送付した。

③ 講演会の実績

本センターの事業である「実習病院及び地域などの看護職者の看護実践能力の開発及び向上に関する事業」として、平成 27(2015)年度は 2～3 月にかけて看護学部の専任教員が講師となり「看護倫理」「臨地実習指導」「フィジカルアセスメント」の研修会を開催した。臨床で活躍する看護師の参加が中心であり、アンケート結果【資料 B-3-3（研修会アンケート結果）】では、現場の看護に直接生かせる内容だったと好評であった。今後もアンケートを踏まえて、要望の強いものを企画していく予定である【資料 B-3-4 平成 28(2016)年度研修計画】。

④ 出版、雑誌投稿実績、学会発表実績

看護教育実践研究センターにおける活動報告を平成 27(2015)年度に作成した。

【資料 B-3-5（看護教育実践研究センターにおける活動報告）】

⑤ 外部資金の獲得（科研費、共同研究）【資料 3-6-5（科学研究費助成事業採択一覧）】

【資料 3-6-6（平成 27・28 年度外部資金等一覧）】

平成 27(2015)年度科学研究費助成事業の助成を受けて行っている研究は 5 件(研究代表者ある。また、「公益財団法人日本健康アカデミー健康知識・教育に係る公募助成」からの助成金を獲得し、行っている研究が 1 件ある。

看護学部内で行っている共同研究は 2 件あり、専門領域を超えて活動している。

⑥ 看護学部紀要の発行

平成 27(2015)年度に看護学部を開設し、研究活動の公表の場として、また研究活動の推進に役立てるために紀要を発行した。平成 27(2015)年度は第 1 号として、看護学部の教員が執筆した 5 件の研究論文を掲載した。【資料 B-3-6(看護学部紀要)】

⑦ その他（地域のニーズ調査）

平成 27(2015)年度は、八王子市内の近隣の病院を訪問して看護職から看護研究に関する聞き取り調査を実施した【資料 B-3-7（研究班の活動報告）】。また、地域住民に対しては、平成 28(2016)年度の看護教育実践研究センターの事業活動として、八王子市にあるシニアボランティアの会である「八王子センター元気」や看護教育実践研究センター主催の講演会等の参加者を対象として、調査の実施を計画している。

以上のとおり、基準項目 B-3 を満たしている。

(3) B-3 の改善・向上方策（将来計画）

近隣の病院からは講演会や研究会について、都内 23 区での研修会への参加は時間的に難しく、八王子市内の開催であれば参加し易いという意見があることを踏まえ、看護職者を対象とした講演会・研修会を定期的に行うことができるよう年間計画を作成する。

また、講演会や研修会をとおして交流を深め、情報交換を密にして共同研究の取り組みへと発展させる予定である。地域住民に対しても、大学の地域共創センターの公開講座とタイアップして心身の健康のための支援を推進する予定である。

【基準 B の自己評価】

本学の強みと特色を活かした研究活動を推進するためには以下の 4 点が重要である。

- ①建学の精神と教育理念のもとであるキリスト教カトリシズムの研究を進めることにより、その基盤をより強固なものとする。
- ②その上に本学の教育上の特色のひとつである「感性教育」の研究を進め、学生の教育に活かし、保育士等の養成に資すること。
- ③看護師をめざす学生の教育には、臨地実習が効果的に展開されるための学習環境の整備・調整や看護実践研究の支援を行うこと。
- ④地域住民を対象とした心身の健康のための支援を行うとともに、本学に対する地域からの支援も必要であること。

これらの実現のため、キリスト教文化研究センター、こども文化研究センター、看護教育実践研究センターの三つの研究センターがそれぞれの特色を発揮して研究活動を進めている。これらの観点から、「基準 B」について、自己点検・評価を実施した結果、「基準 B」を満たしている。